

ISSN 2186 – 3989

カントの批判哲学における
『法論の形而上学的基礎論』の位置づけ

—J. ペーターゼンの所論を中心にして—

松本 和彦

The Place of “ The Metaphysical First Principles of the Doctrine of Right ” in Kant’s
Critical Philosophy - With a Focus on J. Petersen’s Thesis

Kazuhiko Matsumoto

北 陸 大 学 紀 要
第52号(2022年3月)抜刷

カントの批判哲学における『法論の形而上学的基礎論』の位置づけ
—J. ペーターゼンの所論を中心にして—

松本 和彦*

The Place of “The Metaphysical First Principles of the Doctrine of Right” in Kant’s
Critical Philosophy - With a Focus on J. Petersen’s Thesis

Kazuhiko Matsumoto*

Received February 1, 2022
Accepted February 15, 2022

Abstract

This paper examines the position of Kant’s “The Metaphysical First Principles of the Doctrine of Right”, especially his theory of private law in critical philosophy, in other words its relation to “Critique of Pure Reason” and “Critique of Practical Reason” using Petersen’s thesis as a starting point. In doing so, the analysis will focus on the theory of possession, property and contract law within the private law theory.

This analysis will demonstrate that Kant’s “The Metaphysical First Principles of the Doctrine of Right” or the theory of private law is a ‘critical’ philosophy of law and that it can be consistently incorporated into the system of critical philosophy.

目次

はじめに	2
第一章 カント法哲学をめぐる現在の解釈論争	6
第一節 カント法哲学の継受	6
第二節 『法論』解釈をめぐる二つの論争	8
第一項 批判的・超越論的性格をめぐる論争	8
第二項 独立性テーゼをめぐる論争	12
第三節 『法論』の成立時期についての論争	14
第四節 ペーターゼンの研究の立場	18
第二章 カントの私法理解	18
第一節 占有 (Besitz) と所有 (Eigentum)	19
第一項 本体的占有 (possessio noumenon) と現象的占有 (possessio phaenomenon)	20
第二項 批判哲学への移行としてのヌーメノン (Noumenon) とフェノメノン (Phaenomenon) との区別	22
第三項 『法論』と『純粹理性批判』における「超越論的分析論」との連関	23
第四項 可想的占有 (intelligibler Besitz) と可想的自由 (intelligible Freiheit)	25
第二節 契約法	25
第三節 『法論』に対する暫定的評価	29
第三章 『法論』の批判哲学における位置価値	31
第一節 『法論』の批判哲学における位置価値に対する誇張の危険性	31
第二節 『法論』と批判書との連関	32
第一項 『法論』と『純粹理性批判』との連関	32
第二項 『法論』と『実践理性批判』との連関	34
第三項 批判哲学における中心的定数としての自由	35
第四項 実在的理念としての所有権要請	37
おわりに	37

はじめに

カール・ラレンツの弟子であり民法、商法、労働法および法哲学の研究者であるクラウス・ヴィルヘルム・カナーリスはかつて、今日においてもなお現行法の研究にとって法哲学に取り組むことがいかに実り豊かなものであるかを強調していた¹。師であるラレンツは、一度は新カント学派に属していたが、その後、新ヘーゲル学派に参加した。ラレンツはJ. ビンダー門下で客観的観念論の立場に立っていた²。それに対してカナーリスは、特にカントはずっと「哲学上の導きの星」のひとりであったと打ち明けている³。

2004年にはカント没後200年の記念行事が世界各地で国際的な規模で開催され、カント再評価の高まりが見られた。そして今度は、2024年カント生誕300年の記念行事に向けて法哲学・政治哲学も含めたカント哲学全体があらためて脚光を浴びるであろうと推察される。

以下において詳しく取り上げるカントの法哲学、主として私法論に関するイエンス・ペーターゼンの論文は恩師であるカナーリスの70歳の生誕記念に寄稿されたものである⁴。

G. ドゥルカイト、W. ヘンゼル、W. メッツガーおよびK. リッサーなどに代表される20世紀初頭のカント法哲学のルネサンス（「カント法哲学の第一のルネサンス」と呼ぶことにする）を度外視すれば、I. カント（1724-1804）の最晩年の著作である『人倫の形而上学』第一部『法論の形而上学的基礎論』（*Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre, Metaphysik der Sitten, I. Teil, 1797*。これは法哲学が体系的に論じられた著作である。以下、著作を示す場合には『法論』と略称し、法に関する哲学的理論をあらわす場合には法論ないし法哲学などと表記することがある）が新たにカント研究において著しい注目を浴びるようになるまでに150年以上もの年月が経過した⁵。

1970年代になってようやくクリスティアン・リッターの博士論文『初期資料によるカントの法思想』が契機となり⁶、それ以降カントの法哲学についての著作やモノグラフがカント研究文献の中で量的にも質的にも重要な地位を占めるようになってきた。このことはカント法哲学に関心を向ける研究者が多数現れてきたことを物語っている。しかもこの趨勢は一過性のものでなく、今でもその傾向は衰えていない。この意味で現在を「カント法哲学の第二のルネサンス」と呼ぶことができるであろう⁷。

確かに、このような動向においてカントの法哲学はカント哲学研究者や法哲学者によってさまざまな問題意識から研究されている。それでは、どのような領域が研究されているのであろうか。カントの『法論』は私法と公法に大きく分けられる⁸。私法⁹の中では占有権・所有権論、契約法理論、家族法理論、公法の中では国家法¹⁰、刑法¹¹、国際法¹²、世界公民法（世界市民法）¹³、永遠平和論¹⁴など個別の法領域についての研究も相当な数が蓄積され、現在の課題に対してそれぞれ貴重な示唆を与えてくれる¹⁵。また、最近ではわが国においても政治哲学についての専門的な研究も活発に進められている¹⁶。

しかしながら、少なくとも個別法領域は法哲学全体との連関の中で研究する必要があるであろう¹⁷。もっと言えば、必ずしも容易ではないが、カントが樹立した批判哲学の体系全体との連関も視野に入れて考察することが重要である。そうだとすれば、特に批判哲学に基づいた哲学上

の方法論的な視点から法哲学を再検討している研究が上記の「カント法哲学の第一のルネサンス」との関連から見ても現代的意義を有しているように思われる。というのも、それは個別の法領域を超えてカントの法哲学全体に対する方法論上ないし体系上の評価の大幅な見直し、それどころか転換を迫るものだからである¹⁸。つまりひと言で言えば、カント法哲学の軽視ないし過小評価から積極的評価への転換、より正確に言えば「非批判的」法哲学から「批判的」法哲学への解釈転回である。

それでは従来、カント法哲学全体に対してどのような解釈がなされ、評価が下されていたのであろうか。ペーターゼンの所論の意図・目的を明確に理解するためにも、まずそれを概略的に確認しておかなければならない。それによって何が問題なのか明らかになるであろう。

カントの『法論』ないし法哲学は『純粋理性批判』（Kritik der reinen Vernunft 初版 1781 年、第二版 1787 年）および『実践理性批判』（Kritik der praktischen Vernunft 1788 年）とは体系上無関係なもの・矛盾するものであり、したがってカントの批判哲学の体系全体の中では傍論的・周辺的な役割を果たしているにすぎないとする否定的な見解が支配的であった。

別言すれば、方法論的な視点からカントの『法論』ないし法哲学を見た場合、そこには批判哲学 (kritische Philosophie)¹⁹ないし超越論的哲学 (Transzendentalphilosophie)²⁰にとって本質的であるとされる「批判的方法」(kritische Methode)ないし「超越論的方法」(transzendente Methode)²¹が十分に貫徹・適用されていないとか、あるいは極端な場合にはまったく放棄されているとする有力な見方が主張され続け、ごく最近まで定説となっていたと言っても過言ではない²²。

このような見方は、法学の領域にかぎって見ても 1910 年代から 1920 年代にかけて「批判的法哲学」を構想した R. シュタムラー²³、E. ラスク²⁴、G. ラートブルフ²⁵および「純粋法学」を提唱した H. ケルゼン²⁶などに代表される新カント学派に属する著名な法哲学者や哲学者によって主張されてきた²⁷。そして、先に挙げた「カント法哲学の第一のルネサンス」に属するドゥルカイト、ヘンゼル、メッツガーおよびリッサーも同様の見解をとっていた²⁸。

また翻ってわが国を見てみると、1930 年代から 1940 年代にかけて新カント学派の影響を強く受けた恒藤恭、田中耕太郎、尾高朝雄、和田小次郎および廣濱嘉雄といった戦後わが国の法哲学を担ってきた代表的法哲学者によっても同様の見解が主張されてきた²⁹。

その際、わが国の法哲学者が「批判的精神」ないし「批判主義」（カントが使いはじめたとされる術語だが、必ずしも厳密なものではない）³⁰という若干曖昧な表現を使用しているのに対して、特にシュタムラーおよびケルゼンは「批判的方法」（kritische Methode）ないし「超越論的方法」（transzendente Methode）というより厳密で限定的な術語を使用し、彼ら自身が理解しているこれらの方法が『法論』において完全には貫徹されていないとか放棄されていると否定的な解釈を提示した。そして、彼ら自身が理解する上記方法でカントが成し遂げることができなかったとされる「批判的法哲学」および「純粋法学」を構想し樹立した。

より詳しく言えば、『法論』と批判哲学との連関が問われる場合には、一般的に、批判哲学に本質的であるとされる「批判的方法」ないし「超越論的方法」が『法論』に導入・適用されてい

るのか否か、またそれは成功しているのか否かという哲学上の方法論の問題が取り上げられてきたということである。この場合、カントが超越論的哲学を批判的哲学と言い換えていることから窺えるように、「超越論的方法」と「批判的方法」は同じ意味であると理解してよいであろう³¹。現在、この問題をめぐって議論している多くの論者もそれを前提としている。

これに関して M. ブロッカーは「超越論哲学的」(transzendentalphilosophisch)、また W. ケアスティングはこの術語とともに「超越論観念論的」(transzendentalidealistisch)という術語を繰り返し使用している。これらはいずれも「超越論的」(transzendental)と同義であると理解しても差し支えないであろう。だとすれば、「批判的」、「超越論的」、「超越論哲学的」および「超越論観念論的」という術語はすべて同義と理解されることになる³²。筆者も大体においてそれを前提として議論していることをあらかじめ断っておきたい。

ところが先に述べたように、1970年代以降この定説(批判的法哲学ないし超越論的法哲学否定説と呼ぶことにする)をめぐって特にドイツ語圏を中心として活発な議論が展開されるようになった。つまり、批判哲学ないし超越論的哲学の方法論上の視点から見たカントの『法論』ないし法哲学の包括的・体系的な解釈の見直しが重要な課題として提起されているのである。

いかなる点に「批判的」要素を認めるかは論者によって微妙に異なっているが、カント法哲学を「批判的」法哲学であるとする見解が今では定説となっている³³。

しかし、ドイツ語圏での議論状況とは対照的に、確かに研究は進展してきているものの、わが国ではカント法哲学を専門的に研究する研究者が必ずしも多いとは言えず、また最新の研究成果が十分に反映されているとも言えない。それも一因かもしれないが、その後もわが国においては上記のような否定的な見方が一般的に受け入れられてきており、それに対して今日でも再検討されるべき問題点が残されているように思われる³⁴。とは言え、最近では筆者も含めカントの法哲学を積極的に評価する肯定的な見解も提示されている³⁵。また筆者はそれを超えてケアスティングとともにカント法哲学の復権を目指している。

果してこのような従来の否定的な見方は妥当と言えるのであろうか。カントの『法論』は批判哲学といかなる体系上の連関を有しているのか。つまり、カントの批判哲学における『法論』の体系的な位置はどのように理解されるべきなのか。ひと言で言えば、カントの法哲学は「批判的」法哲学と呼ばれうるのか。こう言った方法論上・体系上の問題については依然として十分な解明がなされているとは言い難い。

したがって、方法論的な視点からする批判哲学と法哲学との連関の問題、すなわちより厳密に言えば、批判的方法ないし超越論的方法の法哲学への導入・適用の問題を解明する試みも批判哲学全体における法哲学の体系上の位置づけの問題を究明するためのひとつのアプローチとして有益であろう³⁶。そのためには、この問題をめぐる最新の研究成果を可能なかぎり踏まえて検討する必要がある。本稿はその研究の一環である。

ところで、ペーターゼンは2007年に「カントの『法論の形而上学的基礎論』—晩年の批判的著作なのか、あるいは「平凡な人間の作品」なのか?」と題する論文を発表した³⁷。副題にある「平凡な人間の作品」という表現はアルトゥール・ショーペンハウアー(1788-1860)によって

『法論』に対して与えられた酷評であり、それ以降『法論』を否定的に評価する論者が繰り返し引用してきた有名な常套句である。副題から容易に窺い知れるように、ペーターゼンは『法論』が批判的『法論』と言えるのか否かを考察の主題としている。

ペーターゼンの論文はカントの私法論の中でも特に占有権・所有権論および契約法理論を考察の対象とし（占有権・所有権および対人権（債権）を主に考察の対象としているが、しかし物権および物権の様相をもつ対人権（家族法理論）については立ち入って検討しているわけではない）、『純粹理性批判』および『実践理性批判』（ただし、『判断力批判』は考察の対象に含まれていない）、つまり批判哲学と『法論』との方法論上、体系上の連関を検討している。ペーターゼンの本論文はこの問題をめぐるそれまでの議論状況を丹念に踏まえた注目すべき研究であると言える。占有権・所有権論に焦点を当てた著作や論文は少なくはないが、しかし契約法理論も視野に入れて検討している研究は意外と少なく、その意味でも興味深い論文と言える³⁸。

本稿では、ペーターゼンの所論を手がかりにカント私法論の批判哲学における体系的な位置づけ、特に『純粹理性批判』および『実践理性批判』と『法論』との連関を検討したい³⁹。

ペーターゼンは上記論文の総括において、自身の見解を簡明的に表明している。いかなる論証によってその見解に至ったのかを検討する前に、あらかじめ結論としてペーターゼンの基本的見解を提示しておきたい。論証そのものがより重要であるとは言ってもないが、これについてはあとで立ち入って検討する。その方がむしろペーターゼンの所論をより理解しやすくなると思われるからである。

ペーターゼンによれば、確かにカントの『法論』にはその老齢に制約された不十分どころがあることは否定できないが（カントが73歳のときに出版したからである）、しかしながら『法論』は体系上首尾一貫した、したがって晩年の「批判的」著作である。つまり『法論』は「批判的」法哲学であり、体系的に見れば批判哲学に整合的に位置づけられる。

またペーターゼンは、『法論』は未完成なために取り扱い難いところもあるが、それにもかかわらずカントの著作を完全なものに仕上げるという矛盾した印象を与える性格をもっていると主張する⁴⁰。その際、ペーターゼンは『法論』のテキストのところどころに混在している外見上の要約的叙述は批判書を参照・指示するものとして読解されるべきであると主張する⁴¹。

筆者は、確かに老齢に制約された不十分どころがあり、そのため不明確さが残っていることは認める。しかしだからと言って、「未完成」とまで言い切れるか否かは疑問である。

ペーターゼンも指摘するように、そのためもちろん論証が簡略化され、理解に困難を伴うところも散見される。しかしながらカントは批判書を踏まえて論述しており、したがって読者がすでに批判書を理解していることを前提として、あるいは少なくとも批判書を参照して読解することを当然のこととして想定していたのではなかろうか。

ペーターゼンの見解は次の4点に整理することができるであろう。まず『法論』の欠陥ないし難点として、第一に『法論』には老齢に制約された不十分どころが存在するということ（ショーベンハウアーや K.H. イルティングなどに代表される老衰説と区別するために、老齢制約説と呼ぶことにする）、第二に『法論』は未完成な作品であり、そのため取り扱い難いところがあ

るということ（未完成説ないし不明確性説と呼ぶことにする）、第三に『法論』のテキストに混在する外見上の要約的叙述は批判書を参照・指示するものとして読解されるべきであり、したがって『法論』を理解するためには批判書を参照し、それらを理解したうえで読解することが不可欠であるということである（批判書参照不可欠説と呼ぶことにする）。

しかしながら、これらの欠陥・難点があるにもかかわらず、第四に肯定的評価として『法論』は体系上首尾一貫した晩年の著作、つまり批判的『法論』であり、カントの著作を完全に仕上げるといふ役割が与えられていると主張する（批判的法哲学肯定説ないし体系的首尾一貫性説と呼ぶことにする）。

つまり、第一章第四節および第三章第一節で論じるが、ペーターゼンは『法論』の評価において過度の肯定・否定の両極端の立場をとらず、調停的立場をとっている。

ペーターゼンは、すでに明らかなように、自身が提起した、『法論』は「批判的」法哲学と言えるのか、あるいは「平凡な人間の作品」にすぎないのかとする問いに対して肯定的に答えている。それでは、いかなる点において「批判的」とであると主張しているのであろうか。

結論をひと言で言えば、ペーターゼンは、その構想および占有権・所有権と契約法の重要な導出（演繹）において『法論の形而上学的基礎論』は、ショーペンハウアーが酷評するような「平凡な人間の作品」と同一視されえず、むしろ『純粋理性批判』および『実践理性批判』で展開された批判哲学を踏まえた著作として見られなければならないとする⁴²。

しかしそれでも、『純粋理性批判』および『実践理性批判』で展開された批判哲学を踏まえているとは具体的に何を意味するのかという疑問が残るのではなかろうか。これはペーターゼンの論証にとってもっとも重要な問題である。これについては第二章以下で詳しく検討することにした。

ペーターゼンの解釈は、その研究が私法論、特に占有権論、所有権論および契約法理論に限定されているとは言え、ショーペンハウアーをはじめ新カント学派を経て1970年代まで主張されてきたカント法哲学に対する否定的評価（批判的法哲学ないし超越論的法哲学否定説）を覆し、さらにそれを超えてカント法哲学を批判哲学の体系全体の中に整合的に組み入れ、「批判的」法哲学であるとするものである⁴³。これがペーターゼンの所論の意図・目的である。

第一章 カント法哲学をめぐる現在の解釈論争

第一節 カント法哲学の継受

カントの法哲学が新カント学派の法哲学者や哲学者によって否定的に評価されていたことは概略的ではあるが、「はじめに」ですでに述べたとおりである。

それでは、そもそもその継受史においてカントの法哲学が1797年の出版直後から無視ないし軽視、少なくとも過小評価されてきたのはいかなる理由によるのであろうか⁴⁴。そのもっとも影響力があったと思われる最初の継受を確認しておきたい。

ペーターゼンも指摘しているように、歴史を振り返ってみるとひとりの重要な思想家のひと

言が当人より偉大な他の思想家の作品の信用を長期間失墜させるのに十分なことがときとしてあるものである。すでに示唆しておいたが、カントの『法論』が不評を買ったのは先に引用したショーペンハウアーの有名な言葉が原因である。ショーペンハウアーは、主著『意志と表象としての世界』においてカントの最晩年の著作である『法論の形而上学的基礎論』を「老衰」の著作と呼んで、否定的な評価を下した（老衰説と呼ぶことにする）⁴⁵。

ショーペンハウアーは、1819年『意志と表象としての世界』付録「カント哲学の批判」の中で『法論』に対して「この偉大な人物の著作というわけではなく、平凡なこの世の人間の作りだしたもの」であると酷評している⁴⁶。

「法理論はカントの最晩年の著作のひとつであり、きわめて内容のとぼしいものであるから、わたしはそれを全面的に非とするのではあるが、それに対する論駁は不必要だと思う。なぜならこの法理論は、この偉大な人物の著作というわけではなく、平凡なこの世の人間の作りだしたものということになるやいや、それ自身の内容のとぼしさのために自然に死滅するにちがいないからである。⁴⁷」

先に言及したように、ペーターゼンの論文の副題にある「平凡な人間の作品」という表現はこの文章から借用したものである。多くの論者によって繰り返し好んで引用されるこの厳しい批評は150年以上もわたって『法論』に対するその後の議論に多大な影響を与えてきた⁴⁸。

その中でも特に先に挙げた法実証主義者であるケルゼンがついにカントの『法論』における「超越論的方法」の破産宣告を行った。すなわちケルゼンによれば、カントの『法論』の中には超越論的観念論との矛盾が公然と存在しているとす。つまりカントの『法論』は非批判的・独断的であり、言い換えれば、カントによって克服された意味において形而上学的であるという評価を下したのである。

最近まで法学者および法哲学者にとって定説となっていたカント法哲学が「非批判的」であり、独断的形而上学であるとする否定的な評価に対するケルゼンのこの破産宣告の影響はきわめて大きかったと推察される⁴⁹。

とはいえ、この『法論の形而上学的基礎論』においてはカント法哲学の核心にかかわる問題が論じられているのは事実である⁵⁰。つまり、この著作は法哲学に関する体系的・集約的著作である。そして、『人倫の形而上学』第一部としての法哲学は、道德哲学を論じるその第二部である『徳論の形而上学的基礎論』（*Metaphysische Anfangsgründe der Tugendlehre, Metaphysik der Sitten, II. Teil, 1797*。以下著作を示す場合には『徳論』と略称し、道德に関する哲学的理論をあらわす場合には徳論ないし道德哲学などと表記することがある）と一体となることによって完全なものとなる。

したがって、『徳論』との体系上の連関についても注意を払わなければならないのは当然であろう⁵¹。ただし、ペーターゼンの本論文はそれを考察の対象に含めてはいない。というのも、考察の主たる目的は『法論』の批判哲学における体系的な位置づけであって、『徳論』も含めた『人倫の形而上学』全体のそれではないからである。

第二節 『法論』解釈をめぐる二つの論争

「はじめに」で言及したように、『法論』の解釈をめぐる議論は現在さまざまな問題点について活発に行われている。その意味で、ペーターゼンも筆者と同様に現在の研究状況を「カント法哲学の第二のルネサンス」と捉えている⁵²。

しかし、ペーターゼンは筆者とは異なって『法論』の解釈をめぐる論争の方向性を大きく二つに分類している⁵³。第一に、『法論』の批判的・超越論的性格をめぐる論争、つまり『法論』の批判哲学における体系的位置づけに関する論争である。第二に、J. エビングハウスによって提示された独立性テーゼ (Unabhängigkeitsthese) をめぐる論争である⁵⁴。

第一項 批判的・超越論的性格をめぐる論争

カントの『法論』は100年以上にもわたって単に副次的にしか注目されてこなかった⁵⁵。しかもドイツ以外の国においては一般的に疑問視されることも稀ではなく⁵⁶、また先に触れたように新カント学派⁵⁷によってむしろ懐疑的ないし否定的に評価されていた⁵⁸。

ここでは「カント法哲学の第一のルネサンス」との対照を際立たせるために、特に新カント学派の基本的な見解をもう少し具体的に確認しておきたい。

そもそも新カント学派はカントの批判哲学ないし超越論的哲学、特に『純粹理性批判』をどのように理解していたのであろうか。

新カント学派は、『純粹理性批判』のその特殊な「批判的」機能はすべての哲学は「科学論」(Wissenschaftstheorie)であり、また科学論でなければならないということを基礎づけることであると主張から出発している。つまりひと言で言えば、自然科学の基礎づけが『純粹理性批判』の機能であると解釈していると言えるであろう。

また新カント学派によれば、カントが発見した超越論的哲学ないし超越論的方法とは次のような2つの発見であるとされる。第一に、哲学はつねに個別科学についての、またそのための原理分析であるということである。第二に、(範型的) 実証科学の超越論的分析によって個別科学の対象原理が与えられうるかぎりにおいてのみ、哲学は個別科学の可能な諸対象の原理分析でありうるということである。

『純粹理性批判』における理論的理性批判の体系全体の機能をこのように理解することによって理論哲学と実践哲学との並行論 (Parallelismus) —あとで検討するが、並行論テーゼ (Parallelismusthese) とは異なることに注意しなければならない—が要求された。そして、この要求からカントは次のように非難されることになる。すなわち、第一にカントは理論および理論的基礎づけの領域においてのみ超越論的哲学を徹底的に貫徹したが、しかしこれに反して実践哲学全体、特に法哲学においては超越論的哲学を放棄し、第二にいかなる本質的な点においてもカントの先駆者および同時代人との明確な対照をなすことのない、実践的、特に自然法的独断主義に結局のところ逆戻りしているとする非難である⁵⁹。

新カント学派の見解によれば、超越論的哲学には普遍的・科学主義的意味が与えられていることになる。その意味とは、同種の批判主義的な学の基礎づけのために、カントが『純粹理性批

判』において原理分析的に適用した超越論的方法をすべての学問領域に拡張することを要求するということである⁶⁰。このような意味に理解された実践哲学は、理論哲学とまったく同様に「学の事実」（ないし多くの同種の諸学の事実）からそのような（諸）学およびその（それらの）諸対象の可能性の超越論的諸条件を推論するという課題をもつとする⁶¹。

上記のような解釈は、1904年に出版された新カント主義マールブルク学派の創始者であるヘルマン・コーヘン（1842-1918）の『純粹意志の倫理学』以来、研究者の間で広く共有されていると言ってもよいであろう⁶²。

「はじめに」でも触れたが、シュタムラーは批判的方法によって方法二元論（存在と当為、「ある」と「あるべき」との二元的峻別、つまり事実学と価値学との二元的峻別）を徹底させる方向で「批判的」法哲学を構想し⁶³、ケルゼンは超越論的方法によって「純粹法学」、つまり実証主義的法学を構想することになる⁶⁴。

しかしながら、シュタムラーやケルゼンに代表される新カント学派のこのような普遍的・科学主義的解釈は『純粹理性批判』をあまりにも偏重していると言わざるをえない（『純粹理性批判』偏重説と呼ぶことにする）。というのも、それではなぜカントはそもそも名著である三批判書の表題に「批判」という言葉を入れたのであろうかとする疑問が残るからである。特に『実践理性批判』、また『判断力批判』（Kritik der Urteilskraft 1790年）も含めた批判哲学全体の解釈としては狭すぎて妥当とは言えないのではなかろうか。

ところで、1970年代後半から1980年代のはじめに第一の批判的・超越論的性格をめぐる論争に関して『法論』の解釈者の共同戦線が形成された⁶⁵。特にカントの法哲学はその核心において批判的であるのか、あるいは前批判的思想への逆戻りを意味しているのかとする関心を共有していた⁶⁶。この論争の初期を代表するイルティンクやH. オーバラーのそれぞれの論文の表題が明確にその関心を物語っている。具体的に論文の表題を見れば明らかなように、イルティンクにとっては「カントの批判的倫理学・法哲学は存在するのか」⁶⁷、オーバラーにとっては「カントの法論は批判哲学なのか」⁶⁸という問題が焦眉の論点であった⁶⁹。ひと言で言えば、カントの法哲学は「批判的」法哲学と言えるのか否かとする問題である。

この論争において批判哲学の本質とされる「批判的」ないし「超越論的」性格をどのように理解するのかによって論者の意見が分かれることになる。ただし否定説にしろ、肯定説にしろ、その論拠は必ずしも同じというわけではなく、視点や力点の置き方に相違がある。

新カント学派の解釈が『純粹理性批判』偏重であったのに対して、現在の議論では『実践理性批判』だけではなく、特に『実践理性批判』も視野に入れた解釈がなされている。

それでは、カントに「批判的」法哲学は存在するのかという問題設定に対してわれわれはどのような考察方法をとるべきであろうか。まず言えることは、学問研究一般において無用な混乱を避けるためには使用される諸概念を明確に定義して議論を展開するというのは当然の前提であるということである。

また、筆者は賛同しかねるが、この問題はいかなるカントの手続きをわれわれが事後的に「超越論的」という専門用語に割り当てるのかという単なる専門用語上の問題に解消されるにすぎ

ないとか⁷⁰、一般的に「批判的」という術語の意味論およびカントにおけるこの術語の語用論に依存する⁷¹という意見もある。

そうだとすれば、この問題は一目すると簡単に答えられそうに思われなくもない。しかしながら、事柄はそう単純ではない。だからこそ、今日まで多くの論者によって激しい論争が繰り返されているのである。

カント法哲学の批判的・超越論的性格を問題とする場合、まずカント自身がそれらの学術用語をどのように定義しているのかを検討する必要があると誰しも考えるであろう。確かにそのとおりである。しかし、『純粋理性批判』などに見られるこれらの定義そのものがカント自身において必ずしも一義的に規定されているわけではない。

それではカントは、そもそも「批判」ないし「超越論的」という術語をどのような意味で使用しているのでしょうか。これが問題解決の出発点として重要な論点であるのは確かである。カントが『純粋理性批判』の中でこれらの術語を説明している代表的な文章のいくつかを確認しておきたい。

まず「批判」についてカントは同書第一版「序言」の注の中で次のように述べている。

「現代は真の意味での批判の時代であって、すべてのものが批判に服さざるをえない。宗教はその神聖によって、また立法はその尊厳によって、通例はこの批判をまぬかれようと欲する。しかしそのときには宗教も立法も、おのれに対する当然の疑惑をよびおこし、偽らざる尊敬を要求することはできないのであって、そうした尊敬を理性は、理性の自由な公然たる吟味に耐えてくることのできたもののみ認めるのである。⁷²」

また、それに続けて本文で純粋理性の「批判」について次のように述べている。

「私はこの純粋理性批判を、書物や体系の批判とは解さずに、理性があらゆる経験からは独立にそこに到達しようと努力するであろう全認識に関する理性能力一般の批判と解する。したがって、それは、形而上学一般の可能性あるいは不可能性を決定すること、そして、形而上学の源泉と範囲と限界を規定すること、しかし、一切を原理に基づいて規定することである。⁷³」

「書物や体系の批判とは解さずに」と述べられているように、「批判」(Kritik, critique)という言葉は原義的には「批評」を意味するが、それは対象の良い点と悪い点を見分け、後者を否定的に評価する場合に用いられることが多いであろう。しかし、カントがこのような日常的な意味で「批判」という言葉を使用しているわけではないことは言うまでもない。

「理性能力一般」と言われているのは広義の理性のことであり、この理性は経験に一切依存することなく認識を追求する。このような理性が「純粋理性」と呼ばれ、その認識内容が「形而上学」である。「純粋理性の批判」において批判されるのは理性であり、また批判するのも理性である。「理性の自己認識」ないし「理性の自己批判」と言ってもよいであろう⁷⁴。

また同書第二版「序言」では、「批判」は独断論と懐疑論を克服するものであるとして次のように具体的に述べられている。

「批判は、学問としての、理性の純粋認識におけるその理性の独断的手続きに対立しているものではなくて(というのは、学問はつねに独断的に、すなわち、アプリアリな確実な諸原理から厳密に証明するも

のでなければならないからである)、独断論、すなわち次のような不遜に対立しているのである。それは、概念からの純粹認識(哲学的認識)をもって、理性がずっと以前からそれらを使用しているような諸原理に従って、しかもそれをもって理性が純粹認識に到達した仕方も権利も問い尋ねることなしに、単独に進行するという不遜である。独断論は、それゆえ、理性固有の能力の先行する批判をもたない、純粹理性の独断の手続きである。この対立は、だから、通俗性という不遜な名前のもとでの、饒舌な浅薄さ、ましていわんや、全形而上学に関して短絡の手続きをとる懐疑論を弁護すべきではない。むしろ、批判は、必然的に独断的に、かつ、最も厳密な要求に従って体系的に、それゆえ学術的に(通俗的ではなく)敷衍されねばならない学問としての根本的形而上学を促進するための必然的暫定的な準備である。⁷⁵⁾

ここでも「批判」は「理性固有の能力の先行する批判」をもつものであることが読み取れる。次に、「超越論的」について確認しておこう。

第一版「序論」では次のように述べられている。

「諸対象に専念するというよりも、〈諸対象一般についてのわれわれのアプリオリな諸概念に〉専念するすべての認識を、私は超越論的と呼ぶ。そのような諸概念の体系は超越論的哲学と呼ばれるであろう。⁷⁶⁾

また、同書第二版「序論」の中では次のように修正されている。

「諸対象に専念するというよりも、〈むしろ諸対象についてのわれわれの認識の仕方—この認識の仕方がアプリオリに可能であるべきかぎりにおいて—〉一般に専念するすべての認識を、私は超越論的と呼ぶ。そのような諸概念の体系は超越論的哲学と呼ばれるであろう。⁷⁷⁾

これが「超越論的」という術語のもっとも基本的な定義である。認識の対象そのものではなく、対象認識の仕方を対象とした認識、しかもア・プリオリな認識の仕方を認識するのが「超越論的」な認識である。つまり、「超越論的」と呼ばれる認識は認識の対象ではなく、認識の主観に向けられている⁷⁸⁾。

代表的な定義を挙げたにすぎないが、一義的に明確に理解できるであろうか。多少なりとも困惑しないであろうか。これらの術語は各論者によっても多様に解釈されており、したがってこれらの概念の意味内容も広範多岐に及んでいるという困難が伴う。

さらに問題を難解にしているのは、『法論』においてはこれらの概念の定義はまったく明示されておらず、またカント自身からすれば当然と言えるかもしれないが、これらの概念は自明であるかのように使用されており、カントが法論をその著作の中で「批判的」法論ないし「超越論的」法論と呼んでいるわけでもないことである。この最初の段階で多くのカント法哲学研究者は大きな難題に直面することになる。

したがって、各論者は「超越論的方法」ないし「批判的方法」の定義だけに依拠して議論を行っているわけではない。下記に挙げるオーバーラーやイルティングなど、いずれかと言えば「批判的方法」の定義に重点を置いて検討している論者もいなくはない。しかしながら多くの論者は『純粹理性批判』においてカントが定義した上記の「批判」・「批判的」ないし「超越論的」という術語の定義さえ引用していない⁷⁹⁾。

ペーターゼンも「批判的」という術語をまず定義して、その定義に『法論』が当てはまるのか否かを検討しているわけではない。定義を明確にすることが重要ではないとか、軽視してもよい

とまでは言わないが、筆者はこれらの術語の定義に拘泥するのではなく、『純粹理性批判』だけでなく、『実践理性批判』もつとえば『判断力批判』も含めた批判哲学ないし超越論的哲学は哲学上いかなるプログラムをもっているのかという、より広い射程の視点から考察するのがむしろ妥当なのではないかと考えている。カントは「批判的方法」については語っているが、「超越論的方法」については語っていない⁸⁰。ペーターゼンもいずれかと言えばこのような視点から検討していると言えよう。

このような問題状況においてカント法哲学の批判的・超越論的性格を真正面から検討している論者のほとんどは、ドイツ語圏では主に哲学の専門研究者である。法学の専門研究者としては先に言及したリッターや K. キュール、そして R. ドライアーなどを挙げることができるにすぎない。わが国でも事情はほぼ同様である。

これはいかなる理由によるのであろうか。この問題の解明にはカントの批判哲学ないし超越論的哲学、特に三批判書への深い洞察が前提とされなければならない、法学研究者にとっては論究するのが必ずしも容易ではないという事情によるのではなかろうか。もちろん他方で、カント哲学の専門研究者にとってもその考察対象が「法」という特殊な領域であるという難解さはあるであろう。しかし、法学研究者のほうがより困難が伴うと言えるのではなかろうか⁸¹。

現代の論争において、否定説の代表者はリッター、イルティングであり、肯定説の代表者はオーパー、R. ブラント、F. カウルバッハ、W. ケアスティン、W. プッシュ、M. ゼンガー、M. ブロッカーなどである⁸²。「はじめに」で言及したように現在では肯定説が定説となっている。すでに述べたように、ペーターゼンも肯定説に位置づけることができる。

第二項 独立性テーゼをめぐる論争

第二の独立性テーゼをめぐる論争では『法論』の批判書からの独立性が要求された⁸³。つまり、『法論』を批判書から独立した著作として捉える見解である。この独立性テーゼは、「自己立法としての法」と「自律として把握される理性」とを細かく識別する⁸⁴。また独立性テーゼを超えてさらに考察を進めると、『法論』そのものが批判書を理解するうえで決定的に重要な意味をもつのではないかとする興味深い仮説に至ることになる⁸⁵。

これに関して G.-W. キュスタースは次のように指摘している。

「第一に、『実践理性批判』と『人倫の形而上学』との連関が解明されなければならない。というのは、一方で確かに法の形而上学が法の批判的形而上学であると理解されうるとカント研究によって明らかにされているが、しかし他方で法律学上の専門用語の使用（たとえば二重の立法〔倫理的立法と法理的立法〕など）がこの連関において正確にはどのように理解されうるのがいまだに不明確であるからである。批判と法とのまさにこの内的な絡み合いによって……『法論』を通してそのような法律学上の合理性（理性性）の意味をさらに解明することが必要となる。その際特に、批判の理解がどの程度変更されなければならないのかということが視野に入ってくるであろう。というのは、批判は形而上学の基礎づけに対するその機能において理解されるからである。⁸⁶」（傍点筆者）

これについてはすでに F. カウルバッハも次のような意義深い洞察を明確に提示している。

「法の哲学において、超越論的方法是に適用されているのではなく、むしろその中にこそ超越論的哲学の思想はその独自の省察が基礎を置いている諸原理を再認識するのである。したがって、カントの晩年の法哲学は超越論的方法の単なる付随的な適用領域ではなく、むしろ本来的に超越論的方法の固有の領域であると見なされなければならない。⁸⁷⁾

つまり、『法論』を深く考察することによって批判哲学ないし批判書の従来の意味の変更が迫られる可能性があるということである⁸⁸⁾。

実際、『純粋理性批判』の論述のいたるところで法、法廷、裁判官、訴訟といった法律用語や法律学的思考法が見出される。法律用語を例として挙げれば、『法論』における占有 (Besitz) と所有 (Eigentum) との区別が『純粋理性批判』においても類比的に用いられていることは偶然ではないと筆者は考えている。カントは同書出版以前の若い頃から法哲学を講義しており、単なる比喩として読解されるべきではないであろう。浜田義文は正当にも次のように指摘している。

「アプリアリな総合認識をなんらかの形で現実にも所有しているという理性の「事実的所有」 (Besitz = 占有 B3, B117 u.a.) を、それにふさわしい「制限された争う余地のない所有権 (Eigentum)」 (B796)、あるいは「合法的所有」 (rechtmäßiger Besitz, B797) へと転換すること、この所有の質的転換を自らの固有の任務として引き受けるものが「理性批判」の法廷に他ならない。この法廷において、アプリアリな総合認識についての理性の所有の正当性が、理性能力の根本的批判を通じて審査され、正当と判定されたものは理性の真の権利として確立され擁護されるが、然らざるものは不法または越権として厳しく排除されるのである。理論理性に関わる一切の権利はこの法廷で審査に付されねばならず、それを経ない理性の所有はみせかけであるか、「篡奪された」 (usurpiert, B117) ものとみなされなければならない。⁸⁹⁾

このことを裏づけると思われるが、カントは『純粋理性批判』第一版「序言」の中で「法廷」こそが「純粋理性の批判」そのものであると明確に述べている。

「人間の本性にはその対象がどうでもよいものではありえないような、そのような諸探究に関して無頓着を装うとしても、それは徒勞である。あのいわゆる無関心主義者たちとて、たとえどれほど彼らが学術用語を通俗的な言調に変えることによって正体をくらすつもりであっても、彼らがいやしくも何ごとかを思考するかぎり、彼らがあれほど多くの軽蔑をあびせた形而上学的主張へと逆もどりする。しかし、この無頓着は、万学の花ざかりのただなかで生じ、そのようなものがえられるものなら、人が何をおいてもけっして断念するはずのない、まさしくそうした知識に関するものであるが、なんとしてもこの無頓着は、注意と熟考に値する一つの現象である。明らかにこの無頓着は、投げやりの結果ではなく、もはや見せかけの知識によってはだまされない時代の成熟した判断力の結果であり、理性のあらゆる業務のうちで最も困難な業務、つまり自己認識という業務をあらためて引き受け、一つの法廷を設けよという勧告であって、この法廷は、理性の要求が正しい場合には理性を護り、これに反してすべての根拠のない越権を、強権の命令によってではなく、理性の永遠不変の諸法則にしたがって拒むことができるものであるが、だからこの法廷こそ純粋理性の批判自身にほかならないのである。⁹⁰⁾

ここでも「理性の自己認識」という表現が使われており、その業務は「法廷」を開設することを勧告する。そして、この「法廷」こそが「純粋理性の批判」そのものなのである。

これらの文章を素直に読むと、カント自身の発言が「批判哲学から法哲学へ」ではなく、むしろ

る「法哲学から批判哲学へ」という解釈の方向転換の妥当性を示すひとつの重要な例証であると言えるのではなからうか⁹¹。

ただし、ペーターゼン自身はその可能性を示唆することとどめ、具体的にどのように「批判」の意味が変更されるのかを提示しているわけではない。

第三節 『法論』の成立時期についての論争

前節で検討した二つの論争と並んでさらに、『法論』がその本質的な思想においていつ成立したのかをめぐる論争が現在でもなお活発に議論されている⁹²。いわゆる生成発展史をめぐる論争である。もちろんペーターゼンはこの論争を見落としているわけではない。ただし、それほど重要視してはいない。それでは、ペーターゼンはこの論争に対していかなる立場をとっているのだろうか。ペーターゼンは、法論の成立時期の問題について出発点として考慮しなければならないこととして、「法論の形而上学的基礎論」は1797年の出版とともにもたらされたという事実を重視している。つまり、ペーターゼンは刊行版『法論』をもってそれが成立したとする立場に立っている。

とは言え、その成立はかなり以前に⁹³、おそらく1760年代中頃まで遡ると一般に考えられている⁹⁴。カントが若い時から『人倫の形而上学』の出版を前提としてそれを構想し続けていたのは事実である。しかし、何度もその出版は延期された。果していかなる理由によるのであろうか。

ペーターゼンはこれについて立ち入って検討しているわけではない。しかし、それでもやはりこれは『法論』の批判的・超越論的性格とも密接にかかわり重要な問題であると言わざるをえないであろう。

カントは、定期的の開講されたわけではないが、1767年夏学期から「自然法」についての講義を担当していた。その間、繰り返し新たに苦心を重ねながら「法とは何なのか」という哲学的問題を問い続けてきた。というのは、この問題の重大さの観点においてカントにはあらゆる個々の問題がさらに新たな吟味を必要とするように思われたからである。そして、30年以上にもわたって思索を重ねてきたその成果が1797年『法論』としてようやく出版された⁹⁵。

その経緯についてカントの書簡や著作を参照しながら詳しく検討しておきたい⁹⁶。

それでは、実際カントは当初どのような計画を抱いていたのであろうか。それがいつの時期まで遡るのかを明確にするために、まず1760年代、1770年代の書簡によって確認してみたい。

カントは1773年末頃、マルクス・ヘルツ(1747-1803)に宛てた書簡の中で次のように述べている。

「私の超越論的哲学が完成したならば、さぞ嬉しいことでしょう。それは本来純粹理性の批判であります。そうしたら私は、形而上学にとりかかります。それは二つの部門、つまり自然の形而上学と人倫の形而上学とをもっています。私はまず後者を出版するつもりで、前もってそのことを楽しんでます。⁹⁷」

カントはまず「超越論的哲学」、つまり「純粹理性の批判」を完成した後、「自然の形而上学」と「人倫の形而上学」を出版する計画をもっており、しかも後者を先に出版する予定であったことが窺い知れる。しかし、この時点では『純粹理性批判』はまだ刊行されていない。その初版刊

行は8年後の1781年である。

また、カントは1770年9月2日、ヨハン・ハインリヒ・ランベルト（1728-1777）宛て書簡の中でも次のように述べている。

「この冬には、いささかの経験的原理も含まれていない純粋道徳哲学といわば道徳〔人倫〕形而上学に関する私の研究を整理し完成したいと思っています。⁹⁸」

「純粋道徳哲学」は『人倫の形而上学の基礎づけ』ないし『実践理性批判』を指していると思われるが、それとともに『人倫の形而上学』を完成させる計画をもっていたことが窺い知れるのではなからうか。

さらに、カントは1768年5月9日、ヨハン・ゴットフリート・ヘルダー（1744-1803）宛て書簡の中でも次のように述べている。

「そして私は今のところ道徳〔人倫〕の形而上学に関する仕事をしていますが、そこで私は、この種の認識においてきわめてさかんに行われてはきたけれども実を結ばなかったいろいろな努力が一度でも効果を収めるべきものであるなら、かならずそれに従って規正されなければならぬような、明白で実り多い原則ならびに方法を示しうると自惚れています。いつも変わりやすい私の健康がそれを妨げることはないかぎり、その仕事を本年中に完成したいと思っています。⁹⁹」

さらにもう少し遡ると、すでに1765年12月31日、ランベルト宛て書簡の中にも次のような計画が予告されている。この予告がもっとも早い時期のものであると推定される。

「……新しい哲学の構想をぶちあげる輩だなどという咎め立てを受けることが断じてないように、いくつかの小著を先に出しておかなければなりません。その材料は、もう用意できています。それらのうち、『自然哲学の形而上学的基礎』と『実践哲学の形而上学的基礎』が、その最初のものとなるでしょう。¹⁰⁰」

確かに、この書簡の中で述べられている『実践哲学の形而上学的基礎』が『人倫の形而上学』のことを意味するとすれば、その材料は1765年末にすでに整っていると思われるかもしれない。そのため、法論の内容上の成立が1760年代中頃まで遡ると一般に考えられているのにはそれなりの理由がある。1773年ヘルツ宛て書簡を読むと、その間に『純粋理性批判』を完成させる仕事が優先されたので、「人倫の形而上学」が出版されなかったと思われるかもしれない。『純粋理性批判』出版後、『自然哲学の形而上学的基礎』は『自然科学の形而上学的基礎論』という表題で1786年に出版された。しかし他方で、『実践哲学の形而上学的基礎』という表題の著作は公刊されなかった。

次に、1780年代、1790年代の著作および1790年代の書簡を確認したい。これらの中でもカントは依然として「人倫の形而上学」の出版を予告している。このことは、カントが「人倫の形而上学」の執筆にいかにか腐心していたのか、またその出版にいかにか固執していたのかを物語っているであろう。「人倫の形而上学」はカント哲学の体系全体において重要な位置を占めているのである。

カントは、1785年に出版された『人倫の形而上学の基礎づけ』(Grundlegung zur Metaphysik der Sitten 1785年)の「序文」でこの著作がのちに出版される「人倫の形而上学」の基礎づけであるとして次のように述べている。

「……私は他日『人倫の形而上学』を提供する計画であるが、まずそのために、基礎づけとして本書をさきださせることにする。もちろん本来の意味において人倫の形而上学の基礎は純粋な実践的理性の批判以外には存在しないのであって、それは〔自然の〕形而上学のためにすでに提供された純粋な思弁的理性の批判があるのと同様である。¹⁰¹」

ここでは「自然の形而上学」が「純粋な思弁的理性の批判」、つまり『純粋理性批判』を基礎とするのに対して、「人倫の形而上学」は「純粋な実践的理性の批判」を基礎とするということが明確に述べられている。

また、同書第二章「通俗的道德哲学に始まって道德形而上学にいたる移行」の本文に付された注で「義務の分類を将来の『人倫の形而上学』のために全く保留」と記している¹⁰²。

「純粋な実践的理性の批判」が『実践理性批判』であるとすれば、それを完成させたあとでなければ「人倫の形而上学」は出版されえないことになる。1773年末頃のヘルツ宛て書簡の中では『純粋理性批判』が完成したあとに「人倫の形而上学」に取りかかるとしていた。しかしながら今度は、『実践理性批判』が完成したのちに取りかかるとされている。『実践理性批判』の刊行は1788年である。

また、カントは1787年に出版された『純粋理性批判』第二版「序言」の中でも「人倫の形而上学」出版の計画に言及して次のように述べている。

「私は、友人からのものであれ、敵対者からのものであれ、あらゆる忠告に注意深く耳を傾け、その忠告をこの予備学〔『純粋理性批判』〕に従った将来における体系の敷衍において利用しようとするであろう。私はこれらの仕事の間にすでにかかなり高齢に達した（今月で64歳になる）ので、自然の形而上学ならびに人倫の形而上学を思弁的理性ならびに実践的理性の批判の正当性の実証として提供するという私の計画を実行しようとする……¹⁰³」

さらに、カントは『判断力批判』「序文」の末尾でも、全批判的業務（『純粋理性批判』、『実践理性批判』、『判断力批判』）を終えたあと「自然の形而上学」と「人倫の形而上学」が理說的業務を締めくくるものであるとして、その出版を予告している。

「それゆえ私はこれで私の全批判的業務を終える。私は、私の加わりゆく老齢からそのために利用しうるなおいくらかの時間をできればさらにさくため、ためらわず理說的業務にとりかかるであろう。判断力にとつてはそこにはいかなる特殊な部門もないということは、自明のことである。というのは、判断力に関しては批判が理論に代わって役立つからである。そうではなくて、理論的部門と実践的部門とに分けられる哲学の区分、また同じくそうした両部門に分けられる純粋哲学の区分にしたがって、自然の形而上学と人倫の形而上学とがあつた理說的業務をしめくくるのである。¹⁰⁴」

『判断力批判』の出版は1790年である。カントは「ためらわず理說的業務にとりかかるであろう」と言っているものの、しかし「人倫の形而上学」はすぐには出版されない。

カントは、1792年12月21日エアハルト宛て書簡の中で「手許で執筆中の『人倫の形而上学』」と記しており¹⁰⁵、また1793年5月12日フィヒテ宛て書簡の中でも「現在計画している『人倫の形而上学』」と記している¹⁰⁶。やはりまだ出版されない。なぜであろうか。

最後に、1794年10月28日ヨハン・ベンヤミン・エアハルト（1766-1827）に宛てたフリー

ドリヒ・フォン・シラー (1759-1805) の書簡における覚書きを引用しよう。この書簡は『法論』の出版が繰り返し遅れた理由をカント自身が明確に述べているとされる重要な伝聞証拠である。

シラーはカント自身から聞いたこととして次のように伝えている。

「所有権の導出は、今や非常に多くの思索者たちを煩わしている点であり、私はカント自身から、私たちはかれの『人倫の形而上学』からその点についての何かを期待してよいと聞いている。だが私は、それと同時に、かれがその点についてのかれの諸理念にもはや満足していないこと、それゆえに出版を当分思い留まったことを聞いている。¹⁰⁷」

これらの書簡や著作から、カントは事あるごとに執筆中および計画中という進捗状況を報告しているにもかかわらず、『人倫の形而上学』の第一部である『法論』の出版直前までその内容に満足しないし納得していなかったことが窺い知れるのではなからうか。それは、シラーの書簡から読み取れるように、所有権の導出、つまりその「演繹」が哲学的・方法論的に決定的に重要な問題であったからであると推定される。この問題は「純粋な実践的理性の批判」に基礎を置いて解決されなければならないが、それでも『実践理性批判』および『判断力批判』出版後すぐに出版されることなく、さらに7年の年月を要した。

法論の成立時期についてはさまざまな説があり、またその本質的要素を何と見るのかに関しても意見が分かれている。批判期以前にすでに成立していたとすれば、法論が「批判的」法論と言えないのは当然であろう。あるいはたとえ批判期以降に成立していたとしても、「非批判的」なのか「批判的」なのかで意見が分かれることになる。

確かにその構想や材料の整備は早い時期に遡るが、しかしそれと法論の成立とを短絡的に結びつけてはならないのではなからうか。法論は1797年の出版直前によく成立したとする立場に筆者は立っている¹⁰⁸。

ペーターゼンは、まさにこの数十年間という成立期間が原因となって、『法論』を「前批判的」と見なす論者、また同様に『法論』を晩年の著作に分類する論者が伝記的に脚色された諸論拠を持ち出しうるのであると指摘する¹⁰⁹。

この問題に関して新たに論争が再燃した原因は¹¹⁰、特にカント没後200年を記念して2003年に出版されたM. キューンによる伝記的研究である『カント伝』が『法論』のより正確な分類を可能にしたからである¹¹¹。この伝記は実際カントが1797年頃、つまり『法論』出版の頃、健康上だけでなく精神的にも決定的に衰弱していたとする想定をおそらくもっとも徹底的に読者に容易に起こさせる¹¹²。つまり、カントが老衰していたということを示唆している。

しかしだからと言って、カントが老衰で『法論』を出版したのであるとする非難が性急に結論されてはならないとペーターゼンは指摘している¹¹³。確かに『法論』においては個々における導出(演繹)が欠けており、また重要な諸箇所においても三批判書の気力と深みがまったく感じられないかもしれない。しかしながらペーターゼンは、三批判書を補完し、また三批判書を哲学的観点において完全なものに仕上げるという『法論』の出版の必要性をカントが当初から不可欠なものとして考えていたことは明らかであると主張する¹¹⁴。

ペーターゼンのこの主張は、先に言及したが、『法論』を批判書の観点からだけ見るのではな

く、批判書を『法論』の観点からも見るという意味で、F. カウルバッハに近い見解であると言えるかもしれない¹¹⁵。

いずれにしても、ペーターゼンが『法論』の成立時期をめぐる論争には深入りせず、1797年の刊行版『法論』を考察の対象としているのにはそれなりの理由があることが明らかになったのではなかろうか¹¹⁶。繰り返して言えば、ペーターゼンの本論文の意図は『法論』を批判哲学の体系の中に整合的に組み入れることであり、したがって刊行版『法論』をその考察の対象とするのはもつともである。

第四節 ペーターゼンの研究の立場

それでは、『法論』は「批判的」法哲学なのか、あるいは「平凡な人間の作品」にすぎないのかとする問題提起に対して、ペーターゼンはいかなる立場に立っているのであろうか。再度確認しておきたい。結論を先取りして言えば、「はじめに」でも述べたようにペーターゼンは肯定説を主張しており、その中でも調停的立場をとっている。また同時に、第二章第一節第四項で詳しく検討するが、並行論テーゼ (Parallelismusthese) の立場にも立っている。つまり、ペーターゼンはカントの私法論を手がかりに占有権・所有権論および契約法理論といった中心的な主題に基づいて、『法論』において前批判的思想への逆戻りは問題とはなりえず、言い換えれば『法論』は「批判的」法哲学であるということ論証しようと試みている¹¹⁷。

その際同時に、『法論』の方法¹¹⁸および論述が不十分であることは認めている¹¹⁹。そして、ペーターゼンはこの不備・不十分さは老齢が原因となっているかもしれないが¹²⁰、しかしその構想において『法論』をけっして毀傷するものではないとする¹²¹。むしろペーターゼンは、『法論』はカントの全著作を完全に仕上げるための不可欠の性格をもつと積極的に評価し¹²²、したがってカントの全著作、特に『純粋理性批判』および『実践理性批判』を考慮に入れて解釈されなければならないと主張する¹²³。これらのペーターゼンの主張は概ね妥当であり、筆者も細かい点は別として基本的に異論はない。

第二章 カントの私法理解

ペーターゼンの論述の中心にあるのは、先に述べたように、カントが私法をどのように理解しているのかという問題である¹²⁴。カントの私法理解は、カントの法哲学の中でももつとも色彩の乏しい部分に属しているとされており、特に公法における国家法の中で論じられている「抵抗権」の研究¹²⁵といった以前から研究者の好奇心を駆り立ててきた論争的部分¹²⁶によって陰に隠れていると一般に見なされてきた¹²⁷。

また、カントの私法理論は一見すると奇妙な印象を与える散発的な挿入や挿入節 (§ 32-35)¹²⁸によって無味乾燥な導出(演繹)という性格を与えているようにも思われる。カントの私法理論が今までの文献において不当に軽視されてきた原因は、専門哲学に関して言えば、法哲学に関する文献がもつともな理由からカントの私法を避けてきたことに起因するのかもしれない¹²⁹。

それに対して、法学の領域ではいずれかと言えば刑法に限定された¹³⁰。中でも公法の文献においては上述の抵抗権が特に関心を引いた¹³¹。

しかし現在では、むしろ私法に関する研究が中心となっている。筆者の管見によれば、注目されることがほとんどないと思われるが、『人倫の形而上学』目次では私法については法論の第一部「私法」と記されており、本文では普遍的法論の第一部「外的な私のもの・汝のもの一般についての私法」とさりげなく記されている。それに対して公法についてはいずれも単に法論の第二部「公法」とだけ記されている。うっかりすると見落としがちな表記だが、カントにとって私法は「普遍的」なものであると考えられていたということが読み取れるのではなからうか。

ところで、ペーターゼンはなぜ私法に焦点を絞って考察しているのであろうか。私法理論を研究の中心に置くことは模範的な自己制限の視点を超えて、具体的に説明することが必要であるとする。私法理論に限定することは、場合によっては『法論』全体をより適切に、また調和的に評価するのに適しているかもしれない¹³²。ペーターゼンは『法論』のすべての文章が必ずしも等しく強いわけではないという有力な見解から出発する。またその際もっとも強力で簡潔な文章を正当に評価することが重要である。というのは、それらの文章の中に批判的思想が明らかに示されているのか、またどの程度示されているのかということがそれらの文章に基づいてのみ証明されうるからであるとペーターゼンは主張している。そして、この批判的思想は必要な場合には変更を加えて (*mutatis mutandis*) 三批判書と同等であると解釈している¹³³。

第一節 占有 (Besitz) と所有 (Eigentum)

「もっとも強力で簡潔な文章を正当に評価し、それらの文章の中に批判的思想が明らかに示されているのか、またどの程度示されているのか」を検討する必要があるとされているが、それでは、ペーターゼンはいかなる点ないし箇所批判的思想の本質的要素を見出しているのだろうか。以下においてその論証を立ち入って具体的に検討したい。

『法論の形而上学的基础論』における私法理論の中でも中心的で重要なのは占有 (Besitz) の叙述である¹³⁴。言うまでもなく、この占有の叙述は以前から法教義学 (Rechtsdogmatik) の中核でもある。したがってはじめに、個別的にカントにおける占有の評価、また一般的にカントの『法論』の評価にとって基本的なことを前置きしておかなければならない¹³⁵。

私法学者であるペーターゼンは、特に法教義学者として¹³⁶、教義学的カテゴリーが法哲学的カテゴリーと一致していなければならないとする誤った推論¹³⁷に注意する必要があると指摘している¹³⁸。これは法哲学と法教義学一般との区別に対して範例的である。というのも、カントは占有 (Besitz) と所有 (Eigentum) ¹³⁹を現代とは異なって¹⁴⁰厳密な意味においては区別していないからである¹⁴¹。

このことは特にこの関連において、興味深い偶然の一致によって具体的に説明することができる。1797年の『法論』の出版とほとんど同時期に、つまりわずか6年後の1803年にフリードリヒ・カール・フォン・サヴィニー (1779-1861) が『占有権論』 (Das Recht des Besitzes) と題する画期的な著作を刊行した。ペーターゼンは、たとえカントがローマ法の区別を前提して

いたとしても¹⁴²、そしてこの区別が再びサヴィニーによって当時の教義学的水準において個々に前提され、またさらに発展させられたとしても、次のことが看過されてはならないと指摘する¹⁴³。つまり、本来的に哲学的な、したがってカントの私法理解にとって中心的な重点は以下の考察において検討する解決・決定にかかっているということである。

第一項 本体的占有 (possessio noumenon) と現象的占有 (possessio phaenomenon)

カントは『法論』の第一部「私法」第一章「外的な或るものを自分のものとしてもつ仕方について」 (§ 1-9) § 1 の冒頭で占有を「使用一般の可能性の主体的条件」と定義している。

「法的な私のもの [meum iuris] とは、次の仕方、すなわち、或る他人が私の同意なく或るものを使用するならば、その使用が私を侵害することになるといった仕方、私と結びついているようなその当のものをいう。使用一般の可能性の主体的条件は占有である。¹⁴⁴」

その際、カントは占有を「本体的占有」 (possessio noumenon) と「現象的占有」 (possessio phaenomenon) とに区別している。現象的占有とは現象 (Erscheinung) における占有であり、つまり「外的な所持」 (Inhabung) である。カントはこの外的所持を「経験的占有」 (empirischer Besitz) とも呼んでいる¹⁴⁵。それに対して本体的占有は「可想的占有」 (intelligibler Besitz)¹⁴⁶または「純粋に法的な占有」 (bloß-rechtlicher Besitz) とも呼ばれている。

ペーターゼンは、まずこの本体的占有の導出 (演繹) がカントの物権 (Sachenrecht § 11-17) における「批判的」思想を具体的に説明していると指摘している¹⁴⁷。

カントは、§ 6 「外的対象の純粋に法的な占有 [本体的占有 possessio noumenon] という概念の演繹」の冒頭で本体的占有について次のように述べている。

「いかにして外的な私のもの・汝のものが可能であるのかという問いは、今や、いかにして純粋に法的な [可想的] 占有が可能であるのかという問いに還元せられ、後者はさらに第三の問い、すなわち、いかにしてア・プリオリな総合的法命題が可能であるのかという問いに還元せられる。¹⁴⁸」

ここにおいて導入された外的対象の「純粋に法的な占有」 (bloß-rechtlicher Besitz) という概念の演繹を批判哲学の本質的な思想と見なさないのは困難である。というのも、この論証の試みが「いかにしてア・プリオリな総合的判断が可能であるのか」ということ、したがって本来的に批判的で大胆な企てを示そうとしているのは明らかであるとする¹⁴⁹。

それに対して経験的占有という概念は単に分析的なものと呼ばれている¹⁵⁰。というのは、この概念はあるものに対する事実上の支配力を所持するにとどまり、それ自身を超え出るものではないからである。

カントは、上記の文章に続けて、経験的占有についてのア・プリオリな法命題は、第一に分析的であり、また第二に自分自身に関する人格の権利を超え出るものではないとしてリングを例に挙げて次のように述べている。

「一切の法命題は、理性によって立てられるもの [dictamina rationis] であるがゆえに、ア・プリオリな命題である。経験的占有についてのア・プリオリな法命題は分析的である。なぜなら、この命題は、経験的占有から矛盾律に従って帰結する以上の何ごとも語らぬのであって、たとえば、もし私が或る物件の所

持者である〔すなわち、当の物件と物理的に結合している〕とすれば、その物件に私の意に反して作用を及ぼす〔たとえば私の手からリングを奪い取る〕者は、内的な私のもの〔私の自由〕に作用を及ぼしてこれを侵害し、したがって、まさに、彼の格率において法の公理にまっこうから衝突することになるということ語るものにほかならぬからである。したがって、適法な経験的占有、という命題は、自分自身に関する人格の権利を超え出るものではない。^{151]}

ここで言われている「法の公理」とは、第三章第二節第三項で検討するが、§ C「法の普遍的原理」における「汝の意思の自由な行使が普遍的法則に従って何びとの自由とも両立しうような仕方での外的に行為せよ」という「法の普遍的法則」のことを指している¹⁵²。経験的に占有している物件に私の意に反して作用を及ぼす者は矛盾率に従って内的な私のもの、つまり私の自由を侵害することになる。したがって、経験的占有はア・プリオリな分析的法命題である。

他方でカントは、本体的占有は経験的占有の概念を超えて拡大されるア・プリオリな総合的法命題であるとして、上記の文章に続けて次のように述べている。

「これに反して、空間・時間における経験的占有にかかわる一切の条件を捨象した上での、私にとつて外的な物件の占有が可能であることを主張する命題は〔したがって、本体的占有 *possessio noumenon* が可能だという前提は〕、右の制限的条件を超え出る。そして、この命題は、或る占有をば、たとえそれに所持が伴っていないとしても、外的な私のもの・汝のものという概念に必然的なものだと定めるのであるから、総合的である。こうして、経験的占有の概念を超えて拡大されるこういうア・プリオリな命題はいかにして可能であるかを示すことが、今や理性にとって課題となるわけである。^{153]}

つまり、経験的占有は空間と時間における占有であるが、それに対して本体的占有は空間と時間という制限的条件を超え出た占有であり、また前者は分析的法命題であるのに対して、後者は総合的法命題である。

ペーターゼンも指摘するように方法論的な観点から見た場合、この「演繹」において際立って「批判的」法哲学が問題となっているのは明らかである¹⁵⁴。つまり、カントは批判哲学において一般的に命題を分析的命題と総合的命題とに分類し、「ア・プリオリな総合的命題はいかにして可能か」ということを演繹するが¹⁵⁵、この視点が「いかにしてア・プリオリな総合的法命題は可能か」という問いによって占有に対しても適用されているということである。

確かに、カントは『純粋理性批判』第二版「序論」VI「純粋理性の一般的課題」の中で次のように述べている。

「純粋理性の本来的課題は、**どのようにしてアプリオリな総合的諸判断が可能か**、という問いのうちに含まれている。……先の課題の解決のうちに同時にともに包括されているのは、諸対象についてのアプリオリな理論的認識を含むすべての学問の創設と実施における純粋な理性使用の可能性である、言い換えれば、次の問いに対する解答である。

どのようにして純粋数学は可能であるか。

どのようにして純粋自然科学は可能であるか。

ところで、これらの学問は現実には与えられているので、これらの学問について、**どのようにしてそれらは可能であるか**、ということは十分に問われるに値する。というのは、これらの学問が可能でなければな

らないということはこれらの学問の現実性によって証明されるからである。¹⁵⁶

ただし、ペーターゼンはすべての導出（演繹）を検討しているわけではない。確かに、繰り返して主張されるように、この導出（演繹）は『法論』の個々の部分において必ずしも全般的に厳密であるとは言えないのではないかとする反論が「批判的」法哲学に対して向けられうるかもしれない。しかしながら、「どのようにしてア・プリオリな総合的諸判断が可能か」という批判的問題設定そのものを否定することはできないとペーターゼンは主張する¹⁵⁷。『法論』の読解においては、わかりやすいがあまり簡潔ではない諸部分を強調するよりも、カントの批判的思想の極致を示す箇所と思想を強調し、またこの批判的思想を法哲学の主題に転用するほうが一般的に生産的であるとする¹⁵⁸。

すでに明らかなように、本体的占有と現象的占有とを区別し、前者はア・プリオリな総合的法命題であり、後者はア・プリオリな分析的法命題であるとし、前者を演繹するという方法は「純粹理性の本来的課題」であり、『純粹理性批判』に見られる批判的思想の決定的に重要な要素である。これについて筆者も基本的に異論はない。

第二項 批判哲学への移行としてのヌーメノン (Noumenon) とフェノメノン (Phaenomenon) との区別

カントはヌーメノンとフェノメノンとの区別をいつから導入していたのであろうか。1770年に教授就任論文を提出したとき、先に言及した本体的占有 (possessio noumenon) と現象的占有 (possessio phaenomenon) といった占有の例において適切に表現されている区別が、カントの批判的著作にとってまさに決定的なものとなったということを見逃してはならない。この論文の表題は『感性界と知性界の形式と原理』 (De mundi sensibilis atque intelligibilis forma et principii. 1770年、ドイツ語では Von der Form der Sinnen-und Verstandeswelt und ihren Gründen と題されている) である¹⁵⁹。

次の文章は今ここで問題となっている関連に対してもわれわれの興味を引くものである。カントは、上記論文の第二章「可感的なものと可想的なものとの区別一般について」第三節の中でフェノメノンとヌーメノンとの区別について次のように述べている。

「感性の対象は可感的であるが、英知によって認識され得るものしか含まぬものは可想的である。古代人の学派では前者は、フェノメノン、後者はヌーメノンと呼ばれた。¹⁶⁰」

何の変哲もないこの一節に関してわれわれの目的にとって注目すべきことは、カントがこの教授就任論文においてはじめて批判哲学の中心的思想を提示し、その結果カント自身がこれを契機として「前批判期」の終わりや批判哲学の始まりを語っているということである¹⁶¹。一般的に批判哲学の出発点は1781年の『純粹理性批判』初版出版から11年遡って、1770年出版の教授就任論文『感性界と知性界の形式と原理』に求められる。たとえカントの批判哲学がこの論文においてすでに完成していたと言うには程遠いとしても、カントはその後このフェノメノンとヌーメノンとの根本区分をもはや放棄することはなかったのである¹⁶²。

『純粹理性批判』の第一部「超越論的分析論」第二篇「原則的分析論」第三章は「すべての対

象一般をフェノメノンとヌーメノンとに区別することの根拠について」という表題が付けられている。

カントはその中でフェノメノンとヌーメノンとの区別について次のように述べている。

「それにもかかわらず、すでに私たちの概念のうちには、私たちが或る種の諸対象を直観する様式をそれらの諸対象の性質自体そのものから区別することによって、私たちが現象としてのそれらの諸対象を感性体（フェノメノン）と名づけるときには、次のようなことがひそんでいる。すなわち、私たちは、たとえそれらの諸対象をその性質自体において直観しはしないにせよ、この性質自体からみた同じそれらの諸対象をあの感性体にいわば対立せしめるか、あるいは、私たちの感官の対象とは全然ならない他の可能的な諸物を、たんに悟性によって思考されたにすぎない対象として、あの感性体にいわば対立せしめるかして、それらを悟性体（ヌーメノン）と名づけるということが、それである。¹⁶³」

教授就任論文において企図された路線の立場および批判哲学への方向転換を、ここでは『法論』の中で論じられている占有におけるように、フェノメノンとヌーメノンとの峻別が根本的なものとなるような連関に適用することができるのである¹⁶⁴。この峻別が本質的なものであるとすれば、法論は1770年代はじめに成立していたと推測されなくもないことになる。

第三項 『法論』と『純粹理性批判』における「超越論的分析論」との連関

それでは、『法論』は『純粹理性批判』における「超越論的分析論」といかなる連関があるのであろうか。ペーターゼンが、カントの『法論』は上述したフェノメノンとヌーメノンとの区別といった本質的な核心およびアプローチにおいて批判的であると解釈していることは明らかである。なぜならば、先に検討したように『法論』でのその区別の遂行は単なる口先だけのことでなく、この区別を彫琢しているからであるとする¹⁶⁵。このことはほとんど注目されていないが、『純粹理性批判』に言及している次の箇所においても示されている。

カントは、§5「外的な私のもの・汝のものという概念の定義」において現象的占有（*possessio phaenomenon*）、つまり現象における占有について次のように語っている。

「或る外的対象が私のものであると言われるために、私はその対象を何らかの意味で占有してはいくなくてはならない。もしそうでなければ、この対象に対して私の意に反して作用を及ぼす者があったとしても、彼はかならずしも直ちに私に作用することにはならず、したがってまた、私を侵害することにもならないであろうからである。だから、もし外的な私のもの、あるいは汝のものが存在すべきだとすれば、前述§4の（所説の）帰結として、可^レ想的占有〔本体的占有 *possessio noumenon*〕が可能なものとして前提されなくてはならない。経験的な占有〔所持〕はその場合には単に現象における占有〔*possessio phaenomenon*〕であるにすぎないことになる。もっとも、私が占有している対象は、この場合、（『純粹理性批判』の）超越論的分析論でなされたように¹⁶⁶、それ自身が現象であるものとして考えられるのではなく、物それ自体として考えられるのではあるが。¹⁶⁷」

「もっとも、私が占有している対象は、この場合、（『純粹理性批判』の）超越論的分析論でなされたように、それ自身が現象であるものとして考えられるのではなく、物それ自体として考えられるのではあるが」という上記文章の最後の文を文字通りに読めば、カントは、現象的占有

は「それ自身が現象であるものとして考えられる」のではなく、「物それ自体」として考えられるということを読んでいるようにも読める。

「現象的占有はそれ自身が現象であるものとして考えられるのではなく、物それ自体として考えられる」というこの推定上の承認はわれわれの関心を強く引き、根本的に重要である¹⁶⁸。というのは、一見すると、この文章の中に前批判的思想への逆戻りが認められうるように思われるからである。つまり少なくともカント自身は、『純粹理性批判』で確立した物それ自体は認識されえず、諸対象はその外的現象に従ってのみつねにわれわれに知覚できるにすぎないとする画期的な認識と訣別しているようにも読めるからである。しかしながら実際には、上記引用のすぐあとに続くカントの基礎づけの論述から明らかになるように、このことはまったく影響を受けていない。

カントは上記の文章に続けて現象的占有は「それ自身が現象であるものとして考えられるのではなく、物それ自体として考えられる」根拠を次のように述べている。

「そのわけはこうである。超越論的分析論においては、諸事物の本性的理論的認識ならびにそうした認識の及ぶうる範囲いかんが理性にとって問題であったのに対して、ここでは自由の法則に従って意思の実践的規定をなすことが理性にとって問題なのであり、対象が感官によって認識されうるのか、それともさらに単に純粹悟性だけでも認識されるのかは問うところでない。そして、法とはまさに、自由の法則のもとにおける意思にかかわるところの、こうした純粋な実践的理性概念なのである。

それだからこそまた、あれこれの対象について権利を占有しているというように語るのとは正しくないのであって、むしろ当該対象を純粋に法的に占有していると語るべきである。なぜなら、権利とはすでに或る対象の知性的（可想的）な占有なのであって、（先の言いまわしは）占有を占有すること（になるが、それ）は無意味な表現であるだろうからである。¹⁶⁹」

したがって、§5ではけっしてフェノメノンとヌーメノンとの区別の相対化が問題なのではなく、ましてやその放棄が問題なのでもない。あくまでも立場決定のみが問題なのである。『法論』の「まえがき」での首尾一貫した論述において明らかなように、もはや対象の理論的認識可能性が問題なのではなく、法にとって重要なのは自由の法則に従った意思の実践的規定であり、法による自由の実現が問題なのである。カントにとって「法とはまさに、自由の法則のもとにおける意思にかかわるところの、こうした純粋な実践的理性概念」である。「人倫の形而上学」は「純粋な実践的理性の批判」を基礎とするというカントの言明は成立史をめぐる論争ですでに検討したとおりである。

引用した上記の一節にはむしろ読者に誤解されるのではないかとするカントの危惧が見て取れるのではなかろうか。

ペーターゼンは、一見するとこのことは前批判的思想への逆戻りのように思われるかもしれないが、逆に言えばカントが批判的方法あるいは法哲学への批判的方法の適用について公然と認めていると解釈している¹⁷⁰。

第四項 可想的占有 (intelligibler Besitz) と可想的自由 (intelligible Freiheit)

すでに検討したように、本体的占有、つまり可想的占有と現象的占有、つまり経験的占有との区別、そして本体的占有がア・プリオリな総合的法命題であることを演繹することが批判的思想の特徴のひとつであることが明らかとなった。

最近の議論において並行論テーゼ (Parallelismusthese) という標語のもとで、カントの占有論は『実践理性批判』の中に並行を見出さないのであるかとする問題が投げかけられている¹⁷¹。

このテーゼに従えば、『法論』における §6 の「ア・プリオリな総合的法命題」(「いかにして外的な私のもの・汝のものが可能であるのかという問いは、今や、いかにして純粋に法的な〔可想的な〕占有が可能であるのかという問いに還元せられ、後者はさらに第三の問い、すなわち、いかにしてア・プリオリな総合的法命題が可能であるのかという問いに還元せられる。¹⁷²)」)と §5 の「可想的占有」(「或る外的対象が私のものであると言われるために、私はその対象を何らかの意味で占有していなくてはならない。もしそうでなければ、この対象に対して私の意に反して作用を及ぼす者があつたとしても、彼はかならずしも直ちに私に作用することにはならず、したがってまた、私を侵害することにもならないであろうからである。だから、もし外的な私のもの、あるいは汝のものが存在すべきだとすれば、前述 §4 [「外的な私のもの・汝のものという究明」] の (所説の) 帰結として、可想的占有〔本体的占有 *possessio noumenon*〕が可能なものとして前提されなくてはならない。経験的な占有〔所持〕はその場合には単に現象における占有〔*possessio phaenomenon*〕であるにすぎないことになる。¹⁷³)」)との関係は、『実践理性批判』における定言命法(「汝の意志の格率が、つねに同時に普遍的立法の原理と見なされうように行為せよ。¹⁷⁴)」)と可想的自由との関係に対応したものであるとする¹⁷⁵。また、『法論』の可想的占有に機能的に対応しているのは『実践理性批判』の可想的自由である¹⁷⁶。

この見解は特に激しく非難された¹⁷⁷。しかしながら、これに関する論争においては、いずれかと言えば、『法論』のテキストの内的配置にかかわるさまざまな可能性が問題となっており、また『法論』の §2 「実践理性の法的要請」の配置が置き換えられなければならないのではないかとする問いが問題となっている¹⁷⁸。しかしペーターゼンは、この論争に介入するまでもなく¹⁷⁹、すでにこの箇所が『法論の形而上学的基礎論』は『実践理性批判』との有意義な関係に置かれうるということが確認されるとする¹⁸⁰。つまり、ペーターゼンは並行論テーゼの立場に立っていることが明らかである。

ペーターゼンのこの観点は第三章第二節第四項で再び取り上げることにする。いずれにせよペーターゼンは、このような解釈を許容する『法論』のテキストは、もとより前批判的思考パターンへの逆戻りとして非難されえないし、なおさら「老衰」の作品として蔑視されえないと主張する。まさに可想的占有の性格が、カントが批判書に劣らない水準で『法論』を論じていることを物語っているとする¹⁸¹。

第二節 契約法

占有権・所有権論に見られる批判的思想の特徴については検討した。次に契約法理論を検討す

ることにしたい。

カントは第二章「外的な或るものを取得する仕方について」（§10-31）第二節「対人権（債権）」（§18-21）において契約法を主題的に論じている。ただし、契約法理論は占有権・所有権論の論述に比べてきわめてわずかなページしか与えられていない。またペーターゼンも詳しく検討しているわけではない。それゆえ、ペーターゼンの所論を敷衍しながら考察したい。

契約法理論はカントの占有権・所有権論よりもはるかに研究されることが少ないが、しかしこの契約法理論も前述の問題の視点から見てきわめて重要である¹⁸²。

カントは§19の冒頭でまず前置きとして契約締結について次のように述べている。

「いずれの契約にあっても、二つの準備的な、および、二つの構成的な意思の法的働きがある。前の二つ〔すなわち商議のそれ〕とは申込み〔*oblatio*〕と同意〔*approbatio*〕であり、後の二つ〔すなわち契約締結のそれ〕とは約束〔*promissum*〕と受諾〔*acceptatio*〕である。—（なぜ二段階に分けられるかと言うと）そのわけはこうである。ある申込みは、申し込まれたこと〔*oblatum*〕が諾約者（である私）にとって好ましいものかどうかを私があらかじめ判断するまでは、まだ約束とは言えない。そして、こうした事柄は、前の二つの意思表示で通告されてはいるけれども、これらの意思表示だけでまだ何も取得されるわけではないのである。

しかし、要約者の個別的意志によっても、諾約者〔受諾者としての〕のそれによっても、前者のものが後者に移転することはなく、ただ、両者の結合した意志によってだけ、したがって両者の意志（意思）が同時に表示されるかぎりにおいてだけ、移転は成立する。¹⁸³」

この前置きは特にドイツ民法典の構想からそれほど離れてはいるわけではない。この引用文の末尾に「両者の結合した意志によってだけ、したがって両者の意志（意思）が同時に表示されるかぎりにおいてだけ、移転は成立する」と述べられているが、それでは契約当事者の意思表示が「同時に」生じたものと表象するためには、どのように解決すればよいのかとする問題にカントは取り組んでいる。

カントは上記の文章に続けて契約締結者たちの困惑について次のように述べている。

「ところで、このこと〔契約当事者の意思表示が同時に生じたものと表象すること〕は意思表示の経験的働き—それは互いに必然的に時間のなかでの継起であるほかはなく決して同時ということはない—によっては不可能である。なぜなら、私が以前に約束し、他の者が今受諾しようとしている場合、私は受諾以前にはまだ自由であるのだから、その間に〔それがどんなに短時間であろうと〕私はその約束を後悔することもあるだろうし、他方また、受諾者のほうもまさにそのゆえに、約束に続いてなした受諾の意思表示によって自分が拘束されていると考える必要はないからである。—契約締結に際しての外面的な諸儀式〔*solemnia*〕〔手打ち、両当事者の握る麦わら〔*stipula*〕を裂くこと〕、およびあちこちで行なわれているような、以前になした自分の意思表示のすべての確認手続き、これらのものは、常にただ相互に継起的にだけなされる意思表示を或る瞬間に同時に生じたものとして表象するにはどうすればよいかについて、契約締結者たちがどんなに困惑していたかを逆に証明するものである。しかし、そうした彼らの意図は達成されることがない。なぜなら、そこにあるのは、ただ、時間のなかで互いに継起して生ずるものもろもろの働きだけであって、或る働きが現に存在しておれば、他の働きはまだ存在しないか、あるいはも

はや存在しないかのいずれかであるから。^{184]}

意思表示の「経験的働き」は時間の中での継起であるほかはないのであり、同時にその間に意志の観点において起こる変化がこの同意をつねに危険に晒すことがありうる。そこでこの問題にカントは目を向ける¹⁸⁵。難点は「時間において相互に継起する働きである」ということにある。それではカントはこの難点をどのようにして解決するのであろうか。カントはその批判的思想をほとんど否定しえないような思考によってこれを解決する¹⁸⁶。つまりその思考とは、契約による取得という概念の「超越論的演繹」である。そして、この「超越論的演繹」によってこの難点をすべて取り除くことができるとする。この演繹はすでに § 6 における本体的占有という概念の演繹でも見られたものである。ただし、契約においては明確に「超越論的演繹」という表現が使われている。

カントは上記の引用に続けて「契約による取得という概念の超越論的演繹」について次のように論じている。

「けれども、契約による取得という概念の超越論的演繹だけは、これら一切の難点を除くことができる。法的・外的関係においては、他人を規定して或る行ないをさせる根拠としての、私による他人の意思の占有取得〔およびその逆のかたち〕は、もちろん最初には、経験的に、把握の感性的条件としての、時間内における両当事者おのおのの意思表示・受諾意思表示を介して考えられるのであって、この場合、二つの法的行為はいつでも互いに継起するものでしかない。だが、右の関係は〔法的関係としては〕純粹に知性的（可想的）であるからして、右の占有も、一個の立法的理性能力としての意志を通して、自由の概念に従う一個の可想的占有〔本体的占有 *possessio noumenon*〕として、右の経験的諸条件を捨象しながら、私のもまたは汝のものとして表象される。この場合には、約束と受諾という二つの働きは、たがいに継起するものとしてではなく、〔要物契約 *pactum re initum* さながらに〕ただ一個の共同的意志から生ずるものとして表象されるのであって、このことは同時にという言葉で表現される。そして、対象〔約束 *promissum*〕は、経験的諸条件を消去することにより、純粹実践理性の法則に従って、取得されたものとして表象される。^{187]}

本体的占有と同様に契約においても経験的諸条件が捨象され、「純粹実践理性の法則」に従って表象されていることが明らかである。

そして、カントはこの考え方が契約による取得という概念の真正かつ唯一可能な演繹であるとしている¹⁸⁸。

カント法哲学の批判者は、いくらか悪意をもってショーペンハウアーの『法論』に対する酷評を上記の演繹に適用したくなるかもしれない。

ショーペンハウアーは第一章第一節で引用した文章に続けて『法論』に対して次のように酷評している。

「わたしはそれゆえ法理論に関しては、消極的な手続きを断念して、積極的な手続きを引き合いに出しておく。つまり、この本の第四巻で提起しておいた法理論の簡明な概要をあげておく。カントの法理論については、一般的な所見を二つ三つだけここに書いておいてもかまわないであろう。『純粹理性批判』の考察にあたり、わたしはもろもろの欠点があったところでカントにつきまとっていることをとがめておい

たが、そうした欠点は法理論のなかであまりにも法外に見いだされるのであり、しばしばカント的手法を風刺するもじり歌を読んだり、とにかく少なくともカント派の人の言うことを聞いたりしているように思われるほどである。¹⁸⁹

しかしながら、ショーペンハウアーの「しばしばカント的手法を風刺するもじり歌を読んだりしているように思われるほどである」とする論評は対象を正当に評価しているとは言えないであろう。むしろペーターゼンは、法の対象に適用することによってすでに占有において考察された批判書の完全な仕上げは契約法理論においても見出されるとする¹⁹⁰。

カントのこのあとに続く「契約は守るべきだ」(pacta sunt servanda) とする定言命法の基礎づけがこのことを裏づけている。そして、この基礎づけはいわば「幾何学的方法」(more geometrico) によって行われている。

カントは§19の末尾で「幾何学的方法」の類推によって演繹を次のように論じている¹⁹¹。

「—そこでの問題は、なぜに私は約束を守るべきなのか、ということであった。言うまでもなく、私がそうすべきだということは、何びともおのずから知っていることである。しかし、この定言命法について改めて証明を行なうことは絶対に不可能である。それはちょうど、われわれが三角形を画くには三本の線分を使わねばならないが〔ア・プリオリな分析命題〕、そのうち二本の線分の和は残る一本の線分よりも大でなければならぬ〔ア・プリオリな総合命題〕ということを経験の推論によって証明することが、幾何学者にとって不可能であると同様である。約束は守るべきだということは、純粋な〔法概念に関し、空間・時間の一切の感性的諸条件を捨象する〕理性の一要請なのである。そして、こうした感性的諸条件の捨象が、対象の占有をそのために廃棄することなしに可能であることを主張する教説は、それ自身、契約による取得という概念の演繹なのである。この間の事情は、前節において、外的物件の先占による取得をめぐる議論がなされた場合と同様である。¹⁹²

文末に「この間の事情は、前節において、外的物件の先占による取得をめぐる議論がなされた場合と同様である。」と述べられているが、ペーターゼンはこの議論については検討していない。しかし、「同様である」とはどういう意味なのであろうか。物権の中でも重要な箇所なので確認しておく必要があるであろう。

カントは§14「この取得の(ための)法的行為は先占〔occupatio〕である」の冒頭で次のように述べている。

「空間における或る有体物の所持の〔物理的占有の possessionis physicae〕始まりとしての占有取得〔把握 apprehensio〕が、万人各自の外的自由の法則と〔したがってア・プリオリに〕調和するための条件は、時間に関して先んずること以外のものではありえない。言いかえれば、その占有取得は、意思の一つの働きである最初の占有取得〔prior apprehensio〕としてだけそうした調和をなす。ところが、物件〔したがってまた、地上の或る特定の区画された場所〕を私のものとなす意志、すなわち領得〔appropriatio〕は、根源的取得においては一方的〔一方的な、または自分だけの意志 voluntas unilateralis s. propria〕でしかありえない。一方的意志による意思の外的対象の取得は先占である。だから、この外的対象の、したがってまた区画された一定範囲の土地の根源的取得は、ただ先占〔occupatio〕によってだけ生ずることができる。

こうした仕方での取得の可能なことは、どんなにしても洞見されえず、またいろいろと理由をあげて証明することもできない。そうではなくて、それは実践理性の要請からする直接の帰結なのである。¹⁹³

「ア・プリオリな総合的法命題」、「純粹な〔法概念に関し、空間・時間の一切の感性的諸条件を捨象する〕理性の一要請」、「実践理性の要請からする直接の帰結」などに見られるカントのこの証明は、一見すると『純粹理性批判』ないし『実践理性批判』からとられた箇所のように思われるかもしれない。特に『法論』における基礎づけが簡潔であることが稀ではなく、またその基礎づけが説明する以上のものを前提しているようにも思われる。それでもやはり、まさにこれらの諸前提は批判書を参照・指示するものとして理解されなければならない。したがってペーターゼンは、これらの諸前提はカントによって断固として選択された「批判的」方法の首尾一貫性を示すものであると解釈している¹⁹⁴。

以上検討したように、「契約による取得という概念の超越論的演繹」においてもカントの批判的思想の特徴が明確に示されていることが明らかである。

第三節 『法論』に対する暫定的評価

第一節と第二節において占有権・所有権論および契約法理論の批判的思想の諸特徴を検討してきた。それに対してペーターゼンは暫定的にどのような評価を下しているのであろうか。

ペーターゼンは、『法論』の中にしばしば概略的にのみ存在しているはっきりとした個々の批判的思想の諸特徴を強調するよりも、むしろカントによって自己規定された「体系的要求」を強調するほうがより重要であると主張する¹⁹⁵。筆者も同様にむしろ「体系的要求」を重視すべきであると考えている。

というのは、その際『法論』の講義の覚書きがほとんど問題にならないということが稀ではないからである。この講義の覚書きは、われわれが思いつくものに従って判断すると、いずれにせよしばしば例証に役立つにすぎず、したがって必然的に経験的な性質のものである。その結果、この講義の覚書きは「批判的方法」についてほとんど明らかにすることはできない。たとえば「契約によって取得しうる一切の権利の教義学的区分」においてその叙述は見出し語的になされているだけである¹⁹⁶。それに反して、その冒頭の文章は「体系的要求」を理解するうえできわめて示唆に富んでいる¹⁹⁷。

カントは、「契約によって取得しうる一切の権利の教義学的区分」§31の冒頭で取得権の教義学的区分について「論理的区分」と「経験的区分」とを峻別し、「形而上学的法論」にとって真正の体系を樹立するためには前者が要求されるとして次のように述べている。

「形而上学的法論に対しては、ア・プリオリに区分〔論理的区分 *divisio logica*〕の各分枝を完全かつ確定的に列挙し、こうしてみずからの真正の体系を樹立することが要求される。これに反して、一切の経験的区分は単に断片的〔*partitio*〕であるにすぎず、区分される当の概念の全領域をおおうためには、なお他に分枝が必要でないかどうかについては不確定なままでおかれる。一ところで、ア・プリオリな或る原理による区分は〔経験的区分との対照において〕教義学的と呼ばれうる。¹⁹⁸」

またこの文章の少しあとに、単純かつ純粹な契約は三種類しかなく、混合的かつ経験的な契約

の種類は無数にあるとして次のように述べている。

「さて、論理的な〔合理的な〕区分の右の諸原則に従うならば、本来ただ三つの単純かつ純粋な契約の種類があるだけである。しかし、単なる理性法則に従っての私のもの・汝のもの諸原理にさらに制定法的・慣行的な諸原理が付け加えられるはずの、混合的かつ経験的な契約の種類は、無数にある。これらはしかし、形而上学的法論の範囲外にあるのであって、以下の表示は、もっぱらこの形而上学的法論に属するものだけにかかわる。

一切の契約は、A、一方の取得を意図するものであるか〔無償契約〕、B、双方の取得を意図するものであるか〔有償契約〕、C、どんな取得も意図せず、ただ自分のものの保証だけを意図するものであるか〔この契約は一面では無償契約であるが、他面では同時にまた有償契約でもありうる〕、のいずれかである。¹⁹⁹」

「混合的かつ経験的な契約の種類は、無数にある」のであり、それらは体系上「形而上学的法論」の範囲外にあることになる。

カントは「まえがき」の冒頭近くで「体系的な要求」に関してあらかじめ次のように断っている。

「ところで、人倫論の第一部としての法論は、法の形而上学と名づけるような、理性から生じてくる或る体系を必要とするところのものである。しかし、法概念は、純粋ではあるが、やはり実践〔経験において現われてくるさまざまな事例への適用〕を旨とした概念であり、したがってその形而上学的体系は、その区分の完全性を期するためには〔そしてこのことは、理性体系を構築するためには不可欠の要請である〕、右の諸事例の経験的多様性をも顧慮しなくてはならないだろう。しかし、経験的なものを完全に区分することは不可能であるし、かつまた、そうした完全性が〔少なくともそれへの接近を旨として〕追求される場合にも、これらの諸概念は体系の内的構成部分としてその中に位置を占めることはできず、せいぜい例証として注釈の中に入ってくることができるだけである。それで、人倫の形而上学の第一部にふさわしい唯一の表現は、法論の形而上学基礎論ということになる。というのは、右のような適用の諸場合を顧慮するならば、ただ体系への接近が期待できるだけであって、体系そのものは期待できないからである。したがって、〔先の〕自然学の形而上学基礎論の場合と同様、ここでも事柄は次のように処理されよう。すなわち、ア・プリオリに構想された体系に属する法（すなわち理性法体系）は本文の中で取り扱い、他方、特殊な経験的諸事例にかかわるもろもろの（特殊な）法ないし権利は、時として詳細にわたることもある注釈の中に入れこむのである。というのは、そうでもしなければ、形而上学に属するはずのものと、経験的な法的実践であるものが十分に区別されえないことになるだろうからである。²⁰⁰」

「法論の形而上学基礎論」は「形而上学的法論」、「法の形而上学」などと呼ばれている。

先に引用した § 31 の冒頭は、全体が構想されるよりかなり以前に書き留められたものであり、そのあと具体的な推敲は大部分省略され、刊行版『法論』に見られるかぎりにおいて、実際、当初構想されていたものの水準には達していなかったということを示唆している²⁰¹。

「はじめに」で検討したように、ペーターゼンが『法論』は未完成であると言っているのは特にこのことを意味しているように思われる。

さまざまな例証や適用問題が実際、単なる経験論に墮することは稀ではない。このような推敲の省略が原因となって、カントの『法論』の多くの解釈者が、『法論』は根本的に「非批判的」であるとする判断を下す気になるのかもしれない²⁰²。

しかしながらその際ペーターゼンは、それを除けば、問題設定そのものは根本的に「批判的」であるということを見落としてはならないと強調する²⁰³。

しかし、カントの決然たる推敲が必要だったかどうかと問われると、それも疑問が残る²⁰⁴。しばしば引用される家族法（§ 22-30）²⁰⁵の叙述は実際ところどころパロディ的な特徴をもっている²⁰⁶。それでもやはり不当に非難されてきた。というのは、確かにその叙述の中には奇妙な思想もなくはないが、他方で現代的な思想も見出されるからである²⁰⁷。この現代的な思想はカントの思考様式において定言命法のはっきりとした諸特徴として理解されうる²⁰⁸。この叙述は「超越論的」考察の立場から条件付きでのみさらに繋がっている²⁰⁹。

ともあれ、ペーターゼンは私法の決定的に重要な箇所においてカントは「批判的方法」によって証明していると主張している²¹⁰。つまり私法、特に占有権・所有権論、契約法理論および家族法理論の決定的に重要な箇所においてカントは批判的方法によって証明しているということである。

第三章 『法論』の批判哲学における位置価値

ペーターゼンがここで基礎に置いている見方は、カントの法哲学の位置価値についての評価にも影響を及ぼさないわけではない。「はじめに」で触れたが、まさに著作を完全なものに仕上げるといふ考えが法哲学にもしかすると不十分あるいは違和感と受け取られかねない場所を与えているかもしれないとペーターゼンは認識している²¹¹。

第一節 『法論』の批判哲学における位置価値に対する誇張の危険性

ペーターゼンは『法論』の批判哲学における位置価値を検討するに際して、まず、第一章第一節ですでに引用したキュスターズに代表される個々の論者の仮説を検討する。再度確認すると、その仮説とはカントの法哲学を高く評価することによって批判的諸著作の新たな意味が導き出されうるかもしれないとする見方である²¹²。つまり、法哲学の視点から批判書の意味を新たに見出すことができるのではないかとということである。

しかしながら、この見方は、100年以上にわたる法哲学に対する否定的評価のあと、突然度を超した高評価というもうひとつの極端に陥ることによって事態を逆転させることになってしまいかねない。そのため、この見方には誇張の疑いがあり、長い間培われてきた法哲学に対する軽視に逆戻りする可能性が高いと言わざるをえない。

カント法哲学に存在する否定しがたい弱点およびその認められた不完全性が、いわゆる誤って評価された強みとして再解釈され、それが強調されて『法論』のすべての範囲に拡張されるとすれば、カント法哲学の批判哲学への組み入れは失敗することになる²¹³。

ペーターゼンの研究は、「はじめに」で言及したように『法論』の評価において過度の肯定・否定の両極端な立場をとらず、調停的立場に立っていることは明らかである。

評価すべき点は評価し、不明確さや不十分さはそれとして認め、可能なかぎりカントの「体系

的要求」の意図を汲んで整合的に解釈するという自己抑制的な解釈が重要であると筆者は考えている。したがって、ペーターゼンの立場は妥当であると言えよう。

第二節 『法論』と批判書との連関

ペーターゼンは、誇張され価値が引き上げられた『法論』から批判書を誤って逆推論すること、また『法論』の視点からする暗黙のうちに要請された批判書の新たな解釈は根本的な観点において次元を誤るものであると主張する。というのは、それによってカントの『法論』およびおそらくまた法哲学一般の位置価値が見誤られることになるかもしれないからである。しかしペーターゼンは、確かに『法論』は補助的分科として必ずしも役立つわけではないが、それでもやはりいわばカントの全著作の完全な仕上げとして役立つことになることを主張する²¹⁴。以下において『法論』と『純粹理性批判』および『実践理性批判』との連関について立ち入って検討したい。

第一項 『法論』と『純粹理性批判』との連関

「はじめに」で述べたように、ペーターゼンは『法論』は『純粹理性批判』および『実践理性批判』で展開された批判哲学を踏まえた作品であると解釈している。

カントは『法論』の「まえがき」でも『純粹理性批判』や批判哲学に何度も言及している。それでは『法論』と『純粹理性批判』の間にはいかなる連関があるのであろうか。まずそれを検討しなければならない。

『純粹理性批判』は対象の理論的認識を主題としているが、『法論』は認識論の陰に隠れてかすんでしまっており²¹⁵、その認識論の中核を要求することができないのは当然である²¹⁶。それに対応して、『法論』における「演繹」という概念は『純粹理性批判』の枠組みにおける「超越論的演繹」の地位も射程ももっていない²¹⁷。しかしそれでも、先に検討したが、占有の取り扱いにおいて見られるように²¹⁸、基本的な方法は「ア・プリオリな総合的判断」ないし「ア・プリオリな法概念」の導出（演繹）という認識関心と同じであると言ってよい²¹⁹。しかしそれにもかかわらず、批判書と比較して存在している『法論』の認識関心の不十分さはつねに全体との連関において検討され、また判定されなければならない²²⁰。

ところで「はじめに」で言及したように、新カント学派はカントの『法論』に対して批判哲学の体系と『法論』との相互依存性（Interdependenz）が欠如していると異議を唱え、したがって『法論』が超越論的観念論において不十分な基礎づけをしていると主張していた²²¹。しかしながら、すでに示唆したが、ペーターゼンは、カント自身が『法論』の「まえがき」の中で述べているように、そのもつともな根拠が、さまざまな諸要素の相互の依存性（wechselseitige Abhängigkeit）という意味におけるこの相互依存性（Interdependenz）はカントの批判哲学の体系において徹底的に成立しているということを証明していると指摘する²²²。

これに対応して『法論』は、『徳論の形而上学的基礎論』の前に置かれている第一部として外的体系的連関が示唆されているように、第二部『徳論』と並んで『人倫の形而上学』の必要な構成部分として成立している。しかしながら、また『実践理性批判』との連関は避けて通れない²²³。

『法論』は中心的な箇所において『実践理性批判』に基づいており、それによって特に『法論』全体が批判哲学として構想されているということが明確に示されている。

つまり、たとえ『法論』の個々の部分が批判書以前の時期に遡るとしても、それらの部分は批判書を考慮に入れて、いわば将来を見越して構想されているのである。したがって、『法論』のテキストのどの部分が正確にはいつ成立したのかとする問題は無益なものとして判断されうる。それゆえ、個々におけるテキストクリティークがいかに尊重されうるとしても、それでもやはりこのテキストクリティークは当面の問題に関して『法論』全体の見方を不明瞭にすることになりかねない²²⁴。第一章第三節で検討したが、ペーターゼンが『法論』の成立時期をめぐる論争に深入りせず、刊行版『法論』を考察の対象としている理由はこれで理解できるであろう。

カントの『法論』の体系上の「批判的要求」を正当に評価しようとするならば、今述べたように『法論』の「まえがき」に目を向けないわけにはいかない。

カントは「まえがき」の第二段落の冒頭で『法論』の位置づけについて次のように述べていた。重要なので再び確認したい。

「ところで、人倫論の第一部としての**法論**は、法の形而上学と名づけるような、理性から生じてくる或る体系を必要とするところのものである。しかし、法**の概念**は、純粹ではあるが、やはり実践〔経験において現われてくるさまざまな事例への適用〕を旨とした概念であり、したがってその形而上学的体系は、その区分の完全性を期するためには〔そしてこのことは、理性体系を構築するためには不可欠の要請である〕、右の諸事例の**経験的多様性**をも顧慮しなくてはならないだろう。しかし、**経験的なものを完全に区分**することは不可能であるし、かつまた、そうした完全性が〔少なくともそれへの接近を旨として〕追求される場合にも、これらの諸概念は体系の内的構成部分としてその中に位置を占めることはできず、せいぜい例証として注釈の中に入ってくることができるだけである。それで、人倫の形而上学の第一部にふさわしい唯一の表現は、**法論の形而上学的基礎論**ということになる。 ²²⁵」

カント自身によってこのように述べられた「**法論の形而上学的基礎論**」の構成上の計画は明確な意思表示をもって遂行されうただけでなく²²⁶、しかしこのことはおそらく純粹に宣言的な目的設定として無視されうるかもしれないが、内容から言っても『純粹理性批判』に基づいてのみ遂行されうる。

たとえば、すでに検討した「可想的占有」という概念が、まさに『純粹理性批判』を前提とする思想が問題となっているということを具体的に説明している。これら両著作の問題設定の一致は特に、法においてもまた空虚ではないア・プリオリな総合的概念の問題が設定されているということに基づいている²²⁷。このことは『純粹理性批判』の次のような鍵となる重要な文章において表現されている。

カントは第一部「超越論的分析論」第二章「純粹悟性概念の演繹について」の中で次のように述べている。

「すべてのア・プリオリな概念の超越論的演繹は、その全探究がそれに向けられなければならない一つの原理をもっているが、すなわち、この原理は、ア・プリオリな諸概念は**経験の可能性のア・プリオリな条件**として認識されなければならない（それが、経験において見いだされる直観の可能性の条件としてであ

ろうと、あるいは思考の可能性のそれとしてであろうと) という原理にほかならない。経験の可能性の客観的根拠をあたえる諸概念は、まさにこのゆえに必然的である。²²⁸

これを受けて、カントは§6「外的対象の純粹に法的な占有〔本体的占有 *possessio noumenon*〕という概念の演繹」の中で繰り返しになるが次のように述べていた。

「いかにして外的な私のもの・汝のものが可能であるのかという問いは、今や、いかにして純粹に法的な〔可想的な〕占有が可能であるのかという問いに還元せられ、後者はさらに第三の問い、すなわち、いかにしてア・プリオリな総合的法命題が可能であるのかという問いに還元せられる。²²⁹」

つまり、「いかにしてア・プリオリな総合的法命題が可能であるのか」とカント自身が問題提起をしているように、『法論』において重要な課題は「ア・プリオリな総合的判断」ないし「ア・プリオリな法概念」の導出(演繹)であり、この認識関心は『純粹理性批判』と同じであるということの意味していると言えるのではなからうか。

第二項 『法論』と『実践理性批判』との連関

次に『法論』と『実践理性批判』との連関について検討したい。カント自身『法論』「まえがき」の冒頭でその連関について次のように述べている。

「『実践理性の批判』の後には人倫の形而上学という体系が続くはずである。これは、〔既刊の『自然学の形而上学的基础論』と対をなすものとして〕法論の形而上学的基础論と徳論のそれとに分けられる。そして、後出の「序論」はこれらの(法論と徳論との)二者を含む体系の(構成)形式を提示し、部分的にそれを解明しようとするものである。²³⁰」

カントのこの言葉は真剣に受け取るべきであると筆者は考えている。つまり、第一部『法論』と第二部『徳論』も含めた『人倫の形而上学』は『実践理性批判』を踏まえて体系的に論じられた著作である。第一章第三節で詳しく検討したように、カント自身「人倫の形而上学」出版の予告の中でこのことに繰り返し言及していた。特に「人倫の形而上学への序論」全体は『実践理性批判』を基礎に置いて論述されているのは明白である。

たとえば、中心的な例を挙げるとすれば、所有権の究極的基础づけは純粹理性(理論理性)ではなく実践理性の命令に基づいているということが決定的に重要である²³¹。

カントは『法論』の§2「実践理性の法的要請」の中で次のように述べている。

「私の意思のいかなる対象も客観的に可能な私のもの・汝のものとみなし、かつそう取り扱うことは、実践理性のア・プリオリな一前提である。²³²」

これによって、さしあたり認められた『法論』における論証上の不備はそこに暗黙のうちに含まれている『実践理性批判』への外部参照を顧慮することによって消失することになる²³³。

『法論』は、たとえそれが前提とする諸概念がより精緻に彫琢なされないままであったとしても、構想上「批判的」であり、またカントの著作の完全な仕上げをするものであることが明らかになる²³⁴。

『法論』が1797年に出版されたということは、『法論』で使用されている諸概念が批判的的主要著作において定義された仕方ですのつど理解されなければならないということを示唆している

のは当然である。したがって、「実践理性の要請」や「実践理性の法的要請」が『法論』からのみ解釈されると、問題が未解決に留まってしまうことになる²³⁵。これが『法論』の論証上の些細な欠点に対するひとつの例である。それにもかかわらず、特に批判書への暗黙の参照によって『法論』を読解する場合には、『法論』の価値を下げることはないであろう²³⁶。

一般的に言及されることはないと思われるが、カントは『法論』「まえがき」の中でさりげなく「理性能力そのものの批判の体系、およびこの批判の規定によってだけ証明される一切のもの」と記している。この「一切のもの」の中には『法論』も当然に含まれていると読解すべきであろう²³⁷。『法論』も批判の体系とその批判の規定に基づいて論証されているのである。

第三項 批判哲学における中心的定数としての自由

「人倫の形而上学への序論」II「人倫の形而上学の理念と必然性について」の中でカントは次のように述べている。

「単なる概念にもとづくア・プリオリな認識の体系が形而上学と呼ばれるとすれば、自然でなく意思の自由をその対象とする実践哲学は、人倫の形而上学を前提とし、かつそれを必要とするであろう。²³⁸」

それでは、『法論』がその核心において「批判的」であり、またとりわけ『実践理性批判』を前提として構想されているということは何を意味するのであろうか。それは特に「自由が最上の目的設定」であるという理解を示している²³⁹。ペーターゼンはそれを「中心的定数としての自由」と特徴づけている²⁴⁰。

これに関連して、「法論への序論」の中でも中心的に重要なのは法の定義である。

カントは§B「法とは何か？」の結語で次のように述べている。

「法とは、或る人の意思が他人の意思と自由の普遍的法則に従って調和させられるための諸条件の総体である。²⁴¹」

そして、この法の定義からまず「法の普遍的原理」が帰結として導き出される。

カントは§C「法の普遍的原理」の冒頭で次のように述べている。

「いかなる行為も、その行為そのものについて見て、あるいはその行為の格率に即して見て、各人の意思の自由が何びとの自由とも普遍的法則に従って両立しうるような、そういう行為であるならば、その行為は正しい（レヒト）。²⁴²」

この「法の普遍的原理」から次に「法の普遍的法則」が導き出される。

カントは続けて§Cの中で「法の普遍的法則」について次のように述べている。

「汝の意思の自由な行使が普遍的法則に従って何びとの自由とも両立しうるような仕方での外的に行為せよ。²⁴³」

つまり法論は、外的立法に基づく対外的関係性における法規範や法義務をその考察の対象としていることが明らかとなる。

「法の普遍的法則」と『実践理性批判』における定言命法（「汝の意志の格率が、つねに同時に普遍的立法の原理と見なされうるように行為せよ」）との連関は明らかである。最後に引用した文章はあまり目立たない表現形式と見なされうるかもしれない。しかし、この文章は『法論』では明示的に「外的に行為せよ」と述べており、したがって『実践理性批判』とは異なって、そ

れによって汝が同時に意欲しうる格率によってではなく、すなわち意志の方向から見られるものに従ってではなく、単に「外的に行為せよ」と言っていることを見落としてはならないであろう。

それに対して、『徳論』は外的立法が不可能で、ただ内的立法のみが可能な徳義務を問題としている。「外的」という表現が加わることによって、道徳原理としての定言命法と法の命法との間に相違が生じることになる。法義務は行為の外的形式を規定し、行為の外面がこの形式に適合すれば、その行為は「正しい」とされる。この相違に基づいて行為の合法性・合法則性 (Legalität) と道徳性・人倫性 (Moralität) との区別が生じる。

これに関してカントは「人倫の形而上学への序論」III「人倫の形而上学の区分について」の中で次のように述べている。

「その動機が何であろうと、或る行為と法則との単なる合致もしくは不合致は、合法性〔合法則性〕と名づけられる。他方、法則から生じる義務の観念が同時に行為の動機でもあるような種類の合致・不合致は、行為の道徳性〔人倫性〕と名づけられる。²⁴⁴」

このことがまさに道徳論とは異なって法論の首尾一貫性の中に存する。法則に対する尊敬からする行為の必然性として理解される義務に従う善意志の箇所はこの「外的行為」が置き換えられることになる。したがって、この義務の概念も異なっている²⁴⁵。

カントは、上記「人倫の形而上学の区分について」の冒頭ですべての立法は「法則」と「動機」という二個の成分から構成されているとして、まず次のように述べている。

「すべての立法は〔それが命ずるものが内的行為であるか外的行為であるかを問わず、また、これらの行為を単なる理性によってア・プリオリに命ずるか或る他人の意思を通して命ずるかを問わず〕二個の成分からなっている。**第一は**、法則、すなわちなされるべき行為を客観的に必然的なものとして提示するところのもの、換言すれば行為を義務とするところのものである。**第二は**、動機、すなわち右の行為に向けて意思を規定する根拠を主観的に法則の表象と結びつけるところのものである。第二の成分は、したがって、法則が義務を動機たらしめるということにほかならない。第一の成分により義務としての行為が提示されるのであるが、この作用は、意思の可能的な規定の、つまり実践的規則の単なる理論的認識である。第二の成分により、これこれの行為をしなければならないという拘束性と意思一般の規定根拠とが、主体のうちにおいて結合される。²⁴⁶」

またカントはこの文章に続けて、あらゆる立法は動機に関しては区別され、「倫理的立法」と「法理的立法」に峻別されるとする。

「だから、あらゆる立法は〔たとえそれが義務とする行為に関しては、他の立法と一致するとしても、たとえば行為はどちらの場合にも外的であるとしても〕、やはり動機に関しては区別されうる。或る行為を義務とし、同時にこの義務を動機たらしめる立法は、倫理的である。他方、後のほうの条件（義務を同時に動機たらしめるということ）を法則の内に含まず、義務の観念そのもの以外の他の動機をも許すような立法は、法理的である。法理的立法に関しては、義務の観念から区別されるその動機が、傾向性や嫌悪（とくに強制に対する嫌悪）といった種類の、意思の情動的な規定根拠から、そしてこれらのうちでもとくに後者（嫌悪）から採られなければならないことは容易に理解されうる。というのは、それは強要的な立法

であるはずであり、人の心を惹きよせる勧誘的なものではないはずだからである。²⁴⁷

さらに、カントは法理的立法による義務と倫理的立法による義務との相違について次のように述べている。

「法（理）的立法による義務は、もっぱら外的な義務でのみありうる。というのは、この立法は、内的なものである義務の観念がそれ自体で行為者の意思の規定根拠となることを要求せず、しかもなおそれは法則に適合する動機を必要とするために、ただ外的動機だけを法則に結びつけることができるだけだからである。これに反して、倫理的立法は、たしかに内的行為をも義務とするのではあるが、決して外的行為を排除するというようなことはなく、およそ義務であるものすべてに関係するのである。しかし、倫理的立法が行為の内的動機〔義務の観念〕をその法則の内に含み、しかもこうした規定は決して外的（他者による）立法に混入されるはずがないというまさにその理由からして、倫理的立法は〔神的意志のそれであっても〕外的立法ではありえないのである……こうして、法論と徳論とは、そこに含まれる義務の相違によって区別されるというのではなくて、むしろ法則に対して互いに異なる動機を結びつけるところの立法の相違によって区別されるのである。

倫理的立法は〔たとえ義務は外的でありうるとしても〕、外的（他者によるもの）ではありえない立法である。法理的立法は、外的でもありうる立法である。²⁴⁸

したがって、ペーターゼンは法の根本理念はその自由創設的、自由維持的機能に存すると解釈している²⁴⁹。つまり、『法論』がその核心において「批判的」であり、またとりわけ『実践理性批判』を前提として構想されているということが意味するのは「自由が最上の目的設定」であるということである²⁵⁰。

第四項 実在的理念としての所有権要請

ペーターゼンは、法の根本理念はその自由創設的、自由維持的機能であるということのカントの私法理解に適用し、同時に『実践理性批判』の自由概念の中核を基礎に置けば²⁵¹、今まで検討してきたように、この自由概念は『法論の形而上学的基础論』にもその場所をもっている²⁵²と指摘している²⁵³。したがって、実践理性の命令としての所有権は自由の実現に役立つものである²⁵³。

『実践理性批判』において自由、不死性および神が実在的理念として要請されるのと同様に、『法論』において所有権が実在的理念として要請されている。

確かに『法論』は『実践理性批判』と同列に置かれたり、『実践理性批判』と同格に昇格したりするわけではない²⁵⁴。この点では、そのときどきの構想内部における理論的位置価値の問題にすぎないのである²⁵⁵。したがって、ペーターゼンがここで提示した理解は先に取り上げた並行論テーゼに対応している。それゆえ、カントの法思想を自由制限的に理解するのではなく、自由維持的に理解する場合には、所有権はつねに普遍化可能な具体的な自由であることが明白である²⁵⁶。

おわりに

すでに「はじめに」で検討したように、ペーターゼンは以上の論証によってカントの『法論』に対して次のような解釈と評価を提示している。

カントの『法論』には、その老齢に制約された不十分さがあるにもかかわらず、それは体系上一貫した、したがって晩年の「批判的」著作である。確かに『法論』は、未完成であるため取り扱い難いところがあるにもかかわらず、カントの著作を完全なものに仕上げるという矛盾した印象を与える性格をもっており、特に『法論』のところどころに混在している外見上の要約的叙述は批判書を参照・指示するものとして読解されるべきである。それゆえ、その構想および占有権・所有権論、契約法理論における決定的に重要な導出（演繹）によって『法論の形而上学的基础論』はショーペンハウアーが酷評したような「平凡な人間の作品」と同一視されえず、『純粹理性批判』および『実践理性批判』の著者の作品として見られうるのである²⁵⁷。

具体的に言えば、「本体的占有」(possessio noumenon)、つまり「可想的占有」(intelligibler Besitz)と「現象的占有」(possessio phaenomenon)、つまり「経験的占有」(empirischer Besitz)とを区別し、前者はア・プリオリな総合的法命題であり、後者はア・プリオリな分析的な法命題であるとし、前者を「演繹」という方法は『純粹理性批判』に見られる批判的思想の決定的に重要な要素である。この「演繹」によって空間・時間の一切の感性的諸条件が捨象される。カントは批判哲学において一般的に命題を分析的命題と総合的命題とに分類し、「ア・プリオリな総合的命題はいかにして可能か」ということを演繹するが、この視点が占有に対しても適用されているということである。

ペーターゼンが、カントの『法論』はフェノメノンとヌーメノンとの区別といった本質的な核心およびアプローチにおいて批判的である、と解釈していることは明らかである。

また、本体的占有と同様に契約でも「契約による取得という概念の超越論的演繹」において経験的諸条件が捨象され、「純粹実践理性の法則」に従って表象されており、カントの批判的思想の特徴が明確に示されていることが明らかである。

「ア・プリオリな総合的法命題」、「純粹な〔法概念に関し、空間・時間の一切の感性的諸条件を捨象する〕理性の一要請」、「実践理性の要請からする直接の帰結」などに見られるカントのこの証明は、一見すると『純粹理性批判』ないし『実践理性批判』からとられた箇所のように思われるかもしれない。特に『法論』における基礎づけが簡潔であることが稀ではなく、またその基礎づけが説明する以上のものを前提しているようにも思われる。それでもやはり、これらの諸前提は批判書を参照・指示するものとして理解されなければならない。

したがってペーターゼンは、これらの諸前提はカントによって断固として選択された「批判的」方法の首尾一貫性を示すものであると解釈している。ともあれ、ペーターゼンは私法の決定的に重要な箇所においてカントは「批判的方法」によって証明していると主張している。つまり私法、特に占有権・所有権論、契約法理論および家族法理論の決定的に重要な箇所においてカントは批判的方法によって証明しているということである。

「いかにしてア・プリオリな総合的法命題が可能であるのか」とカント自身が問題提起をしているように、『法論』において重要な課題は「ア・プリオリな総合的判断」ないし「ア・プリオリな法概念」の導出（演繹）であり、この認識関心は『純粹理性批判』と同じであるということの意味していると言えるのではなかろうか。また、『法論』がその核心において「批判的」であ

り、特に『実践理性批判』を前提として構想されているということが意味するのは「自由が最上の目的設定」であるということである。

註

以下においてカントの著作集からの引用はすべてアカデミー版カント全集(Kant's gesammelte Schriften, herausgegeben von der Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften (und Nachfolgern) Berlin 1900ff.)を用い、巻数をローマ数字で、頁数をアラビア数字で表記する。ただし『純粋理性批判』については慣例に従って初版をA、第2版をBと記し、本文中に記されている番号で表示する。邦訳については、理想社版『カント全集』および岩波版『カント全集』を適宜使用している。『法論』については、『世界の名著 39 カント』所収の『人倫の形而上学<法論>』加藤新平・三島淑臣訳、中央公論社、1979年を基本的に使用している。

¹ K. ラレンツ (1903-1993) は民法および法哲学の研究者であり、カントの『法論』について言及している論文もある。Karl Larenz, Die Rechts- und Staatsphilosophie des deutschen Idealismus und ihre Gegenwartsbedeutung, 1993, in: Staatsphilosophie, Günther holstein und Karl Larenz, München und Berlin 1933, S. 95-108. 邦訳『国家哲学』赤松元通訳、弘文堂書房、1944年、5-29頁。Sittlichkeit und Recht. Untersuchungen zur Geschichte des deutschen Rechtsdenkens und zur Sittenlehre, in: ders. (Hg.), Reich und Recht in der deutschen Philosophie Bd. I, Stuttgart und Berlin 1943, S. 276-291. ラレンツは理念史のない問題史的観点のもとで、より大きな関連においてカントの『法論』も論じている。その際、自然法の伝統におけるカントの先駆者および同時代人への重要な指摘をしている。しかしながら、これらの論者によるカントの法論への個別において証明されうる事実上の影響問題は検討していない。また、新カント学派の法哲学については次の文献を参照。Rechts- und Staatsphilosophie der Gegenwart, 2. Auflage, Berlin 1935, S. 25-50. 邦訳『現代ドイツ哲学』大西芳雄・伊藤満訳、有斐閣、1942年、37-71頁。Methodenlehre der Rechtswissenschaft, Fünfte, neu bearbeitete Auflage, Berlin・Heidelberg・New York・Tokyo 1983, S. 82-115. 邦訳『法学方法論』米山隆訳、勁草書房、1991年、第四章「二十世紀前半の法哲学における実証主義からの離反」、126-181頁。

C.-W. Canaris, Die Bedeutung der iustitia distributiva im deutschen Vertragsrecht, Sitzungsberichte der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, Philosophisch-historische Klasse, 1997, S. 130. カナリスの教授資格論文の邦訳として次の文献が挙げられる。Systemdenken und Systembegriff in der Jurisprudenz: entwickelt am Beispiel des deutschen Privatrechts, 2. überarbeitete Auflage, Berlin; Duncker und Humblot, 1983 (Schriften zur Rechtstheorie; Heft 14)『法律学における体系思考と体系概念—価値判断法学とトピック法学の懸け橋—』木村弘之亮代表訳、慶応義塾大学出版会、1996年。

² 団藤重光『法学の基礎』有斐閣、1996年、282-283頁。

³ C.-W. Canaris, Grazer Universitätsreden 50, 1993, S. 41.

⁴ Jens Petersen, „Kants Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre“—kritisches Spätwerk oder „Erzeugnis eines gewöhnlichen Erdensohnes“?, in: Festschrift für Claus-Wilhelm Canaris zum 70. Geburtstag, Bd. 2, hrsg. v. Andreas Heldrich, Jürgen Prölss, Ingo Koller, Katja Langenbacher, Hans Christoph Grigoleit, Johannes Hager, Felix Christopher Hey, Jörg Neuner, Jens Petersen, Reinhard Singer, München 2007, S. 1243.

拙著『カントの批判的法哲学』慶応義塾大学出版会、2018年、8-9頁、30-31頁、68-69頁、72頁。ペーターゼンの所論について筆者はすでに概略的ではあるが論じている。本稿はペーターゼンの所論をより詳細に分析するものである。

⁵ 拙稿「カント法哲学の超越論的性格—W. ケルスティンクの所論を中心として—」『法学研究』第65巻第12号、1992年、346頁。Kristian Kühl, Rehabilitierung und Aktualisierung des kantischen Vernunftrechts. Die westdeutsche Debatte um die Rechtsphilosophie Kants in den letzten Jahrzehnten, in: Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie, Beiheft 44, 1991, S. 213f. この論文は次の著作に収載されている。Kristian Kühl, Freiheitliche Rechtsphilosophie, Baden-Baden 2008, S. 10. キュールはそれに対して三つの理由を挙げている。第一に、『法論』のテキストは曖昧で、解釈するのが困難であるように思われる。つまり、若干のテキスト部分が刊行本において誤った位置に配列されたように思われる。第二に、『人倫の形而上学』は遅くとも1820年のショーペンハウアーの酷評以来、カントの失敗した晩年の作品と見なされている。第三に、『法論』においてカントは「方法的に独断主義および従来の自然法に陥っている」とされている。A. Schopenhauer, Metaphysik der Sitten, Vorlesung von 1820, aus dem handschriftlichen Nachlass herausgegeben von V. Spierling, 1985, S. 171.

E. Landsberg, Kant und Hugo. Philosophisches und Civilistisches von 1800 und 1900, in: Zeitschrift

für das Privat- und öffentliche Recht der Gegenwart. XXVIII. Band. 28, 1901, S. 670-686., S. 680.

⁶ Chr. Ritter, *Der Rechtsgedanke Kants nach frühen Quellen*, Frankfurt am Main 1971.

⁷ 拙稿「カント法哲学の超越論的性格—W. ケルスティングの所論を中心として—」『法学研究』第65巻第12号、1992年、346頁。

⁸ VI, S. 242. 邦訳『法論』368頁。カントによれば、自然状態における法は私法と呼ばれ、公法とは公的諸法則（法律）によって広義の所有権が確保される公的状态における法である。現在の私法と公法との区分とは異なるので注意しなければならない。

「自然法の最高区分は〔しばしばなされるように〕自然的法と社会的法とへの区分ではなく、自然的法と公的法的法とへの区分でなければならない、そのうち前者が私法と名づけられ、後者が公法と名づけられるのである。というのは、自然状態に対立するものは社会状態ではなくて公民状態だからである。なぜなら、社会は自然状態においても十分に存立しうるであろうけれども、〔公的諸法則（法律）によって私のもの・汝のものを確保するところの〕公的的社会はそこには存在しえないからである。そこからしてまた自然状態における法は私法と呼ばれるのである。」

⁹ 最近の邦語文献として次の著作を参照。公法も含め私法が詳しく取り上げられている。『カント 自律と法 理性批判から法哲学へ』石田京子、晃洋書房、2019年。

¹⁰ カントの国家法ないし国家論についての最近の邦語文献として『境界と自由—カント理性法論における主権の成立と政治的なるもの—』木原淳、成文堂、2012年を参照。

『人倫の形而上学』における国家法に関する最近の研究として次の文献を参照。Martin Welsch, *Anfangsgründe der Volkssouveränität Immanuel Kants, Staatsrecht' in der >Metaphysik der Sitten<*, Frankfurt am Main 2021.

¹¹ 現代ドイツ刑法学におけるカントの刑罰論およびカント主義の再評価についての最近の邦語文献として『自由の普遍的保障と哲学的刑法理論』飯島暢、成文堂、2016年、特に第1章「ドイツ刑法学におけるカント主義の再評価」3-19頁、第3章「カント刑罰論における「予防」と「応報」—ヴォルフ学派のカント主義的な応報刑論に基づく一考察—」59-85頁を参照。刑罰的正義論については次の文献を参照。城下健太郎「カントの刑罰的正義論」、『法政研究』86(3)、2019年、205-225頁。「被害者なき」犯罪の可罰性について次の文献を参照。Andreas Mosbacher, *Strafrecht und Selbstschädigung. Die Strafbarkeit >opferloser< Delikte im Lichte der Rechtsphilosophie Kants*, Berlin · Heidelberg · New York 2001. 国際刑事法に関する最近の研究として次の文献を参照。Katrin Gierhake, *Begründung des Völkerstrafrechts auf der Grundlage der Kantischen Rechtslehre*, Berlin 2005. 『法論』における刑法については次の論文を参照。Daniela Tafani, *Beiträge zur Rechtsphilosophie des deutschen Idealismus*, Berlin 2011, S. 1-28. 緊急権については次の文献を参照。Gunnar Helmers, *Möglichkeit und Inhalt eines Notstandsrechts. Eine grundlegende Untersuchung. Zugleich ein Beitrag zur kantischen Rechtsphilosophie*, Berlin 2016.

¹² *Recht, Staat und Völkerrecht bei Immanuel Kant*. Marburger Tagung zu Kants 'Metaphysischen Anfangsgründen der Rechtslehre', herausgegeben von Dieter Hüning und Burkhard Tuschling, Berlin 1998. Volker Marcus Hackel, *Kants Friedensschrift und das Völkerrecht*, Berlin 2000.

¹³ *Weltbürgerrecht* という語は理想社版および中公版では世界公民法と訳されており、岩波版では世界市民法と訳されている。いずれも同義である。地球上のあらゆる人間が世界市民として諸国家間を自由に行き来できる「訪問権」を保証するのが世界市民法である。VI, S. 352f. 邦訳『法論』498-500頁を参照。Nils Lange-Bertalot, *Weltbürgerliches Völkerrecht. Kantianische Brücke zwischen konstitutioneller Souveränität und humanitärer Intervention*, Berlin 2007.

¹⁴ 永遠平和論の最近の文献については、拙著『カントの批判的法哲学』慶應義塾大学出版会、2018年、571-572頁、注(3)を参照。最近の邦語文献として次の著作を参照。『カントの平和構想—『永遠平和のために』の新地平—』新川信洋、晃洋書房、2015年。『いま読む名著！どうすれば戦争はなくなるのか カント『永遠平和のために』を読み直す』寺田俊郎、現代書館、2019年。

¹⁵ 同書、22-23頁、820頁。

¹⁶ 最近の邦語文献として次の著作を参照。『カントの政治哲学 自律・言論・移行』金慧、勁草書房、2017年。『共和制の理念 イマヌエル・カントと一八世紀末プロイセンの「理論と実践」論争』網谷壮介、法政大学出版局、2018年。『カントの政治哲学入門 政治における理念とは何か』網谷壮介、白澤社発行、現代書館発売、2018年。『カントにおける倫理と政治 思考様式・市民社会・共和制』斎藤拓也、晃洋書房、2019年。

¹⁷ 個々の問題の詳細な研究のためには、カント法哲学上、法律学上の諸著作、たとえば『永遠平和のために』(Zum ewigen Frieden. Ein philosophischer Entwurf. 1795. 1796年に改訂第二版が出版される。その際、「第二追加条項 永遠平和のための秘密条項」が増補される)、『理論では正しいかもしれないが、実践の役には立たない、という俗言について』(Über den Gemeinspruch: Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis. 1793.)、『偽版の違法性について』(Von der Unrechtmäßigkeit

des Büchernachdrucks. 1785.)、『人間愛からうそをついてもよいという誤った権利に関して』(Über ein vermeintes Recht aus Menschenliebe zu lügen. 1797.)および『諸学部争いの』(Der Streit der Facultäten. 1798.)の第三部「哲学部と医学部との争い」も参照されなければならない。またカントの法哲学は歴史哲学や宗教哲学とも不可分の関係にあり、公刊された著作としては『世界市民的見地における一般歴史考』(Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht. 1784.)、『啓蒙とは何か』(Beantwortung der Frage: Was ist Aufklärung. 1784.)、『人類の歴史の憶測的起源』(Muthmaßlicher Anfang der Menschengeschichte. 1786.)、『単なる理性の限界内における宗教』(Die Religion innerhalb der Grenzen der bloßen Vernunft. 1793. 1794年に改訂第二版が出版される。その際、F. シラーの「優美と尊厳について」への反駁などが増補される)もカントの法哲学を深く理解するうえで不可欠で重要な諸著作である。いずれの著作も批判期以降に出版されたものである。拙著『カントの批判的法哲学』慶應義塾大学出版会、2018年、120-121頁を参照。

¹⁸ 拙稿「カント法哲学の超越論的性格—W. ケルスティングの所論を中心として—」『法学研究』第65巻第12号、1992年、346頁。

¹⁹ 「批判」の意味については次の文献を参照。『カント事典』編集顧問 有福孝岳・坂部恵、弘文堂、1997年、伴博執筆、437-439頁。

²⁰ 「超越論的哲学」ないし「超越論哲学」については次の文献を参照。同書、久呉高之・宇田川尚人執筆、345-347頁。

²¹ 「超越論的」の意味については次の文献を参照。同書、久呉高之執筆、336-340頁。

²² 拙稿「カント法哲学の超越論的性格—W. ケルスティングの所論を中心として—」『法学研究』第65巻第12号、346頁。

²³ シュタムラーは『法学の理論』において「カントは『人倫の形而上学』の中で法論に対して批判的方法を放棄し、当時支配的な自然法の方に留まっていた」とする見解を表明している(傍点筆者)。

R. Stammler, *Theorie der Rechtswissenschaft*, 2. Aufl., Halle 1923, S. 22, また『法哲学教科書』の中でも「カントは、法論において批判的方法そのものを完全には貫徹することがなかった。法の概念と理念とは結合されるとする自然法のすべての信奉者の誤りに、カントもまた留まっていたのである。」と述べている(傍点筆者)。Rudolf Stammler, *Lehrbuch der Rechtsphilosophie*, Zweite, durch einen literarischen Nachtrag vermehrte Auflage, Berlin und Leipzig 1923, S.34f.

²⁴ E. Lask, *Rechtsphilosophie*(1905), in: *Die Rechtsphilosophie im Beginn des 20. Jahrhunderts*. Festschrift für Kuno Fischer, Hrsg. von W. Windelband, 2. Aufl., Heidelberg 1907, S. 269-320. 邦訳『法律哲学』恒藤恭訳、大村書店、1921年。

²⁵ G. Radbruch, *Grundzüge der Rechtsphilosophie*, Leipzig 1914. 邦訳『ラートブルフ著作集第2巻 法哲学綱要』山田晟訳、東京大学出版会、1963年。G. Radbruch, *Rechtsphilosophie*, 5. Aufl., hrsgn. und eigel. von Erik Wolf, Stuttgart 1955. 邦訳『ラートブルフ著作集第1巻 法哲学』田中耕太郎訳、東京大学出版会、1961年。

²⁶ 「ここでは〔実践哲学〕、かれ〔カント〕は超越論的方法を放棄した。批判的観念論のこの矛盾はすでにしばしば指摘しつくされている。超越論的哲学が、実証主義的法学・国家学にその基礎を提供するまったく特殊な任務をもっているのに、カントは法哲学者としては自然法論という旧態依然たる軌道に留まっていたことも、こういう点に由来する。実際、かれの『人倫の形而上学』は17・8世紀のプロテスタントのキリスト教の地盤に展開されたと同じ古典的自然法論の完全な表現と見なすことができる。」Hans Kelsen, *Die philosophischen Grundlagen der Naturrechtslehre und des Rechtspositivismus*, Berlin 1928, S. 76. 邦訳『ケルゼン選集 I 自然法論と法実証主義』所収「自然法論と法実証主義の哲学的基礎」黒田寛訳、木鐸社、1973年、106頁。邦訳は筆者によって一部変えられていることを断っておく。コーヘンとケルゼンの純粋法学の哲学的基礎については次の文献を参照。Agostino Carrino, *Das Recht zwischen Reinheit und Realität. Hermann Cohen und die philosophischen Grundlagen der Rechtslehre Kelsens*, Baden-Baden 2011.

²⁷ 拙稿「カント法哲学の超越論的性格—F. カウルバッハの所論を中心として—」『法学政治学論究』第七号、1990年、361-364頁。

²⁸ 拙稿「カント法哲学の超越論的性格—W. ケルスティングの所論を中心として—」『法学研究』第65巻第12号、1992年、346頁。

²⁹ 拙稿「カント法哲学の超越論的性格—W. ケルスティングの所論を中心として—」『法学研究』第65巻第12号、1992年、346頁。拙稿「カント法哲学の超越論的性格—F. カウルバッハの所論を中心として—」『法学政治学論究』第七号、1990年、359-361頁。

新カント学派の法哲学に関する最近の文献として次の論文を参照。Bernward Grünwald, *Neukantianische Rechtsphilosophie. der Positivismus und seine Überwindung*, in: *Kants Staat der Freiheit. Zur Interpretation der Rechtslehre Kants durch Julius Ebbinghaus*, Herausgegeben von Manfred Baum und Dieter Hüning, Stuttgart 2020, S. 33-73. 新カント学派の法哲学者の中でも特にコーヘン、ケルゼン、

ラスク、ラートブルフおよびエビングハウスが取り上げられている。

³⁰ 「批判主義」については次の文献を参照。『カント事典』編集顧問 有福孝岳・坂部恵、弘文堂、1997年、平田俊博執筆、439-440頁。

³¹ 拙著『カントの批判的法哲学』慶應義塾大学、2018年、特に601-602頁。また377頁、672頁も参照。

³² 同書、758頁、813頁(55)。

³³ リッターの否定説に対する激しい賛否両論は1980年代の終わり頃まで進展していく。1990年代以降は肯定説の立場に立つ議論が圧倒的に優位を占めるようになる。同書、76頁。

³⁴ 拙稿「カント法哲学の超越論的性格—W. ケルスティングの所論を中心として—」『法学研究』第65巻第12号、1992年、347頁。筆者はかつてカントの『法論』ないし法哲学、特に所有権論の批判的・超越論的性格をめぐるわが国での近年の研究状況を検討することによって、懐疑説(過度のパラレリズム説)、肯定説、一部肯定説(三「序論」肯定説)および否定説(『純粹理性批判』偏重説)が学説として分類され、現在では肯定説が通説になりつつあることを明らかにした。拙稿「カント法哲学の批判的・超越論的性格—その解釈論争をめぐる—」『北陸大学紀要』第37号、2013年、3(67)-11(75)頁。

³⁵ 拙著『カントの批判的法哲学』慶應義塾大学、2018年、526-539頁。カント法哲学の批判的・超越論的性格ないし批判哲学の体系における『法論』の位置づけに関するわが国における近年の見解は、今まで分析・分類されることがなかった。筆者は4つの学説に大別できると考えている。ただし、各論者の考察の対象はドイツと同様に主として私法論に限定されている。まず、懐疑説(過度のパラレリズム説と呼ぶことにする)を主張する論者として三島淑臣が挙げられる。それに対して、肯定説を唱える代表的論者として特に樽井正義、高橋洋城および筆者などが挙げられる。また、一部肯定説(三「序論」肯定説と呼ぶことにする)を提唱する論者として中島義道が挙げられる。さらに、否定説(『純粹理性批判』偏重説と呼ぶことにする)を主張する論者として片木清が挙げられる。

³⁶ 拙稿「カント法哲学の超越論的性格—W. ケルスティングの所論を中心として—」『法学研究』第65巻第12号、1992年、347頁。

³⁷ Jens Petersen, „Kants Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre“—kritisches Spätwerk oder „Erzeugnis eines gewöhnlichen Erdensohnes“?, in: Festschrift für Claus-Wilhelm Canaris zum 70. Geburtstag, Bd. 2, hrsg. v. Andreas Heldrich, Jürgen Prölss, Ingo Koller, Katja Langenbacher, Hans Christoph Grigoleit, Johannes Hager, Felix Christopher Hey, Jörg Neuner, Jens Petersen, Reinhard Singer, München 2007, S. 1243-1261.

³⁸ 契約法理論については特に次の文献を参照。Wolfgang Kersting, Wohlgeordnete Freiheit. Immanuel Kants Rechts- und Staatsphilosophie, Berlin · New York 1984, S. 172-183. 邦訳『自由の秩序—カントの法および国家の哲学—』舟場保之・寺田俊郎監訳、ミネルヴァ書房、2013年、222-235頁。G. Lübke-Wolff, Begründungsmethoden in Kants Rechtslehre, untersucht am Beispiel des Vertragsrechts, S. 286-310., in: Reinhard Brandt (Hrsg.), Rechtsphilosophie der Aufklärung. Symposium Wolfenbüttel 1981, Berlin 1982. リュベ・ヴォルフのこの報告に対する副報告として、Dieter Scheffel, Thesen zu Kants transzendentaler Deduktion des Begriffs der Erwerbung durch Vertrag, S. 311-320., in: Reinhard Brandt (Hrsg.), Rechtsphilosophie der Aufklärung. Symposium Wolfenbüttel 1981, Berlin 1982.

カントにおける所有権と国家についての最近の研究として次の文献を参照。Peifeng Tang, Eigentum und Staat bei Immanuel Kant, Berlin 2019.

³⁹ ペーターゼンが取り上げている論者は、F. パウルゼン、H. バルクマン、Z. バッチャ、G. アンダーゾン、B. ルートヴィヒ、F. デレカット、W. シュレッケンベルガー、G. エルシャイト、F. カウルバッハ、Chr. リッター、S. M. ブラウン、N. ボッピオ、H. コーヘン、H. オーバラー、J. エビングハウス、E. カウフマン、B. パウフ、R. シュタムラー、G. ドゥルカイト、R. デュンハウプト、W. ケアスティング、R. ブラント、H.-G. デガウ、K.-H. イルティンク、W. ブッシュ、G. ルフ、M. ゼンガー、R. ドライアー、O. ヘッフエ、G. レーマン、K. リッサー、W. ヘンゼル、K. キュール、W. ナウケ、R. ザーゲ、K. ラレンツ、W. バルトウシヤット、G.-W. キュスタース、C. A. エムゲ、H. キーフナー、M. ブロッカー、篠津安恕および齊藤由美などである。ペーターゼンはこの問題をめぐる主要な論者の議論を踏まえて検討している。

⁴⁰ Gerd-Walter Küsters, Kants Rechtsphilosophie, Darmstadt 1988, S. 144. キュスタースは次のように指摘している。「『法論』をカントの思想展開における消失点として真剣に受け取るならば、批判的手続き一般の意味も明らかになるであろう。というのはその時、『法論』の形態によって思考の動きを動機づけている点に到達するからである。」

⁴¹ Jens Petersen, „Kants Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre“—kritisches Spätwerk oder „Erzeugnis eines gewöhnlichen Erdensohnes“?, in: Festschrift für Claus-Wilhelm Canaris zum 70. Geburtstag, Bd. 2, hrsg. v. Andreas Heldrich, Jürgen Prölss, Ingo Koller, Katja Langenbacher, Hans Christoph Grigoleit, Johannes Hager, Felix Christopher Hey, Jörg Neuner, Jens Petersen, Reinhard Singer, München 2007, S. 1261.

S. M. シェルは特に所有権についてであるが、正当にも次のように指摘している。
Susan Meld Shell, *The Rights of Reason. A Study of Kant's Philosophy and Politics*, University of Toronto Press 1980, p.127.

「カントの所有権の論じ方は複雑で、入り組んでおり、また凝縮されている。読者にとって事態をさらに困難にしているのは、カントがしばしば暗黙のうちに他の著作において提示している議論を参照したり、それに依拠したりしていることである。」

⁴² A. a. O., S. 1261.

⁴³カントの私法と公法に関する最近の研究として次の文献を参照。Manfred Baum, *Kant über Privatrecht und öffentliches Recht*, in: *Kants Staat der Freiheit. Zur Interpretation der Rechtslehre Kants durch Julius Ebbinghaus*, Herausgegeben von Manfred Baum und Dieter Hüning, Stuttgart 2020, S. 15-32.

⁴⁴ カントの『法論』の継受史については次の文献を参照。Die Rezensionen zu Kants *Metaphysischen Anfangsgründen der Rechtslehre*. Die zeitgenössische Rezeption von Kants Rechtsphilosophie, Herausgegeben und mit Beiträgen von Diethelm Klippel, Dieter Hüning und Jens Eisfeld, Berlin/Boston 2021. 今までカントの『法論』に対する同時代人の反響はカント研究においてほとんど研究されることがなかった。この編著には総計 27 編の書評が収められており、これによってはじめて効率的に書評の参照が利用可能となった。1800 年頃のカントの『法論』の継受およびそれ以降無視されてきた研究の背景に関する編著者による 3 つの論文も収載されている。

Diethelm Klippel, *Kant im Kontext. Der naturrechtliche Diskurs um 1800*.

Dieter Hüning, *Kants Rechtslehre und ihre Rezeption in den zeitgenössischen Rezensionen*.

Jens Eisfeld, *Methodische Überlegungen zur Philosophiegeschichte am Beispiel der Kant-Rezeption*.

⁴⁵ Arthur Schopenhauer, *Die Welt als Wille und Vorstellung*, 4. Buch, §62. ショーペンハウアーは、まず『法論』に対して老衰に基づく誤謬に満ちた著作であるとして次のように非難している。

「わたし〔ショーペンハウアー〕にとってカントの法律理論の全体は、もろもろの誤謬がおたがいに引き合っている奇妙なからみ合いのように思われるが、これはひとえにカントの老衰にもとづくものである。」

Arthur Schopenhauer, *Die Welt als Wille und Vorstellung*, 4. Buch, *Sämtliche Werke Band I*, Textkritisch bearb. und hrsg. von Wolfgang Frhr. von Löhneysen, Frankfurt am Main 3. Aufl., 1991: Suhrkamp, S. 459. 邦訳『ショーペンハウアー全集3』『意志と表象としての世界 正編(Ⅱ)』(1819年) 斎藤忍随・笹谷満・山崎庸佑・加藤尚武・茅野良男訳、白水社、1973年、281頁。『法論』に対するショーペンハウアーの批判については、次の拙稿を参照。「カント法哲学の批判的・超越論的性格—その解釈論争をめぐる—」『北陸大学紀要』第37号、2013年、11(75)・14(78)頁。最近では中島義道も基本的には同様の解釈をしている。『晩年のカント』講談社現代新書、2021年、142頁。

「その形而上学〔人倫の形而上学〕であるが、ショーペンハウアーのように、「老衰」という一語で片づけるのには抵抗があるものの、明らかに思考力の低下が見られる。……『人倫の形而上学』には——『純粹理性批判』や『実践理性批判』にはたっぷりあるのだが——カントにとって生涯の課題であるという情熱や気概が感じられない。内容はけっして希薄ではないが、杓子定規で息が詰まるような文章がえんえんと続いているのである。」

また、中島は『宗教論』(1793年)、『永遠平和論』(1795年)、『学部争い』(1798年)に比較してカントがライフワークとしていた『人倫の形而上学』は意外なほど無味乾燥であるとする。その理由として、『宗教論』に伴う思わぬ筆禍事件がカントの深いところに達して、それにきちんと対処することこそ大問題となり、それは『人倫の形而上学』の執筆というライフワーク以上の重みをもってカントの頭脳を占領していたのではないかとするひとつの仮説を提示している。

最近の文献として次の著作を参照。

Maja Schepelmann, *Der senile Kant? Zur Widerlegung einer populären These*, Paderborn 2018. それに対してシェペルマンは、カントは死の直前まで知力にまったく衰えを見せなかったとする挑発的な新しいテーゼを主張している。つまり、カントは死の直前まで知力を完全に所有していた。カントの執筆戦略の詳細な分析と、ここではじめてカントが書いたとされる 2 つ著作の解釈がこのことを印象的に裏づけている。

カントの著作の解釈史において、カントは人生の最後の段階で老齢のため引退し、また老衰であったとするという評価がますます広まった。

それに対してシェペルマンは、カントによる特定の表現は作品と自己理解における方法論的懐疑を背景に、皮肉、風刺、パロディとして読まれるべきであると詳細に指摘している。カントは晩年の諸著作および特にこれまで老衰の証拠として見なされていた書簡において、修辭的、文学的に非常に熟練した、時には微妙に皮肉な著者と見なされている。カントは広範囲な 2 つの著作において、この著作をシェペルマンは優れたカント理解に基づいてはじめてカントが書いたとされうるとしているが、敵視と無理解に対して自身の哲学を説得的に擁護することに成功している。

また、拙著『カントの批判的法哲学』慶應義塾大学出版会、2018年、7-18頁、506頁、510頁を参照。

ウンルーは、ショーペンハウアーによる「老衰説」に端を発し、現在ではリッターおよびイルティンクによって『法論』と批判哲学との整合性が否定されていると指摘している。しかしながら、このような精神的衰弱が『人倫の形而上学』における『法論』の批判的基礎づけやその内容に決定的な影響を与えたのか否かは証明されえず、別の問題であると言わざるをえない。「老衰説」が学問的に意味のない主張であるとする指摘は注目に値する。近年のカント文献においては、学問的に無意味であるとするこの主張が支配的である。筆者もこの立場である（506頁、510頁）。

⁴⁶ 『法論』に対するショーペンハウアーの具体的な批判については、同書 540-547 頁を参照。ショーペンハウアーの批判に対する反論については、同書 826-829 頁を参照。

⁴⁷ Arthur Schopenhauer, *Die Welt als Wille und Vorstellung*, 4. Buch, *Sämtliche Werke Band I*, Textkritisch bearb. und hrsg. von Wolfgang Frhr. von Löhneysen, Frankfurt am Main 3. Aufl., 1991: Suhrkamp, S. 707. 邦訳『ショーペンハウアー全集 4』『意志と表象としての世界』正編 (III) 茅野良男訳、白水社、1974年、261頁を参照。

⁴⁸ Friedrich Paulsen, *Immanuel Kant. Sein Leben und seine Lehre*, Stuttgart 1898, S. 339, S. 350. 邦訳『イマヌエル・カント—彼の生涯とその教説』伊達保美・丸山岩吉訳、春秋社、1925年、442頁を参照。F. パウルゼン (1846-1908) は、1797年の『法論の形而上学的基礎論』における体系的論述は老衰の時期に属するとし、また「法哲学」において、われわれは実際老人の「嘆かわしい」(ショーペンハウアーはこの著作全体をこのように呼んでいる) 風変わりな考えをもっていると述べている。邦訳は1904年出版の第四版を底本としている。H. Bargmann, *Der Formalismus in Kant's Rechtsphilosophie*, Leipzig 1902, S. 37.

H. バルクマンは次のように述べている。

「カントの『法論の形而上学的基礎論』は、体系の他の部分の際限なく高まる取り組みに直面して、詳しい研究に値すると評価されることはほとんどなかった。この著作は、まさに老齡の著作であり、あらゆる点でこのことを露呈していた。この『法論』はけっして完全に仕上げられたまとまりのある全体ではないということは確かである。取るに足らない種類の多くの繰り返しと矛盾が少なくとも明確な洞察を妨げている。」

⁴⁹ 拙著『カントの批判的法哲学』慶應義塾大学出版会、2018年、13頁、130頁、特に687-688頁。

⁵⁰ Z. Batscha (Hrsg.), *Materialien zu Kants Rechtsphilosophie*, Frankfurt am Main 1976. キュスタースも指摘するように、いずれかと言えば政治にかかわる論文が多数収められているが、しかしF. カウルバッハとR. ザーゲの次のような重要な論文も「法と所有権」という表題のもとに収載されている。Friedrich Kaulbach, *Naturrecht und Erfahrungsbegriff im Zeichen der Anwendung der kantischen Rechtsphilosophie*; dargestellt an den Thesen von P. J. A. Feuerbach, S. 193-205. Richard Saage, *Naturzustand und Eigentum*, S. 206-233.

⁵¹ 『法論』はまず1797年1月に独立した著作として刊行され、そしてその年の8月に『人倫の形而上学』の第一部として、その第二部をなす『徳論』との合本の形で刊行された。カントの『人倫の形而上学』についての古い文献として次の論文を参照。Georg Anderson, *Kants Metaphysik der Sitten — ihre Idee und ihr Verständnis zur Ethik der Wolffschen Schule*, *Kant-Studien* 28, 1923, S. 41-61.

また最近の文献として次の論文集を参照。Zwischen Rechten und Pflichten Kants — *Metaphysik der Sitten*, Herausgegeben von Jean-Christophe Merle und Carola Freiin von Villiez, Berlin/Boston 2021. カントは『法論』と『徳論』をその体系的な連関を必ずしも明確に説明することなく、『人倫の形而上学』という表題でまとめている。本論文集は『人倫の形而上学』全体の決定的に重要な統一性と『法論』と『徳論』との内的連関を解明することによって、この著作に含まれる法、道徳および基本的人間学を新しい全体像に編成している。その際、権利と義務の体系的な導出と関連、またそれと結びついた複雑な諸問題に関する論争への合意可能な解答を見出している。

⁵² Petersen, a. a. O., S. 1244. 筆者はかつて「最近になってようやく、カントの法哲学についての多数のモノグラフや論文がカント研究文献の中で量的にも質的にも重要な地位を占めるようになったのである。このような意味で、現在をカント法哲学の第二のルネサンスと呼ぶことができるかもしれない」と指摘した。拙稿「カント法哲学の超越論的性格—W. ケルスティンクの所論を中心として—」『法学研究』第65巻第12号、1992年、346頁。カント法哲学のルネサンスについてはH. エーベリングが編集したレクラム文庫版『人倫の形而上学』の序論も参照。Immanuel Kant. *Die Metaphysik der Sitten. Mit einer Einleitung* herausgegeben von Hans Ebeling, Stuttgart 1990, S. 15-29.

⁵³ Petersen, a. a. O., S. 1244. 拙著『カントの批判的法哲学』慶應義塾大学出版会、2018年、26-81頁。筆者はカント法哲学に関する現在の研究の方向性を3つに分類している。第一に生成論的方向性、第二に体系内在的方向性、第三に道徳哲学と法哲学との関連性をめぐる方向性である。

⁵⁴ エービングハウスによる新カント学派法哲学に対する批判については拙著を参照。『カントの批判的法哲学』慶應義塾大学出版会、2018年、105-109頁。

⁵⁵ C. Fricker, *Zu Kants Rechtsphilosophie*, Leipziger Universitätsprogramm 1885, S. 1-21. ケアスティンクによるカント法哲学の復権はフリッカーの論文の刊行後、約100年を要した。F. Delekat, *Das*

Verhältnis von Sitte und Recht in Kants großer „Metaphysik der Sitten“ (1797), in: Zeitschrift für philosophische Forschung 12 (1958), S. 59-86. Ders., Sitte und Recht in Kants Metaphysik der Sitten, in: Erziehung zur Menschlichkeit. Festschrift für E. Spranger zum 70. Geburtstag, Tübingen, 1957, S. 389-406. Waldemar Schreckenberger, Legalität und Moralität. Rechtsphilosophische Untersuchungen zum Rechtsbegriff bei Kant, Heidelberg 1959. G. Ellscheid, Das Problem von Sein und Sollen in der Philosophie I. Kants, Köln u. a. 1968. F. Kaulbach, Moral und Recht in der Philosophie Kants, in: Recht und Ethik (hrsg. von Blühdorn/Ritter) 1970, S. 43. Chr. Ritter, Der Rechtsgedanke Kants nach frühen Quellen, Frankfurt am Main 1971.

リッターの著作の書評については次の文献を参照。R. Brandt, Philosophische Rundschau 20, 1974, S. 43-50.

⁵⁶ S. M. Brown, Has Kant a Philosophy of Law?, Philosophical Review 71 (1962), pp. 33-48. ブラウンは、カントは道徳哲学の諸原理を実定法に適用しようと試みたが、しかしそれは失敗に終わり、したがってカントには法哲学が存在しないとして次のように述べている。

「『法論の形而上学的基礎論』においてカントは法哲学を提供しようと試みている。すなわちカントは、何が正義か、あるいは義務ないし正しいのかと何が単に法的なのか、つまり法的権利ないし法的義務なのかを区別するために、道徳哲学の諸原理を実定法に適用しようと試みている。しかしながら、カントはこの試みに失敗している。カントが失敗しているのは、これらの諸原理を的確に述べ、またこれらの原理を実定法に適用するのに不注意ないし能力が欠如していたからではなく、これらの原理が実定法に適用されないからである。この理由によってカントは法の哲学をもっておらず、またカントが法哲学をもっていると想定して法的諸問題のカントの議論を誤解することは間違いである。」

S. M. Brown, *ibid.*, p. 33. N. Bobbio, Diritto e stato nel pensiero di Emanuele Kant, 2. Auflage Turin 1969. M. Barillari, Rilettura della «Rechtslehre» kantiana, in: Rivista internazionale di Filosofia del Diritto 36 (1959), S. 125-150.

⁵⁷ H. Cohen, Kants Begründung der Ethik nebst ihren Anwendungen auf Recht, Religion und Geschichte, 2. Auflage 1910. H. Oberer, Zur Frühgeschichte der Kantischen Rechtslehre, Kant-Studien 64 (1973), S. 88, S. 94-102. Chr. Ritter, a. a. O., S. 15-24. J. Ebbinghaus, Kants Rechtslehre und die Rechtsphilosophie des Neukantianismus, in: Erkenntnis und Verantwortung. Festschrift für Theodor Litt, hrsg. von Josef Derbolav und Friedhelm Nicolin, Pädagogischer Verlag Schwann, Düsseldorf 1960, S. 317-334.

⁵⁸ Erich Kaufmann, Kritik der neukantischen Rechtsphilosophie. Eine Betrachtung über die Beziehungen zwischen Philosophie und Rechtswissenschaft, Tübingen 1921. B. Bauch, Das Rechtsproblem in der Kantischen Philosophie, in: Zeitschrift für Rechtsphilosophie 3, 1921, S. 1-26.

G. Dulckeit, Naturrecht und positives Recht bei Kant, Leipzig 1932 (Abhandlungen der Rechts- und Staatswissenschaftlichen Fakultät der Universität Göttingen 14. Heft) Nachdruck Aalen 1973.

R. Dünnhaupt, Sittlichkeit, Staat und Recht bei Kant, Berlin 1927 (Diss. Greifswald 1926).

⁵⁹ 拙著『カントの批判的法哲学』慶應義塾大学出版会、2018年、89-90頁、669-670頁。Hariolf Oberer, Zur Frühgeschichte der Kantischen Rechtslehre, in: Kant-Studien 64, 1973, S. 88.

⁶⁰ 同書、88頁。

⁶¹ 同書、286頁。

⁶² Hermann Cohen, Ethik des reinen Willens, 2. Aufl., Berlin 1907 (1904¹), S.227.邦訳『純粹意志の倫理學』村上寛逸訳、第一書房、1933年、360-361頁を参照。ただし、本訳書は1921年に出版された第三版を翻訳したものである。コーヘンは次のように述べている。

「ここではただ、カントが先験的方法〔超越論的方法〕の応用をここでは行わなかったという事が、又彼が倫理學の演繹を、論理學の演繹を自然科学に於いて行った如くに、法学に於いて行わなかったといふ事が、指摘せられるべきである。」

⁶³ シュタムラーは、『法哲学教科書』の「法哲学史」における§15「理性法」の中で次のように述べている。

「しかしカントは、かれの法論において批判的方法そのものを完全には貫徹することがなかった。法の概念と理念とは結合されるとする自然法のすべての信奉者の誤りに、カントもまた留まっていたのである。しかし、法概念は人間の意欲のある特殊な態様を意味しており、この態様は明確な徴表によって意欲の他の態様とは区別されている。その結果、ある法的意欲があらわれるたびごとに、この範疇的区分が徹底的に行われることになる。それに対して法の理念は、概念的に規定された意志内容の全体性の中において絶対的な調和を獲得しようとする課題、すなわち決して完全には実現されることのないひとつの理想を意味する。

批判的方法に従ってこの2つの問題を分離することがまさに必要であったにもかかわらず、両者を混同したために、そのうちのひとつもうまくいかなかったのである。」(傍点筆者)

Rudolf Stammler, Lehrbuch der Rechtsphilosophie, Zweite, durch einen literarischen Nachtrag

vermehrte Auflage, Berlin und Leipzig 1923, S. 34f.

⁶⁴ 重要なので再度確認するが、ケルゼンは『自然法論と法実証主義の哲学的基礎』の中で、カントの実践哲学がキリスト教理論にきわめて大きな影響を受けていると指摘したうえで、次のように述べている。

「ここでは〔実践哲学〕、かれ〔カント〕は超越論的方法を放棄した。批判的観念論のこの矛盾はすでにしばしば指摘しつくされている。超越論の哲学が、実証主義的法学・国家学にその基礎を提供するまったく特殊な任務をもっているのに、カントは法哲学者としては自然法論という旧態依然たる軌道に留まっていたことも、こういう点に由来する。実際、かれの『人倫の形而上学』は17・8世紀のプロテスタントのキリスト教の地盤に展開されたと同じ古典的自然法論の完全な表現と見なすことができる。」

Hans Kelsen, *Die philosophischen Grundlagen der Naturrechtslehre und des Rechtspositivismus*, Berlin 1928, S. 76. 邦訳『ケルゼン選集 I 自然法論と法実証主義』所収「自然法論と法実証主義の哲学的基礎」黒田覚訳、木鐸社、1973年、106頁。邦訳は筆者によって一部変えられていることを断っておく。

⁶⁵ カント法哲学の新たな解釈の概観については、W. Kersting, *Neuere Interpretationen der Kantischen Rechtsphilosophie*, in: *Zeitschrift für philosophische Forschung* 37, 1983, S. 282-298.

また、U. Anacker, *Hoffnung-Kants Versuch, die Idee der Gerechtigkeit zu denken*, in: *Philosophisches Jahrbuch* 88, 1981, S. 257-263.

Reinhard Brandt, *Das Erlaubnisgesetz, oder: Vernunft und Geschichte in Kants Rechtslehre*, in: *Rechtsphilosophie der Aufklärung. Symposium Wolfenbüttel*, hrsg. von Reinhard Brandt, Berlin・New York 1982, S. 233-285. Hans-Georg Deggau, *Die Aporien der Rechtslehre Kants*, Stuttgart-Bad Cannstatt 1983.

デガウのこの研究書に対するケアスティングの論評がある。

Ist Kants Rechtsphilosophie aporetisch? Zu Hans-Georg Deggaus Darstellung der Rechtslehre Kants, in: *Kant-Studien* 77, 1986, S. 241-251.

また、バルトゥシャットの書評がある。

Wolfgang Bartuschat, *Apriorität und Empirie in Kants Rechtsphilosophie*, in: *Philosophische Rundschau* 34, 1987, S. 31-49. 特に S. 32-36.

外国語文献として次のものが挙げられる。

S. Goyard-Fabre, *Kant et l'idée pure du droit*, in: *Archives de philosophie du droit* 26, 1981, S. 133-154. N. E. Bowie, *Aspects of Kant's Philosophy of Law*, in: *Philosophical Forum* 2, 1970/71, pp. 469-478. A. Carlini, *Reflessioni sur la dottrina etica e giuridica di Kant*, in: *Logos* 3, 1941/42, S. 563-574. E. L. Hinman, *Kant's Philosophy of Law*, in: *The Monist* 35, 1925, pp. 280-295. V. De Ruvo, *La filosofia del diritto di E. Kant*, Padua 1961.

⁶⁶ 拙稿「カント法哲学の超越論的性格—F. カウルバッハの所論を中心として—」『法学政治学論究』第七号、1990年、365-366頁。拙稿「カント法哲学の超越論的性格—所有権論を中心として—」『生と死の法理 法哲学年報 1993』有斐閣、161-162頁。Friedrich Kaulbach, *Studien zur späten Rechtsphilosophie Kants und ihrer transzendentalen Methode*, Würzburg 1982, S. 191-217. Ders.: *Rechtsphilosophie und Rechtstheorie in Kants Rechtsmetaphysik*, erschienen in: *J.-Derbolav-Festschrift. Philosophische Elemente der Tradition des politischen Denkens*, hrsg. von E. Heintel, R. Oldenbourg Verlag Wien München 1979, S. 145-172.

⁶⁷ イルティンクの所論については、次の拙稿を参照。「カント法哲学の批判的性格—K. H. イルティンクの所論を中心として—」『法学研究』第64巻第6号、1991年。Karl-Heinz Ilting, *Gibt es eine kritische Ethik und Rechtsphilosophie Kants? Hans Wagner zum 65. Geburtstag*, in: *Archiv für Geschichte der Philosophie*, 63. Jg., 1981, S. 325-345.

⁶⁸ オーバラーの所論については、次の拙稿を参照。「カント法哲学の批判的・超越論的性格—その解釈論争をめぐる—」『北陸大学紀要』第37号、2013年、23(87)頁、51(115)-57(121)頁。Hariolf Oberer, *Ist Kants Rechtslehre kritische Philosophie? Zu Werner Buschs Untersuchung der Kantischen Rechtsphilosophie*, in: *Kant-Studien* 74, 1983, S. 217-224. Werner Busch, *Die Entstehung der kritischen Rechtsphilosophie Kants 1762-1780*, Berlin・New York 1979.

⁶⁹ Monika Sänger, *Die Kategoriale Systematik in den „Metaphysischen Anfangsgründen der Rechtslehre.“ Ein Beitrag zur Methodenlehre Kants*, Berlin・New York 1982. G. Luf, *Naturrechtskritik im Lichte der Transzendentalphilosophie*, in: R. Marcic-Gedächtnisschrift, Berlin 1983, S. 609ff.

⁷⁰ 拙著『カントの批判的法哲学』慶應義塾大学出版会、2018年、36-37頁、63頁、229-230頁。

⁷¹ 同書、63頁、159頁、200頁。

⁷² A XI, Anm. 理想社版『カント全集第四巻 純粋理性批判(上)』原 佑訳、1966年、26頁。

⁷³ A XII. 岩波版『カント全集 4』有福孝岳訳、2001年、18頁。

⁷⁴ 『カント 純粋理性批判』御子柴善之、角川選書、2020年、33-34頁。

⁷⁵ B XXXVf. 岩波版『カント全集 4』有福孝岳訳、47頁。

- 76 A 12. 岩波版『カント全集 4』有福孝岳訳、2001年、63頁。
- 77 B 25. 岩波版『カント全集 4』有福孝岳訳、2001年、87頁。
- 78 『カント 純粋理性批判』御子柴善之、角川選書、2020年、77-78頁。
- 79 拙著『カントの批判的法哲学』慶應義塾大学出版会、2018年、60-61頁。
- 80 O. ヘッフェは「批判的・超越論的」という専門用語はひとつの研究プログラムを意味すると解釈しているが、妥当な評価である。
- 「「超越論的」が、概念の分析論の内の超越論的演繹論だけによって定められているのではない、ということを見逃してはならない。さらにまた、カントにおいて「超越論的」は当初から議論ないし論証のタイプを意味するのではなく、一定の方法ですらない。カントは批判的方法については語るが、超越論的方法については語らない。「超越論的」、より厳密には「批判的・超越論的」は、一つの研究プログラムであり、これは、学としての形而上学を求める問いと関連し、それなしには客観の対象と認識とが可能なものとして考えられえないような必然的条件を探究するプログラムである。」O. Höffe, *Immanuel Kant, 9., überarbeitete Auflage, München 2020, S. 106.* 邦訳『イマヌエル・カント』藪木栄夫訳、法政大学出版局、1991年、103頁を参照。邦訳は1983年の初版を底本にしているが、2020年第9版のこの部分の論述は変更されていない。
- 81 拙著『カントの批判的法哲学』慶應義塾大学出版会、2018年、554-555頁。
- 82 各論者の所論の紹介および分析については拙著を参照。『カントの批判的法哲学』慶應義塾大学出版会、2018年。イルティングについては228-245頁、635-668頁。リッターについては113-174頁。オーバラーについては246-263頁、669-742頁。プラントについては175-209頁。カウルバッハについては297-319頁、595-633頁。ケアスティングについては320-374頁、743-857頁。ブッシュについては210-227頁。ゼンガーについては264-296頁。ブロッカーについては375-429頁。
- 83 J. Ebbinghaus, *Kants Rechtslehre und die Rechtsphilosophie des Neukantianismus*, in: *Kant. Zur Deutung seiner Theorie von Erkennen und Handeln*, hrsg. von Gerold Prauss, Köln 1973, S. 322-336.
- 84 Amandus Altmann, *Freiheit im Spiegel des rationalen Gesetzes bei Kant*, Berlin 1982, S. 77f.
- 85 Gerd-Walter Küsters, *Kants Rechtsphilosophie*, Darmstadt 1988, S. 24.
- 86 Gerd-Walter Küsters, *Kants Rechtsphilosophie*, Darmstadt 1988, S. 143.
- 87 F. Kaulbach, *Studien zur späten Rechtsphilosophie Kants und ihrer transzendentalen Methode*, Würzburg 1982, S. 7.
- 88 これに関して最近の著作として次の文献を参照。Diego Kosbiu Trevisan, *Der Gerichtshof der Vernunft. Eine historische und systematische Untersuchung über die juristischen Metaphern der Kritik der reinen Vernunft*, Würzburg 2018. この著作は『純粋理性批判』の法的比喩を歴史的、成立史的、体系的に研究している。たとえば、その比喩は「理性の法廷」としての「批判の法廷」というイメージに含まれている。この研究の主な目的は法律用語および法学一般が『純粋理性批判』の方法論的構造およびその発展過程にいかにかに決定的に重要な影響を及ぼしたかを究明することである。『純粋理性批判』の戦略的な箇所に見られる多数の法的比喩はすべて、おそらく間接的に、またさらに解釈が必要であるが、カントの批判主義の「法的方法論的起源」を指示しているとする。
- 89 『カント哲学の諸相』浜田義文、法政大学出版局、1994年、第三章「法廷としての『純粋理性批判』」(初出、『法政大学文学部紀要』第31号、1986年)、63-64頁。
- 90 A Xlf. 理想社版『カント全集第四巻 純粋理性批判(上)』原 佑訳、1966年、25-26頁。
- 91 拙著『カントの批判的法哲学』慶應義塾大学出版会、2018年、532頁。
- 92 Philipp-Alexander Hirsch, *Kants Einleitung in die Rechtslehre von 1784. Immanuel Kants Rechtsbegriff in der Moralvorlesung „Mrongovius II“ und der Naturrechtsvorlesung „Feyerabend“ von 1784 sowie in der „Metaphysik der Sitten“ von 1797*, Göttingen 2012.
- Auf dem Weg zur kritischen Rechtslehre?: *Naturrecht, Moralphilosophie und Eigentumstheorie in Kants Naturrecht Feyerabend*, Herausgegeben von Dieter Hüning, Stefan Klingner, und Gianluca Sadun Bordoni, Paderborn 2021.
- 93 Werner Busch, *Die Entstehung der kritischen Rechtsphilosophie Kants 1762-1780 (Kant-Studien-Ergänzungshäfte 110)*, Berlin · New York 1979.
- 94 もっとも初期の叙述のひとつは J. A. ベルクによる書簡である。J. A. Bergk, *Briefe über Immanuel Kants metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre, enthaltend Erläuterungen, Prüfung und Einwürfe*, Leipzig und Gera 1797 (Nachdruck Brüssel 1968).
- また次の文献も参照。
- C. L. Reinhold, *Einige Bemerkungen über die in der Einleitung zu den » Metaphysischen Anfangsgründen der Rechtslehre « von I. Kant aufgestellten Begriffe von der Freiheit des Willens, in: ders.: Auswahl vermischter Schriften Bd. II*, Jena 1797, S. 364-400.
- J. C. Schwab, *Neun Gespräche zwischen Christian Wolff und einem Kantianer über Kants*

Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre und der Tugendlehre. Mit einer Vorrede von Friedrich Nicolai, Berlin und Stettin 1798 (Nachdruck Brüssel 1968).

K. Stang, Darstellung der reinen Rechtslehre von Kant zur Berichtigung der vorzüglichsten Mißverständnisse derselben, Frankfurt und Leipzig 1798.

H. Stephani, Anmerkungen zu Kants Metaphysischen Anfangsgründen der Rechtslehre, Erlangen 1797 (Nachdruck Brüssel 1968).

J. H. Tieftrunk, Philosophische Untersuchungen über das Privat- und öffentliche Recht zur Erläuterung und Beurteilung der metaphysischen Anfangsgründen der Rechtslehre von Prof. Imm. Kant. Erster Theil, Halle 1797; Zweiter Theil, Halle 1798.

⁹⁵ 拙著『カントの批判的法哲学』慶應義塾大学出版会、2018年、120頁、133頁。Manfred Kühn, Kant. Eine Biographie, Aus dem Englischen von Martin Pfeiffer, München 2003, S. 240. Manfred Kuehn, Kant. A Biography, Cambridge University Press 2001, p. 204. 邦訳『カント伝』菅沢龍文・中澤 武・山根雄一郎訳、春風社、2017年、401頁。

⁹⁶ 同書、177-185頁。

⁹⁷ X, S. 145. 理想社版『カント全集第十七巻』門脇卓爾訳、1977年、115頁。カントのこの発言から、「予備学」としての『純粹理性批判』が完成した後、本来の形而上学の体系部分である「自然の形而上学」と「人倫の形而上学」とを完成させる計画を抱いていたことが読み取れる。また、カントの三批判書が主著であるのは言うまでもないが、その基礎のうえに『自然科学の形而上学的基礎論』と『人倫の形而上学』とが構想されており、これらがカント哲学体系の主要部分を構成している。

⁹⁸ X, S. 97. ³¹⁻³² 同上、94頁。

⁹⁹ X, S. 74. ¹⁷⁻¹⁸ 同上、76頁。

¹⁰⁰ X, S. 56. ²²⁻²⁷ 岩波版『カント全集 21』北尾宏之・竹山重光・望月俊孝訳、2003年、26頁。

¹⁰¹ IV, S. 391. 理想社版『カント全集第七巻』深作守文訳、1965年、17頁。

¹⁰² IV, S. 421. 同書、64頁。

¹⁰³ B XLIII. 岩波版『カント全集 4』有福孝岳訳、2001年、51頁。

¹⁰⁴ V, S. 170. 理想社版『カント全集 第八巻』原 佑訳、1965年、25-26頁。

¹⁰⁵ XI, S. 399. 岩波版『カント全集 22』木阪貴之訳、2005年、191頁。

¹⁰⁶ XI, S. 434. 同書、211頁。

¹⁰⁷ Zit. nach einem Verweis von Paul Natorp im Anhang der Edition der Metaphysik der Sitten in der Akademie-Ausgabe, VI, S. 517. P. ナトルプによる『法論』の成立史については S. 517-520.

¹⁰⁸ Reinhard Brandt, Rezension zu: C. Ritter: Der Rechtsgedanke Kants, in: Philosophische Rundschau, 20, 1974, S. 43-50. 拙著『カントの批判的法哲学』慶應義塾大学出版会、2018年、194頁。ブランドンによれば、根源的共同占有という理念的な観念の発展は『法論』執筆の直前の時期にあたるに違いないとする。というのは、根源的共同占有および§ 2における「実践理性の法的要請」、つまり許容法則が体系的統一を形成するからである。

¹⁰⁹ Petersen, a. a. O., S. 1245.

¹¹⁰ ドライアーが1981年に確認したように、『法論』の影響史の個別研究上の叙述が欠如している。

R. Dreier, Zur Einheit der praktischen Philosophie Kants. Kants Rechtsphilosophie im Kontext seiner Moralphilosophie, in: Ders.: Recht-Moral-Ideologie. Studien zur Rechtstheorie, Frankfurt am Main 1981, S. 286-315.

また、ドライアーの次の文献も参照。Rechtsbegriff und Rechtsidee. Kants Rechtsbegriff und seine Bedeutung für die gegenwärtige Diskussion, Frankfurt am Main 1986.

¹¹¹ Manfred Kühn, Kant. Eine Biographie, Aus dem Englischen von Martin Pfeiffer, München 2003. Manfred Kuehn, Kant. A Biography, Cambridge University Press 2001. 邦訳『カント伝』菅沢龍文・中澤 武・山根雄一郎訳、春風社、2017年。邦訳は英語文献を底本としている。

¹¹² Manfred Kühn, Kant. Eine Biographie, Aus dem Englischen von Martin Pfeiffer, München 2003, S. 458. Manfred Kuehn, Kant. A Biography, Cambridge University Press 2001, p. 396. 邦訳『カント伝』菅沢龍文・中澤 武・山根雄一郎訳、春風社、2017年、758-759頁。

M. キューンは次のように述べている。

「『人倫の形而上学』基礎づけ』ならびに第二『批判』と比較するならば、『人倫の形而上学』は失望を誘うものである。それは二つの先行著作がもつ革命的な活気も新しさも、何ら示しはしないのだ。実のところ、それはまるで古い講義メモの寄せ集めであるかのように読める。カントのもろもろの困難や衰弱を考えれば、曖昧なままになっている箇所がかなりあり、本文に信頼の置けない箇所もあることは、驚きではない。単純に言って、カントには自分の論証の様々な要素のすべてを満足のいく仕方でまとめ上げる力がなかったのである。著作の仕上げについては言うまでもない。実際、カントはこの書物の印刷の管理に関する問題を抱えていた。」

また、キューンの本著作に対する次の書評を参照。James Jakob Fehr, Rezension: Kant. A Biography, in Kant-Studien 94. Jahrg., 2003, S. 395-399.

¹¹³ Petersen, a. a. O., S. 1245. このような精神的衰弱が『人倫の形而上学』における『法論』の批判的基礎づけやその内容に決定的な影響を与えたかの否かは証明されえず、また別の問題であると言わざるをえない。ウンルーも指摘するように、近年の研究においてこの老衰説は、たとえ言及されることがあるにしても学問的には意味のない主張として説明されている。筆者もこの立場に立っている。P. Unruh, Die Herrschaft der Vernunft. Zur Staatsphilosophie Immanuel Kants. Baden-Baden 1993, S. 42. これについては次の文献も参照。K. Kühl, Eigentumsordnung als Freiheitsordnung. Zur Aktualität der Kantischen Rechts- und Eigentumslehre, Freiburg/München 1984, S. 122, ders., Rehabilitation und Aktualisierung des kantischen Vernunftrechts. Die westdeutsche Debatte um die Rechtsphilosophie Kants in den letzten Jahrzehnten, in: Rechts- und Sozialphilosophie in Deutschland heute. Beiträge zur Standortbestimmung, (Hrsg.) Robert Alexy, Ralf Dreier und Ulfrid Neumann, Stuttgart 1991, S. 213, Hermann Klenner, Zur Rechtslehre der reinen Vernunft, in: Revolution der Denkart oder Denkart der Revolution, (Hrsg.) Manfred Buhr, Berlin 1976, S. 148-169, S. 162, W. Kersting, Die verbindlichkeitstheoretischen Argumente der Kantischen Rechtsphilosophie, in: Rechtspositivismus und Wertbezug des Rechts. Vorträge der Tagung der deutschen Sektion der internationalen Vereinigung für Rechts- und Sozialphilosophie in der Bundesrepublik Deutschland, Göttingen, 12-14. Oktober 1988, (Hrsg.) Ralf Dreier, Stuttgart 1990, S. 62-74, S. 63, K. Kühl, Naturrecht und positives Recht in Kants Rechtsphilosophie, in: Rechtspositivismus und Wertbezug des Rechts. Vorträge der Tagung der deutschen Sektion der internationalen Vereinigung für Rechts- und Sozialphilosophie in der Bundesrepublik Deutschland, Göttingen, 12-14. Oktober 1988, (Hrsg.) Ralf Dreier, Stuttgart 1990, S. 75-93, S. 76f.

¹¹⁴ Petersen, a. a. O., S. 1245f. R. Dreier, Zur Einheit der praktischen Philosophie Kants. Kants Rechtsphilosophie im Kontext seiner Moralphilosophie (1979), in: Ders.: Recht-Moral-Ideologie. Studien zur Rechtstheorie, Frankfurt am Main 1981, S. 286-315. aus: Perspektiven der Philosophie, Neues Jahrbuch, Band 5, Hildesheim/Amsterdam 1979, S. 5-37 (zugleich: Festschrift zu Ehren von Friedrich Kaulbach, Teil 2).

¹¹⁵ カウルバッハの所論については、次の拙稿を参照。「カント法哲学の超越論的性格—F. カウルバッハの所論を中心として—」『法学政治学論究』第七号、1990年。拙稿「カント法哲学の超越論的性格—所有権論を中心として—」『生と死の法理 法哲学年報 1993』有斐閣、163-167頁。Friedrich Kaulbach, Studien zur späten Rechtsphilosophie Kants und ihrer transzendentalen Methode, Würzburg 1982, S. 7.

¹¹⁶ ヴェルナー・オイラーおよびブルクハルト・トゥッシュリングは、2009年にヴォルフエンビュッテルで開催されたカントの『人倫の形而上学』をめぐる議論についての寄稿論文集の序言の中で明確に次のように言い切っている。

「カントの法論は体系的、基本的に新たに構想された批判的自然法であり、また著者自身によって正式に認められた形態で読解され、解釈され、また理解されるのがふさわしい。」

Kants „Metaphysik der Sitten“ in der Diskussion. Ein Arbeitsgespräch an der Herzog August Bibliothek Wolfenbüttel 2009, herausgegeben von Werner Euler und Burkhard Tuschling, Berlin 2013, Vorwort, S. 6.

¹¹⁷ Friedrich Kaulbach, Studien zur späten Rechtsphilosophie Kants und ihrer transzendentalen Methode, Würzburg 1982, S. 191-217. Ders.: Rechtsphilosophie und Rechtstheorie in Kants Rechtsmetaphysik, erschienen in: J. Derbolav-Festschrift. Philosophische Elemente der Tradition des politischen Denkens, hrsg. von E. Heintel, R. Oldenbourg Verlag Wien München 1979, S. 145-172.

¹¹⁸ Monika Sänger, Die Kategoriale Systematik in den „Metaphysischen Anfangsgründen der Rechtslehre.“ Ein Beitrag zur Methodenlehre Kants, Berlin · New York 1982.

¹¹⁹ たとえば、§31. II は「書物とは何か？」という奇妙な印象を与える表題がつけられている。

カントは次のように述べている。

「書物とは、目にみることのできる言語記号を通じて公衆に対してなす誰かの弁説を提示する或る著作物である〔それがペンで書かれているか活字で記されているか、あるいはページ数が多いか少ないかは、この際問題でない〕。—自分自身の名義において公衆に対して語りかけるものは著者〔autor〕と呼ばれる。或る著作物を通じて他人〔著者〕の名義で公けに弁説するものは、出版者である。後者が前者（著者）の許可を得てそれをする場合には、彼は適法な出版者である。しかし、もし許可なくそれをするのであれば、不適法な出版者、すなわち偽版者である。原著の一切の複製〔複本〕の総体は出版物である。」VI, S. 289. 邦訳『法論』422頁。

これはおそらく、特にショーペンハウアーが非難したように、些細なことであるかもしれない。ショーペンハウアーは、「しばしばカントの手法を風刺するもじり歌を読んで」いるようだ」と批判している。Arthur

Schopenhauer, *Die Welt als Wille und Vorstellung*, 4. Buch, §62., *Sämtliche Werke Band I, Textkritisch bearb. und hrsg. von Wolfgang Frhr. von Löhneysen, Frankfurt am Main 3. Aufl., 1991: Suhrkamp, S. 707.* 邦訳『ショーペンハウアー全集 4』『意志と表象としての世界』正編 (III) 茅野良男訳、白水社、1974年、261頁を参照。

¹²⁰ Wolfgang Kersting, *Wohlgeordnete Freiheit. Immanuel Kants Rechts- und Staatsphilosophie*, Berlin · New York 1984, S. VII. 邦訳『自由の秩序—カントの法および国家の哲学—』舟場保之・寺田俊郎監訳、ミネルヴァ書房、2013年、vii頁。

ケアスティングはこれに関して次のように要約している。

「カント晩年のこの著作には、その刊行以来ほとんど理解が示されてこなかった。この著作は、精神的な老いの産物に過ぎないとしてまったく批評されずに放置されたとまでは言わないにしろ、ヴォルフ、バウムガルテン、アッヘンヴァルの目的論的自然法思想への逆戻りであるという非難が浴びせかけられ、ひとびとはこの著作の中に『純粹理性批判』の超越論哲学に対する背馳や『実践理性批判』が展開した道徳哲学の妥当理論的な基礎との不一致を見てきた。この近寄りがたく御しがたい晩年の著作は、構成が十分に考えられておらず、ときに気まぐれであることによって、論証構造が明らかに見て取れるという手がかかりを読者に与えることがない。それゆえにカント研究は、カント実践哲学のさまざまな基盤にこの著作の抛りどころとなるものを見出すことができなかったし、この基盤の上に建てられるべき体系的構築物の中に〔この著作のための〕場所も見出すこともできなかった。かくして、カントの法哲学が注目を浴びることはなかった。詳しく言えば、ときに時代遅れな、ときに未完成的な印象を与える、この著作に顕著なテキストのあり方が、文献学者の微に入り細を穿った好奇心をかきたてることもなかったし、それが採用した方法や議論が、哲学者の、ことがらに即した関心をひくこともなかった。また、それだけでなく哲学を久しい以前から法の問題に対する無関心が支配していたので、カント研究は、体系的側面からできても、自分が研究している哲学者の法論は一顧だに値しないという確信において揺らぐことがなかった。」

オーバーラーの次の書評も参照。Hariolf Oberer, *Rezension zu: Wolfgang Kersting, Wohlgeordnete Freiheit. Immanuel Kants Rechts- und Staatsphilosophie*, Berlin · New York 1984, in: *Kant-Studien* 77, 1986, S.118.

¹²¹ O. Höffe, *Immanuel Kant*, 8. Auflage, München 2014. S. 214. 邦訳『イマヌエル・カント』薮木栄夫訳、法政大学出版局、1991年、222頁。邦訳は1983年の初版を底本にしているが、2014年第8版のこの部分の論述は変更されていない。ヘッフェもすでに同様の評価を行っている。

ヘッフェは次のように述べている。

「内容の面から見られた問題となる要素を脇へおき、哲学的な主要関心事すなわち法と国家のアプリオリな概念による基礎づけに注意を集中するならば、カントが法と国家についての優れた思想家であり、政治思想の古典的な大家に数えられてしかるべき充分な理由があることが判明する。」

¹²² その際、『人倫の形而上学』のあとの『オプス・ポストゥムム』が書き留められなければならない、ということを見過してはならない。この著作はカント研究に今日まで謎を与えているものである。Manfred Kühn, *Kant. Eine Biographie*, München 2003, S. 472-478. 邦訳同上、781-789頁。

キューンは次のように述べている。

「カントの最後の仕事である『唯一の手書き原稿』は未完に終わった。それは今日では『オプス・ポストゥムム (遺稿ないし遺作)』として知られている。この著作の計画は『判断力批判』の完成直後の時期に遡るように思われるが、十中八九、カントは一七九六年に講義活動を終えてからこの仕事に取り組み始めたのである。他方、思考に関して「麻痺したように」なった一七九八年以降には、彼は重要な内容を大して付け加えることができなかった。この著作は批判哲学の体系を完成させるために必要だとカントは信じていたが、これに取り組むのをやめたとき、カントはまだ最終的な表題を決めていなかった。」A. a. O., S. 472. 邦訳同上、781頁。

この著作は、『人倫の形而上学』とは異なって、その出版の必要性をカントは差し迫ってありありと感じていたのは明かであるが、しかしもはや出版されることはなかった。G. レーマンは占有権の導出といわゆる「エーテル演繹」を例にして法論とオプス・ポストゥムムとの関係を明らかにしようと試みている。Gerhard Lehmann, *Kants Besitzlehre (Abhandlungen der Deutschen Akademie der Wissenschaften zu Berlin, K1. f. Philosophie, Geschichte, Staats-, Rechts- und Wirtschaftswiss., Jg. 1956 Nr. 1, Berlin (Akademie-Verlag) 1956, S. 18.)*, in: ders., *Beiträge zur Geschichte und Interpretation der Philosophie Kants*, Berlin 1969, S. 195., S. 214f.

これについてはまた次の論文を参照。Jürgen Blühdorn, „Kantianer“ und Kant. *Die Wende von der Rechtsmetaphysik zur „Wissenschaft“ vom positiven Recht*, *Kant-Studien* 64/1973, S. 363-394.

『オプス・ポストゥムム』と批判哲学との関係については最近の文献として次の論文を参照。「『オプス・ポストゥムム』と批判哲学の間」加藤泰史、岩波書店版『カント全集 別巻 カント哲学案内』、2006年、359-406頁。

¹²³ Petersen, a. a. O., S. 1246.

¹²⁴ E. Swoboda, *Kant und das Zivilrecht*, in: *Kant-Studien* 43, 1943, S. 369-392.

スヴォボダは次のように述べている。

「人格概念だけでなく、法のあらゆる他の大きな根本概念も……オーストリア一般民法典においてカント哲学を使用することによってまったく新しい形態を得たが、厳密に言うとならばそれはつねに国家社会主義的思想世界と親密な関係にある形態であった。」 Ernst Swoboda, a. a. O., S. 382.

最近の文献として次の論文および著作を参照。 Hannes Unberath, Die Bindung an den Vertrag—Zur Bedeutung Kants für die neuere Diskussion um die Grundlagen des Privatrechts, in: Jahrbuch für Recht und Ethik, Philosophia Practica Universalis, Festschrift für Joachim Hruschka zum 70. Geburtstag, Herausgegeben von B. Sharon Byrd und Jan C. Joerden, Berlin 2005, S. 719-748. Martin Heuser, Zur Positivität des Rechts in der kritischen Naturrechtslehre Immanuel Kants. Eine Studie zum metaphysischen Begriff des provisorisch-rechtlichen Besitzes, Berlin 2020.

以下、先行研究としてM. ブロッカーの論述によりながら各論者によるカントの私法論、特に占有権・所有権論の解釈・評価に議論を限定して、その継受史および研究状況をほぼ時系列的に概観しておきたい。これに関しては、次の文献を参照。拙稿「カント法哲学の批判的・超越論的性格—その解釈論争をめぐる—」『北陸大学紀要』第37号、2013年、15(79)-20(84)頁。拙著『カントの批判的法哲学』慶應義塾大学出版会、2018年、400-407頁。M. Brocker, Kants Besitzlehre. Zur Problematik einer transzendentalphilosophischen Eigentumslehre, Würzburg 1987, S. 10-15.

ブロッカーによって取り上げられている論者は、A. ラッソン、W. メッツガー、K. リッサー、K. ボリース、R. デュンハウプト、G. ブフダ、G. レーマン、R. ブラント、S.M. シェル、H.-G. デガウ、G. ルフ、K. キュール、W. ケアスティンクおよびR. ザーグである。いずれの論者も個別に立ち入って検討しなければならない重要な代表的研究者である。

まず、19世紀末の新ヘーゲル学派の先駆者であるラッソンから20世紀初頭の新カント学派に属する論者の解釈を見てみよう。

A. ラッソンは『法哲学体系』(1882年)の中で、カントにおいて「個別の法制度の導出において」——所有権の導出も同様に——「カント自身がその諸原理に従って手に入れなければならないものにまさにもっとも矛盾するような見解が明らかである」と述べている。 Adolf Lasson, System der Rechtsphilosophie, Berlin und Leipzig 1882, S. 100.

W. メッツガーは『ドイツ観念論の倫理学における社会、法および国家』(1917年)の中で、カントの「私法上の諸問題の取り扱いをもっとも悪い自然法上の伝統」の中に認め、「私法上の諸問題(所有権など)のカントのスコラの取り扱いはもちろんもっとも悪い自然法の伝統に陥ったままである」と非難している。 Wilhelm Metzger, Gesellschaft, Recht und Staat in der Ethik des deutschen Idealismus, Heidelberg 1917, S. 81, 90-99.

K. リッサーは『カントにおける法の概念』(1922年)の中で、カントにおける所有権概念の演繹および正当化(「支配力による所有権」 Gewalteigentum)は、はるか「ルソーの背後」に留まっていると指摘している。 Kurt Lissner, Der Begriff des Rechts bei Kant, Kant-Studien, Ergänzungsheft No. 58, Berlin 1922, S. 38-39.

K. ボリースは『政治家としてのカント—批判主義の国家・社会理論について—』(1928年)の中で、カントがあらゆる占有は「単に手をつかむことができる、純粹に経験的な法的権限……、力の法的権限」をもつとする見解によって「ルソーの背後だけでなく、またライプニッツやそれどころかロックの背後にまで」逆戻りしている、いわば中世のもっとも深い暗闇の中に逆戻りしていると解釈している。つまり、上記リッサーの解釈をより否定的に訂正している。 Kurt Borries, Kant als Politiker. Zur Staats- und Gesellschaftslehre des Kritizismus, Leipzig 1928, S. 108.

また、R. デュンハウプトは博士論文『カントにおける人倫、国家および法—カント倫理学における自律と他律—』(1927年)の中で、シュタムラーの解釈を援用しながら、カントは「批判的方法から逸脱し、独断論に逆戻りしている」とし、所有権に対してさらに無理な解釈を提示している。

Rudolf Dünnhaupt, Sittlichkeit, Staat und Recht bei Kant. Autonomie und Heteronomie in der Kantischen Ethik, Berlin 1927, S.115f. 私法については特にS. 78-86.

以上の論述から明らかかなように上記の論者はいずれも、ひと言で言えば、カントの所有権論は、極論すると、ロックの背後にまで逆戻りしており、伝統的自然法論に陥っていると。また所有権が経験的占有ないし支配力によって演繹・正当化されるなどと曲解し、否定的な評価を下していることが窺える。

ところがその後すぐに、G. ブフダが博士論文『イマヌエル・カントの私法—自然法の歴史および体系に関する論考—』(1929年)の中で、所有権についての最初の包括的な研究を発表した。ブフダはその中で、所有権概念の基礎づけおよび正当化を綿密に解明し、カントの所有権論を伝統的自然法論(G. アッペンヴァール)から明確に際立たせる試みを行っている。 Gerhard Buchda, Das Privatrecht Immanuel Kants. Ein Beitrag zur Geschichte und zum System des Naturrechts, Jena 1929. この研究は、カントの所有権論研究のその後の進展に大いに貢献する画期的な業績と言える。

さらに27年後の1956年になってようやく、カントの遺稿集の編者であるG. レーマンによるカントの所

有権論の新たな研究が見れる。レーマンは、「カントの占有論」と題した論文において、その解釈のために広範囲にわたる『法論のための準備草稿』を踏まえて、所有権論が「批判的体系」の中に組み込まれているということに着目した。つまり、所有権論の批判哲学における体系的位置づけについてはじめて注意を喚起したのである。Gerhard Lehmann, *Kants Besitzlehre*, in: *Beiträge zur Geschichte und Interpretation der Philosophie Kants*, Berlin 1969, S. 195-218. (初出、*Abhandlungen der Deutschen Akademie der Wissenschaften zu Berlin, Kl. f. Philosophie, Geschichte, Staats-, Rechts- und Wirtschaftswiss.*, Jg. 1956 Nr. 1, Berlin (Akademie-Verlag) 1956.)

それでは、レーマンはそれまで見過ごされていたと思われる所有権論のいかなる要素に着目したのであるか。レーマンは所有権論に見られる多くの諸要素、たとえば、法的・実践理性のアンチノミー、また「法的観念論」(idealismus iuridicus)、「本体的占有」およびその「図式論」などにおける法的・実践理性のアンチノミーの解決といった例証を指摘することによって、所有権論を「批判的体系」の一部として超越論哲学的に構成しようとしたカントの苦心を明らかにしようとしたのである。プフダと並んでレーマンの研究は、その後この問題をめぐる議論では必ずと言っていいほど引用される先駆的な業績である。

しかしながら、カントの所有権論がいかなる論証の性格を有しているのかを精緻に分析したのは、何と言ってもR. ブラントの功績である。プフダおよびレーマンはその重要な先駆者ではあるが、ブラントの研究によってカント所有権論解釈における大きな転機が訪れることになる。

ブラントは1974年に出版された著作『グロティウスからカントまでの所有権論』の中で、グロティウス、カンパーランド、ロック、ヒュームおよびルソーに比べて特にカントの章に多くのページを割いている。その中でブラントは、カントの所有権論を包括的に論述し、それを17・18世紀の自然法の伝統と対置することによって、その特殊な諸契機の中で浮き彫りにしている。ブラントはさらに所有権のカントによる理性法的基礎づけの特殊な新奇性を特にカント自身の初期の(ロックおよびルソーの労働所有権論に近い)見解(1764年出版の『美と崇高の感情に関する観察』のための『覚書き』から読み取れる)との対比によって明らかにしている。Reinhard Brandt, *Eigentumstheorien von Grotius bis Kant*, Stuttgart-Bad Cannstatt 1974, S. 167-224., S. 253-267.

ブラント自身があらかじめ断っているが、このような手法で行われたカントの法思想の生成論的考察方法は、なるほど残念ながらさらに追求されてはいない。つまり、所有権論の断絶、突然変異および変化は基礎づけられておらず明らかにされていない。それでもやはり、ブロッカーが指摘しているように、ケアスティングの『秩序づけられた自由—カントの法・国家哲学—』(1984年)とともにブラントのこの著作はカントの所有権論の理性法的基礎づけに関する現在もっとも重要な研究のひとつとして評価されており、繰り返し援用されている基本文献である。

さらに、英語圏の研究者としてS. M. シェルの研究が指摘されなければならない。シェルは『理性の権利—カントの哲学および政治学研究—』(1980年)の中で、ヘーゲルに定位したカント解釈において、認識論および法理論を構造的なもの—主観的世界先占の同一理論—として解説しようとする興味深い試みを行っている。

シェルは次のように述べている。

「『純粋理性批判』および『法論』の両著作において、カントはかれのもっとも重要な論拠を「演繹」として提示している。この「演繹」によってカントは所有に対する請求権の正当化を意図している。いずれの演繹も、あるものを自分のものとして所有(possess)すること、あるいはもつこと(have)がいかにして可能であるのかということを確認しようとしている。超越論的演繹は客観(客体)の概念のその使用に対する「理性の権利」を確立しようとしている。」Susan Meld Shell, *The Rights of Reason. A Study of Kant's Philosophy and Politics*, University of Toronto Press 1980, p. 185., p. 132. 所有権論の解釈についてはpp. 127-152.

シェルは上述のように、認識論と所有権論との間に疑いもなく成立しているとされるひとつの類比に注意を喚起しており、その意味で独自の解釈を提示している。しかしブロッカーは、この類比を先占する主観性の理論の意味において「文字どおりに」受け取ると、所有権の特殊な法的概念はすべての輪郭を失い、カントの演繹の様式の差異が見失われてしまうと批判している。シェルの主観的世界先占の同一理論は示唆に富む解釈ではあるが、しかし十分な吟味が必要とされる。

H.-G. デガウは『カントの法論のアポリア』(1983年)において、『法論』の中にあるとされる多くのアポリアを指摘している。それらのアポリアは、権利の完全にア・プリオリな体系、したがってまた所有権のア・プリオリな基礎づけを提供しようとするその要請から生じるものであるとする。デガウによると、カントは、(社会的)現実性をこの基礎づけの関連から一貫して除外することによって、本体的(法的)占有と経験的(物理的)占有との必然的調停にもはや成功していないとする。しかし、ブロッカーは「調停」それ自体(すなわち、「抽象」および「図式論」という方法上の諸契機)の体系的問題の綿密な分析をデガウは残念ながら行っていないと批判している。Hans-Georg Deggau, *Die Aporien der Rechtslehre Kants*, Stuttgart-Bad Cannstatt 1983. 所有権の基礎づけのアポリアについては、2. Kapitel: Die Aporien der Begründung des Eigentums, S. 61-163. M. Brocker, *Kants Besitzlehre. Zur Problematik einer*

transzendentalphilosophischen Eigentumslehre, Würzburg 1987, S. 12.

G. ルフは『自由と平等—カントの政治思想における現代性について—』(1978年)の中で、特にカントにおいて疎かにされているとしてデガウが訴えている所有権の「社会的次元」を研究している。ルフは、デガウの主張によれば「カント自身がかれの理論上の端緒の広範囲な社会的帰結を確かに意識していなかった」としているが、平等の確立がなければ自由の現実的諸条件が破棄される場合には、国家の社会的形成機能は、国家の前提条件から必然的に生じるということを示そうと試みている。Gerhard Luf, *Freiheit und Gleichheit. Die Aktualität im politischen Denken Kants*, Wien · New York 1978, S. 93. 所有権論については、特にV. Gleichheit und Eigentum, S. 70-132.

K. キュールは博士論文『自由秩序としての所有秩序—カントの法論および所有権論の現代性について—』(1984年)の中で、カントの私法および特に所有秩序の今日的諸問題に対するその現代的意義に焦点を当てて研究している。Kristian Kühl, *Eigentumsordnung als Freiheitsordnung. Zur Aktualität der Kantischen Rechts- und Eigentumslehre*, Freiburg · München 1984, S. 115. この点でキュールの研究は、かれが刑法・刑事訴訟法学者でもあるということもあって、他の論者と比較してより実践的で興味深い。ブロッカーによれば、キュールはカントによって主張された所有権論の「ア・プリオリ性」を真面目に受け取り、カントを啓蒙のドイツ市民の歴史的に時代遅れの理論家としてイデオロギー的に矮小化し、過去に委ねようとする、たとえばR. ザーゲのような諸論者に明示的に反論している。Richard Saage, *Eigentum, Staat und Gesellschaft bei Immanuel Kant*, Stuttgart · Berlin · Köln · Mainz 1973, S. 18ff.

キュールは現代の法哲学上、法政治学上の諸問題、たとえば経済秩序の法的形成可能性、社会的に権力を握る地位の制限、すべての者に対する可能な所有権取得の実現といった諸問題に対して、カントの理論が適用可能であり、また有意義であると説得力をもって論述している。Kühl, a. a. O., S. 264-267., S. 267-271., S. 277-291.

ドイツにおいても珍しく哲学研究者ではなく法学者の視点から考察されたこの研究は、カントの所有権論に関する多くの新しく重要な洞察を提供しており、民法学者に対しても有益な示唆を提示している。カント『法論』に關する論文が収載されているキュールの最近の著書として次を参照。Freiheitliche Rechtsphilosophie, Baden-Baden 2008. 特に1.Kapitel: Zum Vernunftrecht Kants, S. 9-68. 3.Kapitel: (Straf-) Recht nud Moral. S. 182-298.

カントの法哲学全体についての今まででもっとも包括的で詳細な研究を行ったのは、筆者が当初より特に注目しているケアスティングである。ケアスティングは、教授資格論文『秩序づけられた自由—カントの法・国家哲学—』(1984年)において広範囲にわたる『法論のための準備草稿』(アカデミー版第23巻)を緻密に分析し、それを踏まえてカントの『法論』の論証建築術(Argumentationsarchitektur)を徹底的に解明している。ケアスティングは、この論証建築術は、デガウと異なり、根本的に筋の通ったものであると解釈している。ケアスティングは可想的占有が超越論的性格を肯定する基本的な特徴であり、それには法の普遍的法則、実践理性的法的要請、ア・プリオリに結合した意思および共同占有といった諸理念が相互に前提されているとする。

Wolfgang Kersting, *Wohlgeordnete Freiheit. Immanuel Kants Rechts- und Staatsphilosophie*, Berlin · New York 1984. 拙稿「カント法哲学の超越論的性格—所有権論を中心として—」『生と死の法理 法哲学年報1993』有斐閣、169頁。

デガウとケアスティングの研究は結果においてまったく異なっているが、それらと並んで特に「所有個人主義的」、つまりマルクス主義的な視点からザーゲによって著わされた著作『イマヌエル・カントにおける所有権、国家および社会』(1973年)が注意を喚起する。ブロッカーが指摘しているように、ザーゲがこの著作の中で試みたのは、カントの「社会政策的理論」を「封建制から「市民社会」への移行における社会形成から生ずる」問題設定に対する解答として把握しようとするものである。カントの「社会政策的」哲学は——それはその哲学に基礎を置いている所有権概念との構造的絡み合いの中で「解説」されうる——18世紀末のドイツ市民の利益状況および自己理解をきわめて正確に「反映している」とする。ザーゲの研究は、C. B. マクファースンの有名な研究『所有的個人主義の政治理論—ホブズからロックまで—』(1962年)に「決定的な示唆」を受けている。ザーゲはカントの哲学を「市民的思考」の典型および「所有個人主義的啓蒙の前衛」として、まったくイデオロギー批判的に使用している。Richard Saage, *Eigentum, Staat und Gesellschaft bei Immanuel Kant*, Stuttgart · Berlin · Köln · Mainz 1973, S. 10., S. 7., S. 11., S. 17. C. B. Macpherson, *The Political Theory of Possessive Individualism. Hobbes to Locke*, Oxford University Press 1962.

ブロッカーによれば、ザーゲの研究自体は、残念ながら——その独自性と新奇性は——まったく失敗に終わっている。というのは、ザーゲ自身があらかじめ断っているように「狭義のカントの哲学的著作、特に「三批判」の中で展開された超越論哲学的端緒とその社会哲学的省察との間に明らかに存在する構造関係に關して言えば、これに關連する研究は、——ここでは——もはやなされえなかった」からである。体系的なテキスト分析が必要であるにもかかわらず、それがザーゲの研究で行われたようにマクロ社会学的方法によって取って代わられると、テキスト解釈における不正確さと誤解がほとんど避けられないのでは

なかるうか。Brocker, a. a. O., S. 13f.

したがって、ブロッカーも指摘しているように、ザーゲはたとえば次の重要な2つの論点を見落としている。

第一に、カントはロック的所有権の「労働理論」の批判において重要な方法上および論理上の諸論拠を提示している。また、この労働理論のカントによる拒否は批判哲学の理論に起因するのであって、「ドイツの経済的後進性」によっては必ずしも十分に説明されえないということである。Brocker, a. a. O., S. 14.

第二に、ザーゲは「支配力の中でもつこと」(In-der-Gewalt-Haben)を「カントの所有権概念の所有個人主義的諸要素の構成要素」と特徴づけ、「支配力の契機(Gewaltmoment)にすべての人のア・プリオリな同意(この同意は私的所有権に、「いわば反作用的に、認可する理性の権限を与える」)に対する時間的ではなく、論理的優先性」を認める時、「先占(occupatio 根源的取得)」と、これをはじめて正当化する「結合した意思」との原理的連関を誤認しているということである。Brocker, a. a. O., S. 14. Saage, a. a. O., S. 22.

確かに、カントの所有権概念は個人主義的視点を含んでいるが、しかしこの所有権概念には、すべての人の意志を表現する公的結合における正当化獲得の義務が重なっていることに注意しなければならない。ブロッカーの指摘を待つまでもなく、ザーゲが、「カントは大胆に、単純に、所有権に関する私的な使用をもつら具体的な自由の条件のために、実体化している」と記述する時、自由と所有権の基礎づけの連関がまったく逆転されていると言わざるを得ない。Saage, a. a. O., S. 154. Brocker, a. a. O., S. 14.

以上の個別的継受史および研究状況の論述から明らかのように、1929年にプフダのカント私法論に関する博士論文が公開される以前はカントの私法論、特に占有権・所有権論に対しては否定的評価が一般的であり、個別に論じるには値しないとさえ考えられていた。しかしそれ以降、1956年のレーマンおよび1974年のブラントの研究によって大きな転換を迎え、ケアスティングの研究でその頂点に達したと言える。また、その評価に相違があるにしても、多くの哲学者・法学者によるさまざまな視点からの『法論』、特に占有権・所有権論に焦点を絞った詳細な研究が現れてきたことが窺えるであろう。つまり、肯定的評価へと転換したのである。

¹²⁵ 抵抗権については、すでに W. ヘンゼルの研究がある。W. Haensel, *Kants Lehre vom Widerstandsrecht. Ein Beitrag zur Systematik von Kants Rechtsphilosophie*, Berlin (Kant-Studien-Ergänzungshefte 60.) 1926.

最近の研究として、R. Spaemann, *Kants Kritik des Widerstandsrechts*, in: Zwi Batscha (Hrsg.), *Materialien zu Kants Rechtsphilosophie*, Frankfurt am Main 1976, S. 347-358. Philipp-Alexander Hirsch, *Freiheit und Staatlichkeit bei Kant. Die Autonomietheoretische Begründung von Recht und Staat und das Widerstandsproblem* (Kant-Studien-Ergänzungshefte) Berlin・Boston 2017.

¹²⁶ R. Nürnberger, *Kants Rechtsphilosophie in ihrem Verhältnis zu Rousseau*, *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft* 104 (1944), S. 1-29.

¹²⁷ Petersen, a. a. O., S. 1247.

¹²⁸ § 32-35 までは挿入節で、「意思の外的対象の観念的取得について」と題されている。

¹²⁹ これに関して筏津安恕は興味深いテーゼを提示している。筏津によれば、「『人倫の形而上学』の私法は権利概念の正当化のために書かれたものとして理解される」とする。Der Paradigmenwechsel der Privatrechtstheorie und die Neukonstruktion der Privatrechtstheorie in seinem Namen-Pufendorf, Wolff, Kant und Savigny-Elsbach 2002, S. 79.

また筏津は次のように述べている。

「カントの私法理論を読みとくためのわたしの観点は、……『人倫の形而上学』法論私法第一章が権利概念の本質とその哲学的基礎を解明するために書かれた章であることを証明することである。これは、カントの私法理論を所有権論という観点から理解している現在の通説を修正することを目標としている。」筏津安恕『私法理論のパラダイム転換と契約理論の再編—ヴォルフ・カント・サヴィニ—』昭和堂、2001年、131頁。

¹³⁰ J. Habermas, *Faktizität und Geltung*, Frankfurt am Main 1992, S. 7. 邦訳『事実性と妥当性(上)—法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究』河上倫逸・耳野健二訳、未来社、2002年、9頁。

ハーバーマスは序言の冒頭で次のように述べている。

「ドイツではもうずいぶん前から、法哲学は哲学者の仕事ではなくなっている。私がヘーゲルの名前にほとんど触れず、むしろカントの法論に強く依拠しているとすれば、そこには、われわれには達成不可能な基準をもつ哲学モデルへのためらいが現われているのだ。法哲学がなお社会的リアリティとの接触を求める地域において、法哲学が法学部に移されてしまっているのはけっして偶然ではない。しかしながら私は、ほとんど刑法の基礎にかんする議論に終始している専門的法律的な法哲学に、依拠することはやめたいと思う。かつてヘーゲル哲学の諸概念によって結びつけられていた内容は、今日では、法理論、法社会学、法史、道徳理論、社会理論といったさまざまなパースペクティブにもとづく多元主義的方法によって扱う必要があるからである。」

¹³¹ J. Berkemann, *Studien über Kants Haltung zum Widerstandsrecht*, Diss. Karlsruhe 1972.

132 特に契約法については次の文献を参照。G. Lübbe-Wolff, Begründungsmethoden in Kants Rechtslehre untersucht am Beispiel des Vertragsrechts, in: Rechtsphilosophie der Aufklärung. Symposium Wolfenbüttel, hrsg. von Reinhard Brandt, Berlin · New York 1982, S. 286-310.

133 Petersen, a. a. O., S. 1247.

134 占有に関する個別研究文献として次のものが挙げられる。Christian Müller, Wille und Gegenstand. Die idealistische Kritik der kantischen Besitzlehre, Berlin · New York 2006. Gerhard Lehmann, Kants Besitzlehre (Abhandlungen der Deutschen Akademie der Wissenschaften zu Berlin, K1. f. Philosophie, Geschichte, Staats-, Rechts- und Wirtschaftswiss., Jg. 1956 Nr. 1, Berlin (Akademie-Verlag)1956), in: ders., Beiträge zur Geschichte und Interpretation der Philosophie Kants, Berlin 1969, S. 195-218. Richard Saage, Eigentum, Staat und Gesellschaft bei Immanuel Kant, Stuttgart · Berlin · Köln · Mainz 1973. Richard Saage, Besitzindividualistische Perspektiven der politischen Theorie Kants, in: Neue Politische Literatur 2, 1972, S. 168-193. Ulli F. H. Rühl, Kants Deduktion des Rechts als intelligibler Besitz. Kants> Privatrecht< zwischen vernunftrechtlicher Notwendigkeit und juristischer Kontingenz, Paderborn 2010.

135 Petersen, a. a. O., S. 1248., Anm. 43. 今日のわれわれの理解とは異なって、カントにおいては占有 (Besitz) および所有 (Eigentum) は物権 (Sachenrecht) には属しておらず、カントはむしろ『法論』の§11「物権とは何か」以下においてはじめて物権を論じている。

そこでの論述は部分的には理論的貫徹の価値がないものである。というのは、その論述はカントによって重点的に論じられている土地の権利の取り扱いにおいて、いずれかと言えば散漫な性格をもっているからである。

136 カントにおける法問題の教義化については次の文献を参照。W. Naucke, Die Dogmatisierung von Rechtsproblemen bei Kant, in: Zeitschrift für neuere Rechtsgeschichte, 1979, S. 3-20.

137 K. Kühl, Eigentumsordnung als Freiheitsordnung. Zur Aktualität der Kantischen Rechts- und Eigentumslehre, Freiburg i. Br.-München 1984 (Diss. Heidelberg 1978), S. 132f. キュールは誤解を招かないように次のことに注意しなければならないと指摘している。カントによる占有の概念はドイツ民法典における占有の現在の法概念と同一ではなく、またカントは経験的占有と可想的占有とを区別しているが、それは現在の占有と所有の区別をあらかじめ示しているものではない。

138 Petersen, a. a. O., S. 1248.

139 R. Dreier, Eigentum in rechtsphilosophischer Sicht, in: Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie 78, 1987, S. 159-178 (zu Kant: S. 163-169.), in: R. Dreier, Recht-Staat-Vernunft. Studien zur Rechtstheorie 2, Frankfurt am Main 1991, S. 168-198. 特にカントについては S. 174-183. W. Kersting, Transzendentalphilosophische und naturrechtliche Eigentumsbegründung, in: Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie LXVIII, 1981, S. 157-175., in: W. Kersting, Recht, Gerechtigkeit und demokratische Tugend. Abhandlungen zur praktischen Philosophie der Gegenwart, Frankfurt am Main 1997, S. 41-73. Karl Larenz, Die rechtsphilosophische Problematik des Eigentums, in: Th. Heckel (Hrsg.), Eigentum und Eigentumsverteilung als theologisches, rechtsphilosophisches und ökonomisches Problem, München 1962, S. 21-41.

140 H. A. Fischer, Rezension von C. A. Emge: Das Eherecht I. Kants (1924), in: Kritische Vierteljahreszeitschrift für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft 3. Folge Bd. 22 (1929) 59-76.

141 第一章「外的な或るものを自分のものとしてもつ仕方について」では、possessio, habere という概念が用いられており、Eigentum という概念は第二章「外的な或るものを取得する仕方について」の中ではじめて用いられている。カウルバッハは確かに占有と所有の概念を経験的占有と可想的占有とのカントの区別に対応して、カント法哲学における自由の概念のために使用しているが (Friedrich Kaulbach, Der Begriff der Freiheit in Kants Rechtsphilosophie, in: Philosophische Perspektiven, Bd. 5, 1973, S. 78., S. 86., in: Friedrich Kaulbach, Studien zur späten Rechtsphilosophie Kants und ihrer transzendentalen Methode, Würzburg 1982, S. 75-87.)、しかしながら「この類似性は区別を承知のうえである場合には無害なものとして認められる。」K. Kühl, a. a. O., S. 133.

142 Manfred Kühn, Kant. Eine Biographie, Aus dem Englischen von Martin Pfeiffer, München 2003, S. 460. Manfred Kuehn, Kant. A Biography, Cambridge University Press 2001, p. 397. 邦訳『カント伝』菅沢龍文・中澤 武・山根雄一郎訳、春風社、2017年、761頁。

「第一章でカントは所有という法的概念を説明し正当化しようと試みる。その論点を押さえるには、単に物理的な占有と権利上の所有との違いを理解する必要がある。これはローマ法では中心的概念である (が英米法にはほとんど存在しない)。この考え方によれば占有と所有とは根本的に異なる。私は何かを所有せずに物理的に占有するだろうし、〔逆に〕それを占有していなくても所有するだろう。」

143 Petersen, a. a. O., S. 1248.

144 VI, S. 245. 邦訳『法論』370頁。第一章「外的な或るものを自分のものとしてもつ仕方について」§1。

145 VI, S. 248f. 邦訳『法論』374-375頁。第一章§5「外的な私のもの・汝のものという概念の定義」

146 Intelligibelという言葉は「叡知的」あるいは「英知的」とも訳される。

147 Petersen, a. a. O., S. 1249.

148 VI, S. 249. 邦訳『法論』375頁。

149 Petersen, a. a. O., S. 1249. *synthetisch* というドイツ語は、中央公論社版『世界の名著 39 カント』所収の『人倫の形而上学<法論>』加藤新平・三島淑臣訳、1979年では「総合的」と訳されており、理想社版『カント全集 第十一巻』吉澤傳三郎訳、1969年および岩波版『カント全集 11 人倫の形而上学』樽井正義・池尾恭一訳、2002年では「総合的」と訳されている。いずれも意味は同じであるが、筆者が用いる場合には「総合的」を使用している。

150 カント法哲学におけるア・プリオリ性と経験については次の文献を参照。Wolfgang Bartuschat, *Apriorität und Empirie in Kants Rechtsphilosophie*, in: *Philosophische Rundschau* 34, 1987, S. 31-49. Wolfgang Bartuschat, *Praktische Philosophie und Rechtsphilosophie bei Kant*, in: *Philosophisches Jahrbuch* 94, 1987, S. 24-41. Wolfgang Naucke, *Kants Kritik der empirischen Rechtslehre*, Stuttgart 1996.

151 VI, S. 249f. 邦訳『法論』375-376頁。

152 VI, S. 230. 邦訳『法論』355頁。

153 VI, S. 250. 邦訳『法論』376頁。

154 カントの理性概念における超越論的・法的根本関係および法と社会との関係については、次の文献を参照。Friedrich Kaulbach, *Das transzendental-juridische Grundverhältnis im Vernunftbegriff Kants und der Bezug zwischen Recht und Gesellschaft*, in: *Recht und Gesellschaft, Festschrift für Helmut Schelsky zum 65. Geburtstag*, 1978; Duncker & Humblot/Berlin, S. 263-286., in: Friedrich Kaulbach, *Studien zur späten Rechtsphilosophie Kants und ihrer transzendentalen Methode*, Würzburg 1982, S. 111-134.

155 分析的命題と総合的命題については『プロレゴメナ』および『純粹理性批判』の次の箇所を参照。IV, S. 265-270. 邦訳理想社版『カント全集第六巻』湯本和男訳、1973年、211-221頁。A 6-10., B 10-18. 邦訳理想社版『カント全集第四巻』原 佑訳、1966年、81-89頁。

「演繹」という言葉は一般的に論理学で使われている意味ではないことに注意しなければならない。

「カント哲学においては、総じて、経験に由来するのではないアプリオリな概念やアプリオリな総合判断が普遍的かつ必然的に経験の対象へと関連すること（普遍的かつ必然的な客観的妥当性）を証明するような議論を「超越論的演繹」と言い、そうした概念や判断がまさにアプリオリな起源をもち現に所有されていることを明示する議論を「形而上学的演繹」と言う。

……カントの演繹概念は彼の時代の法学者の慣行に由来する。すなわち、当時は訴訟事件において事実、とりわけ或る物が占有されるに到った事実的な経過に関する事柄が「事実問題 (quid facti)」と呼ばれていたのに対して、「正当性 (Legitimität)」、つまり占有を所有たらしめる権利に関する事柄は「権利問題 (quid juris) 」と呼ばれ、そうした正当性を示す証明が「演繹」であった。これを哲学的な議論の基本的な形式として転用することによって、カント独特の「演繹」が成立した。」石川文康・湯浅正彦、『カント事典』編集顧問 有福孝岳・坂部恵、弘文堂、1997年、39-41頁を参照。

156 B 19-21. 岩波版『カント全集 4』有福孝岳訳、2001年、82-83頁。

157 この関連において特に重要なのは、『純粹理性批判』における超越論的演繹が法生活との並行関係からはじまっているということ想起することである。

カントは第一部「超越論的分析論」第二章「純粋悟性概念の演繹について」第一節〔第十三項〕「超越論的演繹一般の諸原理について」の中で次のように述べている。

「法律学者たちは、彼らが権限と越権について論ずるときには、一つの訴訟事件について、何が合法的であるかに関する問題（権利問題 *quid juris*）を事実にかかわる問題（事実問題 *quid facti*）から区別して、両者について証明を要求しつつ、権限を、あるいはまた権利の要求を立証すべき前者の証明を、演繹と名づけている。私たちは、多くの経験的概念を誰の異論をもうけることなく使用しており、だからまた演繹なしで、それらの諸概念に意味と想像上の意義をあたえることを当然のこととしてもいる。というのは、私たちはいつでも経験を〔手もとに〕もっていて、その客観的実在性を証明できるからである。ところが、たとえば幸福とか運命とかという不当に使用されている諸概念もあるのであって、それらの諸概念は、なるほどほとんど一般には大目に見られて使いまわされているが、それにもかかわらずときには権利問題 *quid juris* によって答弁を求められることがある。そうしたときには人はそれらの諸概念の演繹のために少なからず困惑におちいるが、それは、それらの諸概念を使用する権限がそれによって判然となるようないかなる判然とした権限をも、経験からも理性からも挙げるべきでないからである。」B 116f. 理想社版『カント全集第四巻』原 佑訳、1966年、187頁。

特にこのテキストにおいて述べられた諸根拠から、可想的占有とその現在の法的形態における所有とを短絡的に同一視することには注意しなければならない。 Manfred Kühn, *Kant. Eine Biographie*,

München 2003, S. 460f. 邦訳同上、760-763 頁も参照。権利問題と事実問題については次の文献を参照。
J. E. Dott, *Quid iuris und quid facti*, in: *Internationaler Kant-Kongreß, Mainz 1981, Akten I, 1, Bonn, S. 12-21.*

¹⁵⁸ Petersen, a. a. O., S. 1249f.

¹⁵⁹ Von der Form der Sinnen- und Verstandeswelt und ihren Gründen、ラテン語の原題は次のとおりである。De mundi sensibilis atque intelligibilis forma et principiis.

¹⁶⁰ II, S. 392. 理想社版『カント全集第三巻』川戸好武訳、1975年、225頁。

¹⁶¹ Manfred Kühn, *Kant. Eine Biographie*, München 2003, S. 224f. 邦訳同上、375-378頁。

キューンは次のように指摘している。

「就任論文は、『感性界ト叡知界ノ形式ト原理ニツイテ』と題された。この論文は、実際には、教授職の要件を満たすために急いで書き上げられた、にわか仕立ての論文に過ぎなかったけれども、そこには、批判哲学の重要な側面が初めて公表されていた。カント自身、この偶発的著作において自らの「前批判期」が本当に終わり、「批判哲学」が始まったのだと考えていた。そのため、一七九七年にヨハン・ハインリッヒ・ティーフトルンクから小品集の出版を持ちかけられると、カントは次のように答えた。「私の小著を集めて出版したいというご提案に賛成します。ただし、一七七〇年以前のものは何も収録したくないので、私の論文『感性界ト叡知界ノ形式……ニツイテ』から始めてください。」

カントの就任論文における最も重要な新学説の一つは、「知性」と「感性」との根本的な区別であった。この著作で、カントは、これらの二つの能力が、互いに独立しており還元され得ない二種類の全く異なる認識源泉であることを初めて明確に論じた。」A. a. O., S. 224f. 邦訳同上、375-376頁。

¹⁶² カントはこの論文の第二章「可感的なものとの区別一般について」第四節の中で、次のように述べている。

「感性的に認識されたものは現象する通りの事物の表象であり、それに反し、知性的認識は存在する通りの事物の表象である……。」II, S. 392. 理想社版『カント全集第三巻』川戸好武訳、1975年、226頁。

しかしながらこのことは、物自体は認識されえないとする後期の中心的洞察がすでにここにおいて構想されていた、ということの意味しない。むしろ、これはなお何年もなかなか実現しない革命的な洞察の結果である。

¹⁶³ B 306. 理想社版『カント全集第四巻』原 佑訳、1966年、377-378頁。

¹⁶⁴ Petersen, a. a. O., S. 1250f. Manfred Brocker, *Kants Besitzlehre. Zur Problematik einer transzendentalphilosophischen Eigentumslehre*, Würzburg 1987. 今日の市民法教義学的視点から見れば、『カントの占有論—超越論哲学的所有権論の問題性について—』という表題は概念の混同のように感じられるが、しかしながらブロッカーはカントにおいて意味されていたであろうことを特徴づけている。

¹⁶⁵ Petersen, a. a. O., S. 1251.

¹⁶⁶ B 89-169. 理想社版『カント全集第四巻』原 佑訳、1966年、165-259頁。『純粋理性批判』「超越論的原理論」第二部門「超越論的論理学」第一部「超越論的分析論」第一篇「概念的分析論」を参照。

¹⁶⁷ VI, S. 249. 邦訳『法論』374-375頁。

¹⁶⁸ Friedrich Kaulbach, *Rechtsphilosophie und Rechtstheorie in Kants Rechtsmetaphysik*, in: J.-Derbolav-Festschrift. *Philosophische Elemente der Tradition des politischen Denkens* (hrsg. von E. Heintel), Wien-München, S. 145-172., in: Friedrich Kaulbach, *Studien zur späten Rechtsphilosophie Kants und ihrer transzendentalen Methode*, Würzburg 1982, S. 191-217.

¹⁶⁹ VI, S. 249. 邦訳『法論』375頁。Willeという語は3つの版とも意思と訳されているが、Willkürという語は中公版では選択意志ないし意思と場合によって訳し分けており、理想社版および岩波版では選択意志と訳されている。Willeは実践理性そのものを意味する場合が多く、Willkürはそれと異なり経験的、現実的に選択をする能力のことを言う。

¹⁷⁰ Petersen, a. a. O., S. 1251. Friedrich Kaulbach, *Studien zur späten Rechtsphilosophie Kants und ihrer transzendentalen Methode*, Würzburg 1982, S. 7.

批判的方法が超越論的方法と同義であるとすれば、カウルバッハの解釈と同様である。

¹⁷¹ Anja Victorine Hartmann, *Der Platz des Rechtlichen Postulats in der Besitzlehre*, in: *Kant-Forschungen, Band 5*, Herausgegeben von Reinhard Brandt und Werner Stark, *Autographen, Dokumente und Berichte. Zu Edition, Amtsgeschäften und Werk Immanuel Kants*, Hamburg 1994, S. 109-120.

¹⁷² VI, S. 249. 邦訳『法論』375頁。

¹⁷³ VI, S. 249. 同書、374頁。

¹⁷⁴ V, S. 30. 理想社版『カント全集第七巻』深作守文訳、1965年、177頁。

¹⁷⁵ Petersen, a. a. O., S. 1252., Anm. 71. はじめに強調したように、たとえ教義学的、法哲学的同一視は可能なかぎり避けられるべきであるとしても、意志と対象との法的結びつきとして理解された可感的占有のカテゴリーは、B. ルートヴィヒによって私法における占有意志との並行として解釈されている。B. Ludwig,

Postulat, Deduktion und Abstraktion in Kants Lehre vom intelligibelen Besitz. Einige Reflexionen im Anschluß an den vorstehenden Aufsatz von Y. Saito, S. 250-259, S. 258, in: Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie Vol. 82 · 1996 2. Quartal · Heft 2, Themenschwerpunkt: Rechtsphilosophie und Rechtslehre Kants. しかしながら、これもまた不十分である。というのは、可想的占有は主観的構成要素に制限されえないからである。

¹⁷⁶ 次の文献を参照。W. Kersting, Freiheit und intelligibler Besitz. Kants Lehre vom sythetischen Rechtssatz a priori, in: Allgemeine Zeitschrift für Philosophie 6, 1981, S. 31-51.

¹⁷⁷ Yumi Saito, War die Umstellung von §2 der Kantischen „Rechtslehre“ zwingend? Eine Rezension von Anja V. Hartmanns Abhandlung „Der Platz des rechtlichen Postulats in der Besizlehre“, in: Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie Vol. 82 · 1996 2. Quartal · Heft 2, S. 238-250. Yumi Saito, Die Debatte weitet sich aus.—zu Bernd Ludwigs vorstehender Replik, in: Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie Vol. 82 · 1996 2. Quartal · Heft 2, S. 259-265.

¹⁷⁸ そのかぎりにおいてこの論争は特にルートヴィヒ版カント『法論』から生じ、またそれを超えてカントの『法論』についてのルートヴィヒの博士論文の内容上の言明にもかかわる。Bernd Ludwig (Hrsg.), Immanuel Kant. Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre. Metaphysik der Sitten, Erster Teil, Hamburg 1986. Bernd Ludwig, Kants Rechtslehre. Mit einer Untersuchung zur Drucklegung Kantischer Schriften von Werner Stark. Teilw. zugl.: Marburg, Univ., Diss., 1985. Hamburg 1988: Meiner (Kant-Forschungen, 2.).ルートヴィヒの最近の文献として次の論文を参照。B. Ludwig, Recht ohne Personen? Oder: Wieviel Metaphysik braucht die (kantische)Rechtslehre?, in: Das Verhältnis von Recht und Ethik in Kants praktischer Philosophie, Herausgegeben von Bernd Dörflinger, Dieter Hüning und Günter Kruck, Zürich · New York 2017, S. 191-216.

¹⁷⁹ ルートヴィヒは§2「実践理性の法的要請」の配置換えの必要性を指摘している。

B. Ludwig, Der Platz des rechtlichen Postulats der praktischen Vernunft innerhalb der Paragraphen 1-6 der kantischen Rechtslehre, in: Rechtsphilosophie der Aufklärung, hrsg. von R. Brandt, Berlin · New York 1982, S. 218-232. B. Ludwig, Kants Rechtslehre. Mit einer Untersuchung zur Drucklegung Kantischer Schriften von Werner Stark. Teilw. zugl.: Marburg, Univ., Diss., 1985. Hamburg 1988: Meiner (Kant-Forschungen, 2.), S. 44-81. B. Ludwig, Postulat, Deduktion und Abstraktion in Kants Lehre vom intelligibelen Besitz. Einige Reflexionen im Anschluß an den vorstehenden Aufsatz von Y. Saito, in: Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie Vol. 82 · 1996 2. Quartal · Heft 2, S. 250-259.

¹⁸⁰ Petersen, a. a. O., S. 1252.

カントは§2「実践理性の法的要請」の中で次のように述べている。

「私の意思のいかなる対象も客観的に可能な私のもの・汝のもののみなし、かつそう取り扱うことは、実践理性のア・プリオリな一前提である。

こうした要請は実践理性の許容法則 [lex permissiva] と名づけられるものであって、これは、単なる権利一般の概念からは導き出すことのできない権能をわれわれに与えるのである。それはすなわち、われわれの意思の或る特定の対象の使用について、われわれが最初にそれを占有したことを理由として、他人はその使用を差し控えるべきであるという、それ以前には存在しなかった拘束性を一切の他人に課す権能である。理性は右の要請が原則として妥当することを欲する。しかも、このようなア・プリオリな要請によってみずからを拡張する実践理性としての資格においてそうするのである。」VI, S. 246f. 邦訳『法論』372頁。

¹⁸¹ Petersen, a. a. O., S. 1252.

¹⁸² もうひとりの大きな反対者、G. F. W. ヘーゲルについては次の文献を参照。Peter Landau, Hegels Begründung des Vertragsrechts, in: Materialien zu Hegels Rechtsphilosophie, Band 2, hrsg. von Manfred Riedel, Frankfurt am Main 1975, S. 176-197.

¹⁸³ VI, S. 272. 邦訳『法論』401-402頁。

¹⁸⁴ VI, S. 272. 同書、402頁。

¹⁸⁵ カントは§19において次のように述べている。

「なぜなら、私が以前に約束し、他の者が今受諾しようとしている場合、私は受諾以前にはまだ自由であるのだから、その間に〔それがどんなに短時間であろうと〕私はその約束を後悔することもあるだろうし、他方はまた、受諾者のほうもまさにそのゆえに、約束に続いてなした受諾の意思表示によって自分が拘束されていると考える必要はないからである。」VI, S. 272. 邦訳『法論』402頁。

¹⁸⁶ 契約による取得という概念のその後続くカントの超越論的演繹については次の文献を参照。Dieter Scheffel, Thesen zu Kants transzendentaler Deduktion des Begriffs der Erwerbung durch Vertrag, in: Reinhard Brandt (Hrsg.), Rechtsphilosophie der Aufklärung. Symposium Wolfenbüttel 1981, Berlin · New York 1982, S. 311-320.

¹⁸⁷ VI, S. 272f. 邦訳『法論』402-403頁。

188 VI, S. 273. 邦訳『法論』402-403頁。

189 Arthur Schopenhauer, *Die Welt als Wille und Vorstellung*, 4. Buch, §62., *Sämtliche Werke Band I*, Textkritisch bearb. und hrsg. von Wolfgang Frhr. von Löhneysen, Frankfurt am Main 3. Aufl., 1991: Suhrkamp, S. 707. 邦訳『ショーペンハウアー全集 4』『意志と表象としての世界』正編 (III) 茅野良男訳、白水社、1974年、261-262頁を参照。

190 Petersen, a. a. O., S. 1253.

191 B. Sharon Byrd and Joachim Hruschka, *Kant's Doctrine of Right. A Commentary*, Cambridge University Press 2010, pp.9-13. 『法論』を解釈するための方法を選択するために重要なことは、まずカント自身が用いている方法を考えることである。カントは『法論』における仕事をユークリッド幾何学と比較する場面が何度かある。そのもっとも詳細なものは§E「厳密な(意味における)法はまた、普遍的法則に従って何びとの自由とも調和するような、全汎的な相互的強制の可能性としても表象されうる」にあるが、たとえば契約法の議論においても見出される。

192 VI, S. 273. 邦訳『法論』403-404頁。

193 VI, S. 263. 邦訳『法論』391頁。

194 Petersen, a. a. O., S. 1254., S. 1261. 次の文献を参照。D. Henrich, *Kant und Hegel*, in: *Selbstverhältnisse*, 1982, S. 176.

195 Petersen, a. a. O., S. 1254. この方向性については次の文献を参照。Hans-Georg Deggau, *Die Aporien der Rechtslehre Kants*, Stuttgart-Bad Cannstatt 1983, S. 17ff.

196 VI, S. 284. 邦訳『法論』416頁。§31の前には、「契約によって取得しうる一切の権利の教義学的区分」という表題が置かれている。たとえば、「貨幣とは何か？」という表題のもとで記述されている関連性のない注釈は国民経済学の関心を集めることができるかもしれないが、しかしそこにあるのは奇妙にしか思われまいだろう。

197 Petersen, a. a. O., S. 1254.

198 VI, S. 284. 邦訳『法論』416頁。Petersen, a. a. O., S. 1254., Anm. 88. 教義学的であると理解され、また呼ばれた区分がどれほど多く生活実態からのみ供給されるかということ、またその原理の水準にはまったく到達しないということを顧慮するとき、ア・プリオリな原理に従った区分だけが教義学的と呼ばれることができ、これは経験的な区分とは対立するものであるという洞察は現代の法教義学にとってもなお注目に値する。Jens Petersen, *Von der Interessenjurisprudenz zur Wertungsjurisprudenz. Dargestellt an Beispielen aus dem deutschen Privatrecht*, Tübingen 2001, S. 54f.

199 VI, S. 285. 邦訳『法論』417頁。

200 VI, S. 205f. 邦訳『法論』325-326頁。

201 Petersen, a. a. O., S. 1254.

202 カントは『法論』の「まえがき」で次のように述べている。

「法の概念は、純粹ではあるが、やはり実践〔経験において現れてくるさまざまな事例への適用〕を旨とした概念であり、したがってその形而上学的体系は、その区分の完全性を期するためには〔そしてこのことは、理性体系を構築するためには不可欠の要請である〕、右の諸事例の経験的多様性をも顧慮しなくてはならないだろう。しかし、経験的なものを完全に区分することは不可能であるし、かつまた、そうした完全性が〔少なくともそれへの接近を旨として〕追求される場合にも、これらの諸概念は体系の内的構成部分としてその中に位置を占めることはできず、せいぜい例証として注釈の中に入ってくるだけであり得る。」VI, S. 205. 邦訳『法論』325頁。

また、カントは§B「法とは何か？」の中で次のように説いている。

「何が合法か〔*quid sit iuris*〕については、すなわち、ある特定のところにおいてかつ特定の時代においてももろもろの法律が命ずるところのものあるいは命じたところのものについては、彼もたやすく述べることができるであろう。しかし、それらの法律が欲するところがたしてまた正しいかどうかということ、および一般に法と不法〔*iustum et iniustum*〕を認識するための普遍的規準は、もし彼が暫時あの経験的諸原理を捨て去って、右の諸判断の源泉を単なる理性のうちに求め〔もっとも、その際あのもろもろの法律は指針として大いに彼の役に立つであろうが〕、可能な実定的立法のための基礎を打ち立てるのでなければ、彼にとってはおそらく隠されたままでありつづけるであろう。単に経験的であるだけの法論は、〔ちょうどパイドロスの寓話の中の木製の頭のように〕美しいかもしれないが、ただ残念なことに脳髄のない頭でしかない。」VI, S. 229f. 邦訳『法論』353-354頁。

203 Petersen, a. a. O., S. 1254.

204 カントがその仕上げに取り掛かっているところ、たとえば家族法において挿入された注が有益である。

カントは、「家族的社会的権利の第二項」「両親の権利」について論じられている§28の本文に付された注の結語で次のように述べている。

「哲学的法学者は、人倫の形而上学において、超越論的哲学の第一原理にまでさかのぼるこうした論及がなされることを、目あてのない暗がりの中に迷いこむ不必要な詮索だと考えることはないだろう。もし

彼が、こうした解決さるべき課題の困難さと、それもかかわらず法原理をその点に関して十分満足のゆくものとするべき必要性とを、十分考慮するならば。」VI, S. 281. 邦訳『法論』413頁。

²⁰⁵ C. A. Emge, *Das Eherecht Immanuel Kants. Ein Beitrag zur Geschichte der Rechtswissenschaft*, in: *Kant-Studien* 29, 1924, S. 243-279.

²⁰⁶ VI, S. 277-280. 邦訳『法論』408-409頁、411頁。特に挙げられるのは、「家族的社会の権利の第一項」「婚姻権」§24(性的共同態)、§25(生殖器の自然的使用)、§27(婚姻契約、婚姻同棲)である。

²⁰⁷ 次の文献を参照。Manfred Kühn, *Kant. Eine Biographie*, München 2003, S. 462. 邦訳『カント伝』菅沢龍文・中澤 武・山根雄一郎訳、春風社、2017年、763頁。

「こうした議論の大方〔夫は妻を、両親は子を、家族は奉公人を「物件に対する仕方」で占有すること〕は、今日の標準に照らして確かに奇妙に見えるに違いない。それでも、一八世紀プロイセンの文脈の中で理解されるならば、それは実は全く「進歩的」なのである。女性の役割は男性の役割に必ずしもはつきり従属させられているわけではない。両者の間には相互承認が存在する。」

²⁰⁸ たとえば、婚姻権の叙述の中に定言命法の次のような特徴の対応および具体化が認められうる。つまり、それは他者をつねに同時に目的として取り扱い、けっして手段としてのみ取り扱ってはならないとする定言命法である。

²⁰⁹ 「物権の様相をもつ対人権」という概念がさらに続く。この概念はカントの家族法・物権法理解にとって構成的である。「家族的社会の権利の第二項」に含まれる「両親の権利」§29を参照。VI, S. 281f. 邦訳『法論』412-414頁。J. Kopper, *Von dem auf dingliche Art persönlichen Recht*, in: *Kant-Studien* 52, 1960, S. 283-294. Hans Kieffer, *Der Einfluß Kants auf Theorie und Praxis und des Zivilrechts im 19. Jahrhundert*, in: *Herausgegeben von J. Blühdorn und J. Ritter, Philosophie und Rechtswissenschaft. Zum Problem ihrer Beziehung im 19. Jahrhundert*, Frankfurt am Main 1969, S. 12. キーフナーは、カントにとって特に大切であり、熱心に擁護した着想である「物権の様相をもつ対人権」を奇妙なものであると懐疑的に評価している。

²¹⁰ Petersen, a. a. O., S. 1255.

²¹¹ A. a. O., S. 1255.

²¹² 次の文献を参照。Gerd-Walter Küsters, *Kants Rechtsphilosophie*, Darmstadt 1988, S. 17ff., S. 143-145. Gerd-Walter Küsters, *Recht und Vernunft: Bedeutung und Problem von Recht und Rechtsphilosophie bei Kant. Zur jüngeren Interpretationsgeschichte der Rechtsphilosophie Kants*, in: *Philosophische Rundschau*, Vol. 30, No. 3/4, 1983, S. 209-239.

²¹³ Petersen, a. a. O., S. 1255f.

²¹⁴ Petersen, a. a. O., S. 1256.

²¹⁵ 認識理論という言葉は19世紀になってはじめて創り出されたものである。Jürgen Habermas, *Erkenntnis und Interesse. Mit einem neuen Nachwort*, Frankfurt am Main 1973, S. 11. 邦訳『認識と関心』奥山次良・八木橋貢・渡辺祐邦訳、未来社、1981年、11頁。

²¹⁶ 次の文献を参照。Monika Sänger, *Die Kategoriale Systematik in den „Metaphysischen Anfangsgründen der Rechtslehre.“ Ein Beitrag zur Methodenlehre Kants*, Berlin · New York 1982, S. VIII.

ゼンガーは次のように述べている。

「対象に関連した形而上学的体系のア・プリオリな完結した部分としての形而上学的基礎論は最終的には経験を目指している。というのは、経験においてのみ理論的ないし実践的学問の対象が与えられうるからである。したがって次に、形而上学的基礎論は、純粋な諸原理についての特殊な諸概念をその基礎づけの枠組みにともに受け入れなければならない。これらの概念は対象を規定するが、しかしこれらの概念は経験的であるか、または経験への移行を行う。したがって、形而上学的基礎論には、純粋哲学としての普遍的形而上学と個別学問としての特殊な形而上学との間の重要な地位が当然与えられることになる。この特殊な形而上学は諸対象の経験的規定性を自分の中に取り入れる。」

ゼンガーに対する批判としてGeorg Geismann, *Rezension zu: Die kategoriale Systematik in den „Metaphysischen Anfangsgründen der Rechtslehre“*, in: *Zeitschrift für philosophische Forschung*, Bd. 39, H. 4, 1985, S. 649-651.

²¹⁷ 次の文献を参照。Dieter Henrich, *Identität und Objektivität. Eine Untersuchung über Kants transzendente Deduktion*, Heidelberg 1976. Eckart Förster, *Kants Selbstsetzungslehre*, in: ders. (Hrsg.), *Kants Transcendental Deductions. The Three Critiques and the Opus postumum*, 1989, S. 217-238.

²¹⁸ カウルバッハは、占有の先占の問題と所有との間の興味深い連関をカントによって導入されたコペルニクスの転回によって確立している。F. Kaulbach, *Die Kopernikanische Denkfigur bei Kant*, in: *Kant-Studien* 64, 1973, S. 30-48.

カントは、コペルニクスの転回について『純粋理性批判』の第二版序文の中で次のように述べている。

「これまで人は、すべて私たちの認識は対象に従わなければならないと想定した。しかし、私たちの

認識がそれによって拡張されるような何ものかを、対象に関してア・プリオリに概念をつうじて見つけるすべての試みは、こうした前提のもとでは失敗した。だから、はたして私たちは形而上学の諸課題において、対象が私たちの認識に従わなければならないと私たちが想定することで、もっとうまくゆかないかどうかを、いちどころみてみたらどうであろう。この想定は、対象が私たちに与えられる以前に何ものかを対象に関して確定すべきところの、対象のア・プリオリな認識の望みどおりの可能性と、もともとといってうまく合致する。この事情は、コペルニクスの最初の思想と同じものであって、コペルニクスは、全星群が観察者のまわりを回転すると想定したのでは、天体の運行をうまく説明することができなかったので、観察者を回転させ、これに反して星を静止させたなら、もっとうまくゆかないかどうかを、こころみたのである。」 B XVI. 理想社版『カント全集第四巻』原 佑訳、1966年、40-41頁。

²¹⁹ 次の文献を参照。D. Henrich, Kant und Hegel, in: Selbstverhältnisse, 1982, S. 176.

²²⁰ 『純粹理性批判』における法原理に対する逆の問題については次の文献を参照。F. Kaulbach, Perspektivismus und Rechtsprinzip in Kants Kritik der reinen Vernunft, in: Allgemeine Zeitschrift für Philosophie 10, 1985, S. 21-35.

²²¹ 新カント学派の主張に対する反論として Hariolf Oberer, Zur Frühgeschichte der Kantischen Rechtslehre, in: Kant-Studien 64, 1973, S. 88-102.

オーバーラーは次のように述べている。

「要するに切り縮めて言えば、新カント学派は、カントの法哲学は「非批判的」法哲学であると否定的に解釈し、超越論的哲学の体系から法哲学を排除しているということである。これらの論者とは、周知のように、19世紀後半から20世紀はじめにかけて活躍した主に新カント学派の系譜に属する哲学者・法哲学者である。そして、このような解釈や評価はかれらに典型的に見られるものであった。」 A. a. O., S. 89.

オーバーラーは、超越論的観念論に関する相互依存性の欠如は、カントの法論のいかなる欠陥をも意味するものではなく、むしろその特別な優位を意味すると解釈している。A. a. O., S. 99. ペーターゼンは、テクストにおいて挙げられている諸根拠からこの欠陥が成立しているとするのは疑問の余地があると主張する。

²²² Petersen, a. a. O., S. 1256f. 遅くとも1990年代末には新カント学派のカント法論解釈は克服され、カントの法論は批判的法論であるとする見解をカント法哲学研究者は一般的に共有している。たとえば、ディーター・ヒュニングおよびブルクハルト・トゥシュリング (1937-2012) は1998年「カントの法論の形而上学的基礎論」と題するマールブルクの研究会議に由来する寄稿論文集『イマヌエル・カントにおける法、国家および国際法』の序言の中で次のように明言している。

「カントは1797年の晩年の著作〔『法論』〕において批判的方法を裏切っており、また不幸にも前批判的合理主義に逆戻りしているとする20世紀はじめに新カント学派によって流布された見解は、法論についての最近の研究の観点から反証されたものとして一般に認められていると言ってもよい。」

Recht, Staat und Völkerrecht bei Immanuel Kant. Marburger Tagung zu Kants 'Metaphysischen Anfangsgründen der Rechtslehre', herausgegeben von Dieter Hüning und Burkhard Tuschling, Berlin 1998, Vorwort, S. 5.

²²³ カントの道徳哲学およびその倫理学と法哲学に対する影響についてはバウムガルテンが論じている。A. Baumgarten, Kants Moralphilosophie und ihr Einfluß auf Ethik und Rechtsphilosophie, in: Handbuch für Philosophie, München 1930, Abteilung IV, c., S. 10.

²²⁴ Petersen, a. a. O., S. 1257.

²²⁵ VI, S. 205. 邦訳『法論』325頁。

²²⁶ 「まえがき」の「批判哲学の成立以前には全く何らの哲学もまだ存在しなかった」(VI, S. 206. 邦訳『法論』327頁)とする文章はそれに劣らず明確である。次の文献を参照。Th. S. Hoffmann, Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie 87 (2001) S. 449.

²²⁷ Th. S. Hoffmann, Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie 87 (2001) S. 449., S. 458.

²²⁸ B 126. 理想社版『カント全集第四巻』原 佑訳、1966年、195頁。

²²⁹ VI, S. 249. 邦訳『法論』375頁。

²³⁰ VI, S. 205. 邦訳『法論』325頁。

²³¹ Burkhard Tuschling, Das „rechtliche Postulat der praktischen Vernunft“. Seine Stellung und Bedeutung in Kants „Rechtslehre“, in: Kant. Analysen-Probleme-Kritik, hrsg. von Hariolf Oberer · Gerhard Seel, Würzburg 1988, S. 273-292.

²³² VI, S. 246. 邦訳『法論』372頁。

²³³ この外部参照は「まえがき」の冒頭において明示的に示されている。VI, S. 205. 邦訳『法論』325頁。

²³⁴ 次の文献を参照。Helmut Coing, Grundzüge der Rechtsphilosophie, 2. Auflage, Berlin 1969, S. 35f.

H. コーイングは次のように述べている。

「カントは啓蒙の制限された理性概念に対して古典的理性概念を引っぱり出す。そして、カントは1797年の『人倫の形而上学』と題する著作の中で固有のア・プリオリな法論を生み出した。つまり、実践理性の

諸原理に基礎を置いている自然法を生み出した……自由の原理からすべての他の自然的諸法則が導出される。」

実際、カントは「法論への序論」の中で「生得的権利はただ一つである」とする表題のもとで次のように述べている。

「自由〔他人の強要的意思からの独立性〕こそは、それが普遍的法則に従ってあらゆる他人の自由と調和しうるものであるかぎりにおいて、この唯一・根源的な、その人間性のゆえに万人誰しにも帰属するところの権利である。」VI, S. 237. 邦訳『法論』363頁。

次の文献も参照。A. Altmann, *Freiheit im Spiegel des rationalen Gesetzes bei Kant*, Berlin 1982, S. 78. A. Anzenbacher, *Kant und die Naturrechtstradition*, in: J. Messner-Festschrift, Berlin 1976, S. 127-146.

²³⁵ 次の文献も参照。Kristian Kühl, *Eigentumsordnung als Freiheitsordnung. Zur Aktualität der Kantischen Rechts- und Eigentumslehre*, Freiburg · München 1984, S. 142.

²³⁶ Petersen, a. a. O., S. 1259.

²³⁷ VI, S. 206. 邦訳『法論』326頁。

²³⁸ VI, S. 216. 邦訳『法論』338頁。

²³⁹ 詳しくは次の文献を参照。S. Klausen, *Die Freiheitsidee in ihrem Verhältnis zum Naturrecht und dem positiven Recht bei Kant. Mit einer Kritik der empiristischen Richtungen in moderner nordischer Rechtsphilosophie*, Oslo 1950. Gerold Prauss, *Kant über Freiheit als Autonomie*, Frankfurt am Main 1983. A. Altmann, *Freiheit im Spiegel des rationalen Gesetzes bei Kant*, Berlin 1982.

²⁴⁰ Petersen, a. a. O., S. 1259.

²⁴¹ VI, S. 229. 邦訳『法論』354頁。

²⁴² VI, S. 230. 邦訳『法論』354-355頁。次の文献を参照。M. J. Gregor, *Laws of Freedom. A Study of Kant's Method of Applying the Categorical Imperative in the „Metaphysik der Sitten“*, Oxford 1963. J. G. Murphy, *Kant. The Philosophy of Right (Philosophers in Perspective)*, London 1970.

²⁴³ VI, S. 231. 邦訳『法論』355頁。

²⁴⁴ VI, S. 219. 邦訳『法論』341頁。

²⁴⁵ Petersen, a. a. O., S. 1259.

²⁴⁶ VI, S. 218. 邦訳『法論』340頁。

²⁴⁷ VI, S. 218f. 邦訳『法論』340-341頁。

²⁴⁸ VI, S. 219f. 邦訳『法論』341-342頁。

²⁴⁹ 次の文献を参照。Wolfgang Kersting, *Wohlgeordnete Freiheit. Immanuel Kants Rechts- und Staatsphilosophie*, Berlin · New York 1984.

²⁵⁰ Petersen, a. a. O., S. 1260.

²⁵¹ カントの自由理解については次の文献を参照。H. Marcuse, *Kant über Autorität und Freiheit*, in: Gerold Prauss (Hrsg.), *Kant. Zur Deutung seiner Theorie von Erkennen und Handeln*, Köln 1973, S. 310-321.

²⁵² Petersen, a. a. O., S. 1259. B. Ludwig, *Der Platz des rechtlichen Postulats der praktischen Vernunft innerhalb der Paragraphen 1-6 der kantischen Rechtslehre*, in: R. Brandt (Hrsg.), S. 218-232.

²⁵³ カント法哲学における自由の概念については次の文献を参照。Der Begriff der Freiheit in Kants Rechtsphilosophie, in: *Philosophische Perspektiven*, Bd. 5, 1973, Klostermann, Frankfurt, S. 78-91. Kristian Kühl, *Eigentumsordnung als Freiheitsordnung. Zur Aktualität der Kantischen Rechts- und Eigentumslehre*, Freiburg i. Br. · München 1984 (Diss. Heidelberg 1978).

²⁵⁴ カントにおける所有概念の中心性については次の文献を参照。S. M. Shell, *The Rights of Reason. A Study of Kant's Philosophy and Politics*, Toronto 1980.

²⁵⁵ Otfried Höffe, *Immanuel Kant. 8., überarb. Aufl.*, München 2014: Beck (Beck'sche Reihe Denker, 506.), S. 224. 邦訳『イマヌエル・カント』藪木栄夫訳、法政大学出版局、1991年、233頁。ヘッフェは、あらゆる法秩序の理性必然的構成要素という意味における制度として所有権を特徴づけている。同様に次の文献も参照。K. Psychopedis, *Untersuchungen zur politischen Theorie von Immanuel Kant*, Göttingen 1980, S. 4.

²⁵⁶ Petersen, a. a. O., S. 1260.

²⁵⁷ Petersen, a. a. O., S. 1260.

追記 本稿は『北陸大学紀要』第42号に掲載予定であったが、諸般の事情により本号に加筆のうえ掲載することとなった。